

府 中 の 環 境

— 令 和 3 年 度 報 告 書 —



環境啓発ポスターコンクール最優秀賞作品 府中第六中学校 2年 古川 凜

令和4年9月

府 中 市

目 次

環境基本計画の推進	
1 環境基本計画の概要	1
2 環境基本計画の重点プロジェクト	6
3 計画の推進体制・進行管理	7
4 府中市環境行動指針	9
5 府中市地球温暖化対策地域推進計画	10
公害問題の現状と対策	
1 大気汚染	12
2 土壌・地下水汚染	20
3 水質汚濁・地盤沈下	29
4 騒音・振動	36
5 悪臭	53
6 放射能	54
7 その他の公害	59
ごみ減量・3Rの推進	
1 廃棄物の種類	62
2 ごみの現状	63
3 3R推進事業の現状	65
4 ごみ収集実績	67
環境整備	
1 まちの美化推進	70
2 環境衛生対策	73
3 ねこ去勢不妊手術費補助	75
緑のまちづくり・自然環境保全の推進	
1 緑のまちづくり	76
2 自然環境保全の推進	76
環境を考える	
1 環境学習・環境啓発	99
2 環境保全活動センター	109
3 地球温暖化対策	110
工場・指定作業場の設置状況	
1 工場数	117
2 指定作業場数	118
府中市の環境の歴史	119

環境基本計画の推進

1 環境基本計画の概要

(1) 計画策定の背景

平成5年に国の「環境基本法」が定められて以来、「環境基本計画」の策定や各種関連法の制定、計画の策定など、環境に対する様々な取組が進められてきました。

市では、平成11年に「府中市環境基本条例」を策定し、条例に示す基本理念の実現のため、平成15年2月に「府中市環境基本計画」を策定し、平成16年2月には、市民・事業者・行政の日常生活及び事業活動における環境保全活動を促進するため、「府中市環境行動指針」を策定しました。その後、地球環境を良好な状態に維持し、地球温暖化を食い止める必要があることから、平成23年3月に「府中市地球温暖化対策地域推進計画」などを策定しました。

このようななか、平成23年3月11日に発生した東日本大震災が未曾有の被害をもたらし、福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散や原子力発電所の運転停止による電力需給の問題など、私たちの暮らしとエネルギー問題を取り巻く状況は新たな局面を迎えています。

さらに、平成23年12月には、市民等の環境保全活動を支援するため府中市環境保全活動センターを開設し、市民・事業者・行政のパートナーシップの拠点として活動を展開するなど、計画や体制の整備を進めてきました。

一方、生物多様性については、平成22年に生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催され、「愛知目標」の合意や「名古屋議定書」の採択など、国における生物多様性の保全への機運が高まりました。

都でも平成24年5月、緑の量を確保する取組に加え、「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定し、今後は緑の量・質ともに配慮した施策が展開されることとなりました。

このようななか、平成26年3月に第1次府中市環境基本計画の計画期間が終了したことから、平成26年度から令和4年度までを計画期間とする第2次府中市環境基本計画を策定し、市のよりよい環境づくりや地球規模の環境問題に貢献し、後世によりよい環境を残すための施策展開を図っています。

府中市環境基本条例に掲げられた基本理念

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営むうえで必要とする良好で快適な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全は、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまちづくりを目的として、すべての者の積極的かつ自主的な取組と相互の協力によって行われなければならない。
 - 3 地球環境の保全は、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

(2) 計画の位置付け

第2次府中市環境基本計画は、「府中市環境基本条例」に基づくものであるとともに、「第6次府中市総合計画」の施策を環境面から具体化し、支えていくものです。

第2次府中市環境基本計画で示す施策の実施に当たっては、他の計画と整合・補完・連携します。また、望ましい環境像の実現には、市民・事業者・行政の連携による環境に配慮した取組が必要なことから、各主体の取組についても示しています。

(3) 対象とする環境の範囲

ア 自然環境(緑や水辺、動植物)

多摩川や崖線など、地域の豊かな自然の保全・創造に関わること。

イ 生活環境(日常の生活活動)

都市型公害や身近な環境汚染に関わること。

ウ 都市・文化環境(生活にやすらぎと潤いを与える快適な空間づくり)

都市づくり、公園や景観、環境美化、まちの歴史や文化などに関わること。

エ 低炭素・循環型社会の構築(地域や国を越えたグローバルな視点での環境への取組)

エネルギー問題や資源循環、地球温暖化など、地球への環境負荷に関わること。

オ 環境パートナーシップ(あらゆる環境の保全・創造の取組に向けた人づくりや実践者の拡大、各主体の連携等)

環境教育・学習や、市民一人ひとりの意識向上、人材教育に関わること。

(4) 計画の期間

第2次府中市環境基本計画の計画期間は、平成26年度から令和4年度までの9年間とします。なお、それ以降の計画は、総合計画の計画期間に合わせます。

計画期間内においても、計画の進捗状況や社会情勢等の変化など必要に応じ、適宜、計画の見直しを行うものとします。

(5) 府中市の環境課題

ア 自然環境に係る課題

近年、都市化が進み、自然とふれあう場が減ったことで、子どもの成長や私たちの心身の健康などへの影響が懸念されています。近年の人間活動による生態系の破壊や生物種の減少、社会構造の変化に伴う里地里山等への働き掛けの縮小、外来種による生態系のかく乱など、豊かな自然が失われつつあります。

今後は、自然環境や生態系の現状を把握し、生き物の生息・生育空間となる緑地や水辺等の保全、絶滅危惧種の保護や外来種の駆除など、地域の特性に応じた生物多様性を保全するとともに、豊かな自然を次世代に残すために、良好な自然環境の保護・回復に取り組む必要があります。

イ 生活環境に係る課題

生活者のマナーやモラルの向上、公共交通機関や自転車・徒歩などへの交通手段の転換、低公害自動車の普及など、誰もが健康で快適に生活できる環境づくりが必要です。

多摩川については、水質改善や雨水の地下浸透対策など水量の確保が必要です。また、工場などの産業型公害は適切な指導、防止対策の推進が必要です。

今後も水質や騒音、大気調査などを継続的に実施し、国等が定める基準値の維持に努めます。また、複雑かつ多様化している公害問題について、国、都、近隣市など関係機関と連携し、迅速に対応する必要があります。

さらに、ダイオキシン類などの有害化学物質による汚染については、測定・調査を充実させ、情報を収集・提供し、使用への注意喚起が必要です。また、東日本大震災の発生に伴い、新たに放射性物質の問題への対応が課題となっています。

ウ 都市・文化環境に係る課題

市には、大國魂神社や馬場大門のケヤキ並木など、歴史的な景観が残されています。一方で、自動車の騒音や振動、安全面の問題、ごみの散乱などの諸問題が発生し、また、放置自転車や屋外広告物などにより景観が阻害されています。たばこや空き缶などのポイ捨ても改善されていません。

今後は、市の歴史的遺産や文化財を保全・活用し、次世代へ継承するとともに、一人ひとりの意識の向上による、秩序ある文化的なまち並みの保全が必要です。

公園については、水と緑のネットワークの形成を基本とした整備を進め、災害時や地域活動に活用できるように、機能の充実を図り、市民や事業者とともに公園づくりに取り組む必要があります。

エ 低炭素・循環型社会の構築に係る課題

地球温暖化、廃棄物の増加や天然資源の枯渇化、生物多様性の損失など、地球規模の環境問題が生じています。我が国のみならず、世界各国と協力し、問題の解決に取り組む必要があります。そのため、省エネルギー化や自然エネルギーの利用、廃棄物の抑制や製品の再利用・リサイクル、生態系の保護など、持続可能な社会づくりに取り組むことが求められます。しかし、現在も資源・エネルギーの大量消費が一般的であるため、市民や事業者一人ひとりの自発的な行動やライフスタイルの転換、意識改革が急務です。

さらに、東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故を背景に、再生可能エネルギー等を活用した自立・分散型エネルギーシステムの導入等による、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが求められています。

今後は、震災後のエネルギー需給の変化及び市民のエネルギー・地球温暖化に関する意識高揚等を踏まえ、建築物の長寿命化や省エネルギー化、低炭素化を促進し、環境に配慮したまちづくりを推進する必要があります。

オ 環境パートナーシップに係る課題

地球温暖化や生態系の破壊など地球環境問題の解決には、市民や民間団体、事業者、教育研究機関、行政などが、地域や国を越えた協働関係を構築することが必要です。また、大気汚染、多摩川の水質汚濁やごみなどについても、広域的な観点から、近隣自治体や関係機関などの連携や解決に向けた共通認識が必要です。

市では、環境啓発イベントや環境学習講座、省エネルギーの推進など、様々な活動を行っていますが、市民や事業者に十分に浸透できていません。今後は、環境情報の収集・提供や環境学習を推進し、自発的な環境保全活動を支援します。また、各主体間の情報交換や連携を促進し、地域の取組や広域的な行政間の連携を推進する必要があります。

市民の環境づくりへの参加については、環境問題に興味を持ち、参加しやすい仕組みや意識

啓発につなげる仕掛けを講じる必要があります。ほかに、若年層の地域社会における環境活動への参加を促すための検討が必要です。

さらに、環境に配慮した活動が十分浸透するよう、府中市環境保全活動センターを拠点として、環境保全学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動を支援し、広めていくことが求められます。

(6) 5つの基本方針

これらの基本方針は、「地球規模で考えて、地域や足元から行動する」という考え方により推進されていきます。

府中市の素晴らしい環境を守り、未来へ残していくために、私たち一人ひとりが率先して考え、行動していきましょう。

ア 基本方針1 水と緑が豊かにあるまちを目指します

水と緑が豊かなまちをつくるためには、生き物の保全や生き物の生息・生育空間となる水辺や緑を守り、育て、多様な生態系の保全に努め、水辺や緑地、公園、農地、街路樹などまちの緑を資源として活用するなど、自然と調和したまちづくりの展開が必要です。

このことから、多摩川や用水路、湧水の保全や水辺とのふれあいの確保などの「水辺の保全と活用」、緑、けやき並木、農地、まちの緑化などの「緑の保全と活用」、生き物の生育空間の確保や生き物の保全などの「生態系の保全」に向けた取組を行っていきます。

イ 基本方針2 安全・安心に健康で暮らせるまちを目指します

安全・安心に健康で暮らせるまちをつくるためには、日常生活や事業活動に伴い発生する公害などを未然に防止し、きれいな空気や水、土、静かで快適な空間の下で生活できるようにする必要があります。

このことから、自動車の排出ガスや工場などの事務所の排出ガスによる大気汚染、悪臭の防止などの「大気環境の保全」、水質や地下水の汚染などの「水環境の保全」、土壌や騒音・振動、地盤沈下などの「土壌の環境保全や他の公害対策」、ダイオキシン類、アスベスト、PCB、放射性物質、光害などの「新たに健康影響が懸念される事象への対応」に向けた取組を行っていきます。

ウ 基本方針3 文化的で快適なまちを目指します

市民が文化的で快適に生活するためには、適切な土地利用の誘導、景観、交通、防災、公園などの都市機能が充実した、歴史や文化にふれあえるまちを築く必要があります。

このことから、道路交通対策、自転車交通対策、歩行者安全対策などの「安全な道路環境づくり」、適切な土地利用の推進、土地利用誘導のための仕組みづくりなどの「適切な土地利用の推進」、魅力ある景観の形成、まちの美化対策などの「景観の保全」、「公園などの整備と活用」、「防災対策」、歴史的環境の保全・整備、文化的環境の保全・整備などの「歴史的・文化的環境の保全」に向けた取組を行っていきます。

エ 基本方針4 低炭素・循環型のまちを目指します

私たちの暮らしは、化石燃料依存型のエネルギーに支えられ、その過程で排出された二酸化炭素等の温室効果ガスにより、地球温暖化が進行しています。これを防止するために、市民・事業者・行政が、足元から行動し、低炭素型・循環型の社会を構築する必要があります。

このことから、市の特性を活かした先進的な取組、公共施設の地球温暖化対策の推進、公

公共交通機関、自転車等の利用の促進、公用車における地球温暖化対策の推進、学校のエコスクール化などの「エネルギー消費量の削減」、再生可能エネルギーの利用促進、高効率なエネルギーの利用促進などの「地球温暖化対策」が求められます。また、ごみ・3Rについては、市民や事業者へ3Rを啓発する取組や支援、府中市リサイクルプラザの安定操業と効率化の検討、クリーンセンター多摩川の安定操業と中間処理残さのリサイクル、最終処分量ゼロの継続、中間処理施設等の非常事態時における相互支援、新たな資源化の調査研究などの「ごみの適正処理」に向けた取組を推進していきます。

オ 基本方針5 環境パートナーシップの育つまちを目指します

地域社会において市民・事業者・行政のパートナーシップが構築され、市で生活し、事業活動を行う全ての人々が持続可能な社会を実現していくための環境配慮行動を実践していくことが求められます。

また、将来にわたり市の環境を保全していくために、市の次世代の環境を担う子どもたちが、環境について学び、行動していくための社会を構築していくことが重要です。

このことから、学校における環境教育・学習の推進、環境学習の機会の充実、環境学習の指導者の育成などの「地域の環境保全活動の推進」、環境マネジメントシステム等の推進、市民、事業者に対する環境配慮への意識啓発等の充実などの「地球市民としての行動の推進」、「広域連携の推進」、「市民・事業者・行政の連携」に向けた取組を推進していきます。

2 環境基本計画の重点プロジェクト

多種多様な環境問題の解決には、各取組に向けて連携する「横断的な取組」が必要です。

このことから、重要性、緊急性が高く、市の環境の特性を活かすための軸となる施策を「3つの重点プロジェクト」として設定し、市民・事業者・行政のパートナーシップによる、より強力な取組を展開していくものとします。

(1) 重点プロジェクト1 府中市の歴史と景観を彩る「自然」とともに歩む環境づくりプロジェクト

自然資源を守ることは、府中市らしさを次世代に伝えることはもちろん、生物多様性の保全のためにも欠かせない取組であり、特に重要な課題となります。

今後は、市がこれまで取り組んできた「水と緑のネットワーク」の形成をさらに進め、生物多様性の保全の重要性を視野に入れながら、市の歴史と景観を形成してきた自然環境の保全に向け、一層の取組を実施していきます。

- ア 「水と緑のネットワーク」を形成し、府中市の自然や景観を守り育てる
- イ 生物多様性の保全に向けた行動を推進し、人と自然が共生したまちをつくる
- ウ 府中市のまちを特色づける、歴史的景観を保全する

(2) 重点プロジェクト2 安全・安心な地球、そして、府中市を守り育てる環境づくりプロジェクト

市では、これまで二酸化炭素排出量の削減やごみ減量施策など様々な施策を展開し、市民・事業者・行政のパートナーシップによる取組の強化を図ってきました。

そのようななか、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、電力供給や放射性物質の拡散の問題などが発生し、私たちの暮らしとエネルギー問題を取り巻く状況は、新たな局面を迎えました。

今後は、地球温暖化対策やごみ減量対策、さらに低炭素型・循環型社会の構築に有益となる取組を総合的に展開し、他の自治体と連携しながら、さらに取組を強化していきます。

- ア 自然エネルギーの利用や省エネルギーを推進し、二酸化炭素排出量の削減に努める
- イ 市民一人ひとりが、3Rを推進し、ごみの少ないまちをつくる。

(3) 重点プロジェクト3 一人ひとりがともに考え行動する環境パートナーシップの強化

環境問題を解決し、良好な環境をつくるためには、市民・事業者・行政のパートナーシップによる取組が必要不可欠です。

市では、環境学習の機会、交流、活動の場を提供し、環境保全活動を支援するため、平成23年12月に府中市環境保全活動センターを開設しました。市民や事業者がセンターを活用し、地域のパートナーシップの構築及び市内で活動する全ての人の環境配慮行動が求められます。

また、地域や学校等で、子どもから大人まで環境について学び、考える環境をつくり、多くの市民が環境保全行動への意欲を向上させる仕組みをつくることも重要です。

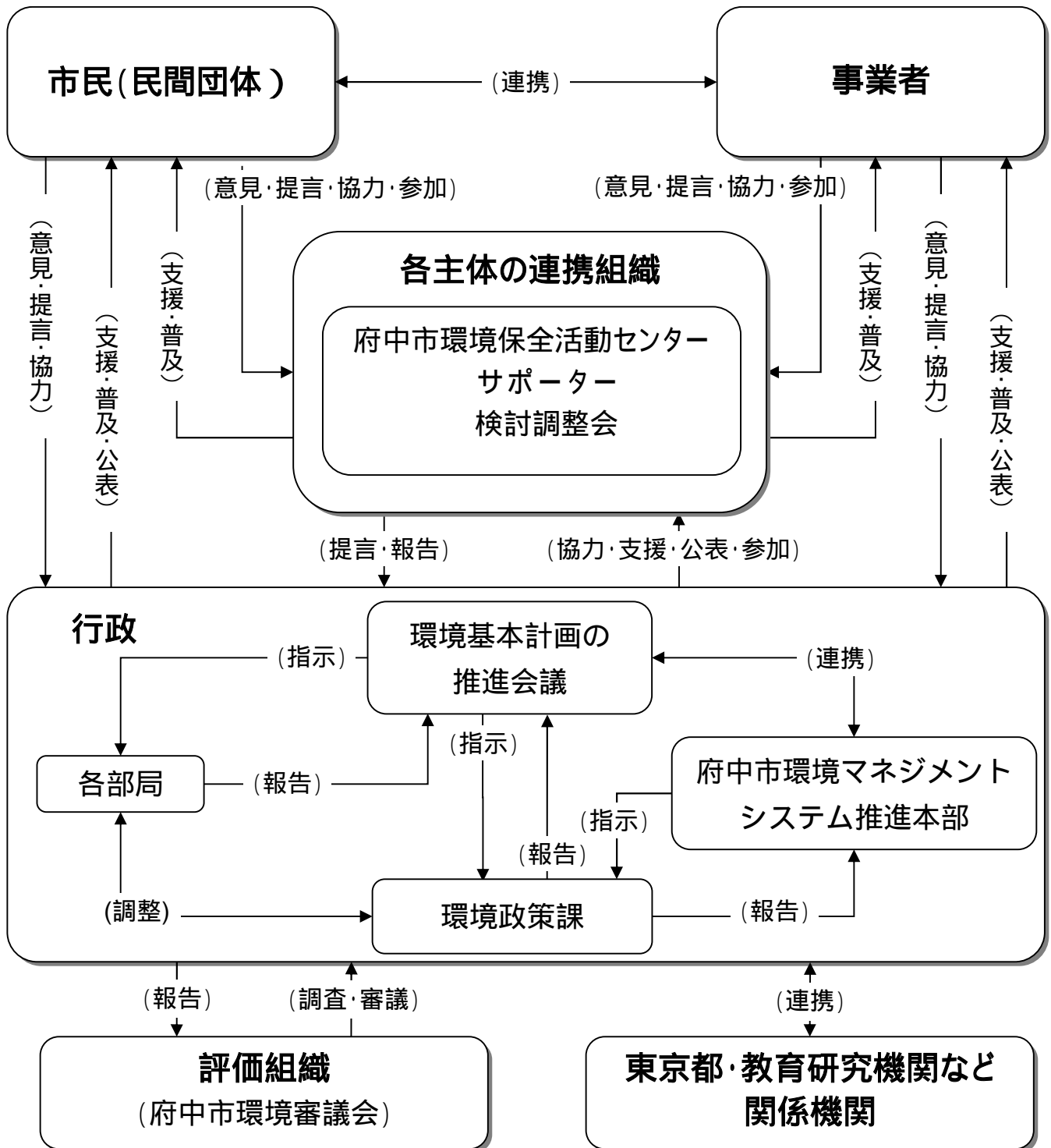
今後は、地域社会における環境保全活動を促す仕組みを構築し、センターを中心に、多くの市民や事業者等が、ともに考え行動する環境づくりに取り組んでいきます。

- ア 環境を学ぶ機会を積極的に創出し、環境問題に対する興味や関心の向上を図る
- イ 府中市環境保全活動センターを活用した市民等のパートナーシップを構築する
- ウ 学校をエコスクール化するとともに、環境教育・学習を推進する

3 計画の推進体制・進行管理

第2次府中市環境基本計画の確実な推進のため、市民・事業者・行政のそれぞれが主体的に行動し、適切に連携しながら計画に取り組むことが必要です。そのため、次のような各主体の役割と連携体制をもって、継続的に進行管理を行い、計画を推進します。

(1) 推進体制



ア 市民(民間団体)の役割

市民の環境保全行動を実践し、毎日の暮らしのなかで環境への負荷の低減に努めます。また、環境基本計画の進捗や目標の達成状況を点検し、意見交換をするほか、提言に努めます。

イ 事業者の役割

事業者の環境保全行動を実践し、事業活動において環境への負荷の低減に努めます。また、環境学習、環境保全行動などに参加・協力し、市民や行政との意見及び情報交換に努めます。

ウ 行政の役割

環境基本計画に基づく施策を推進するため、市民・事業者・行政に対する環境行動指針を策定します。また、職員一人ひとりが事務業務における環境配慮に取り組みます。さらに、環境の現状や環境基本計画の進捗などの情報を提供し、新しい情報の収集と提供に努めます。

エ 各主体の連携組織の役割

市民・事業者・行政などが相互に意見を交換し、基本計画の進捗状況について検討します。また、環境保全行動の場や環境情報の提供などを行い、市民や事業者の環境保全行動を支援します。なお、各主体の進捗状況の確認は、府中市環境保全活動センターを中心として行います。

オ 評価組織の役割

市民・事業者・行政について、環境保全に関わる活動状況や環境基本計画の進捗状況を調査し評価します。なお、評価は、環境審議会を中心として行います。

(2) 進行管理体制

市民・事業者・行政が連携し、環境基本計画の進捗を把握し、結果を公表します。また、市民ボランティアによる環境調査、ISO14001に基づく「自己適合宣言」を行ったことに伴い、専門機関や他自治体職員の協力を得ながら実施する環境マネジメントシステムにおける環境監査、府中市環境保全活動センター検討調整会の意見交換などを通じて、環境施策の進捗状況を点検し、計画の見直しや改善を行います。

(3) 進行管理の手法

「環境施策と各主体の行動」に基づき、第6次府中市総合計画や他の計画を注視し、適宜、考え方や施策との整合を確認しながら、重要性、緊急性が高い「3つの重点プロジェクト」に示した「取組」の結果と「指標」の進捗を管理します。

なお、市の環境施策は、重点プロジェクトを「府中市環境行動指針」として再編し、府中市環境マネジメントマニュアルにのっとり、監視・測定します。

4 府中市環境行動指針

(1) 指針策定の経緯

府中市環境基本条例に基づき、府中市環境基本計画の理念を実践し、その目的を達成するため、市・市民・事業者の日常活動及び事業活動における具体的かつ実践的な環境保全の行動を定めた指針が必要となり、平成16年に「府中市環境行動指針」を策定しました。

こうしたなか、第1次府中市環境基本計画の計画期間終了に伴い、第2次府中市環境基本計画を策定したことから、府中市環境行動指針を見直しました。

府中市環境行動指針は、第2次府中市環境基本計画の望ましい環境像「人も自然もいきいきする環境都市・府中」の実現に当たり、市・市民・事業者の日常生活及び事業活動における具体的かつ実践的な環境保全行動を促進するための手引書となるものです。

(2) 指針の概要

府中市環境行動指針は、府中市環境基本条例第8条に基づき策定するものです。

第2次府中市環境基本計画に位置付けられている「重点プロジェクト」で示した各主体の取組内容を踏襲したものであり、特に市民・事業者の環境保全行動を促進するに当たって必要に応じた情報を補完し、「行動マニュアル」として市民や事業者が興味を持ち、読みやすいように再編したものです。

5 府中市地球温暖化対策地域推進計画

(1) 計画の背景と目的・位置づけ等

ア 策定の背景

地球温暖化に起因すると考えられる「集中豪雨の発生など気候変動に伴う異常気象の頻発」、「熱中症などの健康被害の増加」などの影響が現れており、今後、気温の上昇とともに加速する恐れがあります。

このことから、地球環境を良好な状態に維持するためには、地球温暖化をくい止めることが緊急の課題となっています。

イ 計画策定の意義

市では、市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組み、温室効果ガス排出量を抑制します。

ウ 計画の目的及び位置づけ

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、都道府県並びに指定都市、中核市及び特例市に対し、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策)」の策定を義務付けています。

市では、実行計画(区域施策)の策定義務はないものの、地球温暖化対策を確実に遂行していくために、自主的に計画を策定することとしました。

エ 中間見直し

平成28年度に、策定から5年が経過したことから、本計画における目標の到達状況や施策・事業の進捗状況を把握・検証するとともに、社会経済の変化やエネルギー構成の変化、地球温暖化対策に関連する国内外の動向を踏まえ、より効果的な施策・事業を展開するため、本計画の見直しを行い、基準年度や計画期間、目標値等の変更を行いました。

オ 計画の対象

(ア) 計画期間

計画の期間は、平成23(2011)年度から令和4(2022)年度までとします。

(イ) 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策の推進に関する法律で規定される温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素の7種類ですが、本市における温室効果ガスの排出量の95パーセントを二酸化炭素が占めることから、本計画の目標対象は二酸化炭素排出量とし、基準年は、平成25(2013)年度とします。

基準年とは、温室効果ガスの削減目標を設定する際の基準となる年のことです。

(2) 基本方針

ア 府中市で暮らし働く「みんな」で地球温暖化対策に取り組みます。

各自が自身の役割を十分に自覚するとともに、各主体間の協力・支援体制を確立し、より大きな地域力を発揮し、地球温暖化対策に取り組みます。

イ 再生可能エネルギーの導入および省エネ機器等の普及を促進します。

再生可能エネルギーの導入、および省エネ機器等の活用は、持続可能性と快適さを両立するための有効な取組です。

ウ 府中市環境保全活動センターを核とした温暖化対策先進地域を目指します。

「府中市環境保全活動センター」を中心に、地球温暖化に関する「情報の集約・発信」、「環境学習・環境教育の推進」、「市民・事業者の支援」を行い、市民・事業者・行政が連携し、対策を推進します。

(3) 二酸化炭素排出量の削減目標

令和4(2022)年度までに
平成25(2013)年度比で13%の削減

(4) 重点プロジェクト

市では、特に次の6つのプロジェクトについて、重点的に取り組みます。

ア 日々の暮らし・働き方に対する普及啓発プロジェクト

- (ア) 「低炭素の暮らし方・働き方」に関する情報提供
- (イ) 市民、事業者の取組効果の見える化制度の検討
- (ウ) 市民、事業者の取組状況を把握するための仕組みの検討

イ 家電・自動車の買い替え時の省エネ配慮推進プロジェクト

- (ア) 省エネ機器、環境配慮型自動車等に関する情報発信
- (イ) 販売店の取組支援
- (ウ) 助成制度等に関する情報発信

ウ 住まい・事業所における低炭素の工夫推進プロジェクト

- (ア) 自然の涼をとるための工夫に関する情報発信
- (イ) 太陽光発電等の自然エネルギー機器に関する情報提供
- (ウ) 住宅、建築物の省エネ基準等の評価基準に関する情報発信
- (エ) 国、都等の補助制度等に関する情報発信

エ 地球温暖化対策への「市民参加」プロジェクト

- (ア) 「打ち水」や「ライトダウン」などのイベントの開催・参加
- (イ) 市内各所の清掃活動への参加
- (ウ) 市のカーボンオフセット事業への参加・協力
- (エ) 農地を活用したイベントの開催
- (オ) 先進企業との連携による企業見学会の開催
- (カ) エコハウス設備設置補助金の効果的な運用

オ 「廃棄物削減」プロジェクト

- (ア) 府中市一般廃棄物処理基本計画に基づく取組の推進(マイバッグ・マイボトルの持参推進、3Rの推進、回収の効率化等)

カ 地球温暖化対策に関する「環境教育推進」プロジェクト

- (ア) 市民参加型の環境学習プログラムの提供と参加促進
- (イ) 小中学校を対象とした「エコスクール化」の推進

公害問題の現状と対策

1 大気汚染

(1) 大気汚染の現状

大気汚染とは、産業の発展、人口の集中、自動車交通の普及などの結果、通常は大気中に存在しない物質が排出され、人の健康と生活環境に対して望ましくない影響を与える状態のことをいい、光化学スモッグや酸性雨の原因にもなっています。

工場の煙突などから出るばい煙は、各種規制により大幅に改善されましたが、自動車交通量は増え続けているため、現在は自動車(特にディーゼル車)からの排出ガスが大きな原因となっています。

このような状況を改善するため、国では自動車排ガス規制の前倒しや、自動車NO_x・PM法の改正、強化を実施しており、また東京都を含む九都県市では平成15年10月(相模原市は平成22年4月)からディーゼル車排出ガス規制をスタートし、効果をあげています。

市でも、アイドリングストップやエコドライブ、水曜日のノーカーデーを呼びかけるとともに、事業者や関係機関との連携を図りながら、地域の実態に応じた対策を進めています。

人体に健康被害を及ぼすおそれのある主な大気汚染物質について

用語説明

二酸化硫黄(SO₂)

硫酸化物(SO_x)の一種で、硫黄成分を含む物質を燃焼することで発生する刺激性の気体です。水と反応して亜硫酸(H₂SO₃)に変化するため亜硫酸ガスとも呼ばれ、酸性雨の原因です。呼吸器を刺激し、ぜんそく等の疾病の原因になるといわれています。

一酸化炭素(CO)

燃料の不完全燃焼により発生する無色無臭の気体で、そのほとんどは、自動車から排出されるといわれています。

酸素よりも血液中のヘモグロビンと結合しやすく、人体に入ると酸素を供給する能力を阻害し、高濃度では、頭痛、吐気、めまい、全身倦怠等の症状が現れます。

二酸化窒素(NO₂)

窒素酸化物(NO_x)の一種で、赤褐色、水と反応して硝酸(HNO₃)や亜硝酸(HNO₂)に変化するため酸性雨の原因になります。また、光化学オキシダントの元です。空気中や燃料中の窒素分が、高温で酸化することで発生し、都内では原因の多くが自動車だといわれています。

水に溶けにくいので、呼吸器の奥まで入り込んでしまい、長時間の吸引で呼吸器感染症への抵抗力が低下し、アレルギーを引き起こしやすくします。また、血液中に溶けて流れている間に、がんを引き起こす化合物を創り出すといわれています。

浮遊粒子状物質(SPM = Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10μm(1μmは1mmの千分の1)以下のものをいい、数か月も浮遊している微粒子で、土壌の巻上げなど自然界に起因するものもありますが、自動車の排気に含まれる黒鉛が3~4割を占め、問題となっています。

微小粒子状物質(PM_{2.5} = Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が2.5μm以下のものをいい、非常に小さいため肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

光化学オキシダント(O_x)

光化学スモッグの構成物質です。自動車や工場から排出される窒素酸化物や炭化水素(有機溶剤等)が太陽光に含まれる紫外線を吸収し化学変化をします。

強い酸化力を持っていますので、喉や目の粘膜に付着し刺激を与える(喉が痛くなる、目がチカチカする)ほか、植物(特にアサガオ等の保護層の薄いもの)の葉を枯らすなどの影響が知られています。

(2) 大気汚染物質の監視

ア 監視体制

大気汚染を監視するため、市では常時測定局を設置し、大気の成分測定を行っています。

東京都が設置している府中市四谷測定局(府中市四谷 4-16-4)をはじめ、市内の東西をほぼ均等に監視できるようになっています。

一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は常時測定しています。

	名称	所在地	
1	押立測定局	押立町1-37	市所有地
2	武蔵台測定局	武蔵台2-2	武蔵台公園内
3	四谷測定局	四谷4-16-4	四谷南通第2緑地内
4	朝日測定局	朝日町1-31	北の原公園内

平成30年度から押立測定局・四谷測定局は廃止。

また、市内の幹線道路際の大気汚染を監視するため、移動測定車「おおぞら号」を次の表の通り1か月ごとに移動させて測定をしています。

	測定月		所在地	調査地点	道路名
	4月	12月			
1	4月	12月	浅間町4-5	蛇窪台公園	新小金井街道
2	5月	11月	是政2-20	是政文化センター	中央自動車道
3	6月		寿町3-7-1	寿町3丁目公共用地	府中街道
4	7月	2月 ^(R4)	寿町3-1	寿町公園	甲州街道
5	8月	1月 ^(R4)	四谷5-44	四谷さくら公園	多摩川通り
6	9月	3月 ^(R4)	北山町4	見返り坂公園	所沢府中線
7	10月		西府町4-21	府中第十中学校	10中通り

イ 環境基準

人の健康を維持する上で維持されることが望ましい行政上の目標です。

なお、1時間値とは正時(分秒の値が0の時刻)から次の正時までの1時間に測定された各物質の量です。

8時間平均値は1日(=24時間)を8時間毎の3つの時間帯に分けたそれぞれの時間帯での平均値です。(1日3回集計します)

物質名	環境基準
SO ₂	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
CO	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
NO ₂	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
SPM	1時間値の1日平均値が0.1mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
PM _{2.5}	1年平均値が15µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m ³ 以下であること。
Ox	1時間値が0.06ppm以下であること。

(SO₂: 二酸化硫黄、CO: 一酸化炭素、NO₂: 二酸化窒素、SPM: 浮遊粒子状物質、PM_{2.5}: 微小粒子状物質、Ox: 光化学オキシダント)

用語説明

ppm(parts per million)

ppmは、大気中における気体の大気汚染物質の濃度を単位として用いたもので、「100万分の1」を意味します。気体の大気汚染物質の濃度を表す場合、ある体積の大気中に含まれる汚染物質の体積を表します。すなわち1ppm=1m³/m³です。

ウ 評価

ここでいう評価とは測定した大気の状態が環境基準を満たしているかどうかを判定することです。

環境基準を満たしていれば達成、満たしていなければ非達成となります。

物質毎に異なる評価方法があります。

なお、どの評価方法でも年間の測定時間が6,000時間未満のものは評価できません。

(ア) 短期的評価

健康への急性影響がある**光化学オキシダント**が対象です。

測定を行った日についての1日平均値、8時間平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

(イ) 長期的評価

健康への慢性影響がある**二酸化窒素**と**微小粒子状物質**が対象です。

98%値と年平均値を環境基準と比較して評価します。

(ウ) 併用評価

短期的評価と長期的評価を両方行います。

健康への急性・慢性影響がある**二酸化硫黄**、**一酸化炭素**、**浮遊粒子状物質**が対象です。

短期的評価は、測定を行った日について1日の平均値、8時間の平均値、又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行います。

長期的評価は、2%除外値を環境基準と比較して評価します。ただし、環境基準値を超える日が2日以上連続した場合には、非達成とします。

用語説明

有効測定日数

1年間の測定できた日数です。

2%除外値

1年間の全ての測定値(日平均値)の内、高い方から有効測定日数の2%にあたる日数番目の測定値を除外して、残った測定値の内、最高になった測定値です。

98%値

1年間の全ての測定値(日平均値)の内、低い方から有効測定日数の98%にあたる日数番目の測定値です。

例えば、有効測定日数が350日間の場合、2%の日数は7日間、よって、測定値の高い方の1番目から7番目の分除いた、8番目に高い値が2%除外値です。一方、98%の日数は343日、測定値の低い方から343番目の値です。見方を変えると、 $350 - 343 = 7$ ですから、高い方の1番目から7番目の値を除いた値、つまり、8番目に高い値が98%値です。

このように、2%除外値と98%値はほとんど一致しますが、計算式が異なるため一致しない場合があります。たとえば有効測定日数が325日の場合、2%除外値は高い方から6.5日間(7日間を除いた8番目の値)、98%値は318.5日間(低い方から319番目、高い方から $325 - 319 = 6$ 日間を除いた7番目の値)です。

これらの値を環境基準と比較して評価をする理由は、測定値の最高値から有効日数の2%に当たる日数の測定値は測定誤差による評価対象外の値とされているためです。

大気汚染物質測定結果の経年変化(単位はCO,NO₂,O_xともにppm、SPMはmg/m³、PM_{2.5}はμg/m³)
(CO:一酸化炭素、SPM:浮遊粒子状物質、NO₂:二酸化窒素、O_x:光化学オキシダント、PM_{2.5}:微小粒子状物質)

局名	年度	CO			SPM			NO ₂			O _x (5時~20時)			PM _{2.5}		
		環境基準		年平均値	環境基準		年平均値	環境基準		年平均値	環境基準		年平均値	環境基準		
		達成状況	2%除外値		達成状況	2%除外値		達成状況	98%値		達成状況	1時間値の最高値		達成状況	98%値	年平均値
押立局	29		0.5	0.2		0.035	0.017		0.039	0.021	-	ND	-	-	ND	-
	30	平成30年度より廃止														
	元															
	2															
3																
武蔵台局	29		0.6	0.4		0.037	0.016		0.036	0.017	-	ND	-	-	ND	-
	30		0.6	0.3		0.041	0.017		0.033	0.013	-	ND	-	-	ND	-
	元		0.5	0.3		0.034	0.014		0.027	0.012	-	ND	-	-	ND	-
	2		0.6	0.3		0.036	0.015		0.029	0.012	-	ND	-	-	ND	-
	3		0.5	0.3		0.028	0.013		0.025	0.012	-	ND	-	-	ND	-
四谷局	29		0.6	0.3		0.035	0.016		0.032	0.015	-	ND	-	-	ND	-
	30	平成30年度より廃止														
	元															
	2															
3																
朝日局	29		0.6	0.3		0.037	0.016		0.033	0.013	-	ND	-	-	ND	-
	30		0.6	0.3		0.037	0.016		0.032	0.012	-	ND	-	-	ND	-
	元		0.5	0.3		0.038	0.015		0.026	0.012	-	ND	-	-	ND	-
	2		0.5	0.3		0.039	0.015		0.030	0.012	-	ND	-	-	ND	-
	3		0.5	0.3		0.027	0.012		0.028	0.012	-	ND	-	-	ND	-

…環境基準を達成した。×…環境基準を達成しなかった。 …不明。ND…測定しなかった。

令和3年度測定結果(各局,月平均値)(単位はCO、NO₂、NOともにppm、SPM、PM2.5はmg/m³)
 (CO:一酸化炭素、SPM:浮遊粒子状物質、NO₂:二酸化窒素、NO:一酸化窒素、PM2.5:微小粒子状物質)

武蔵台局		CO	SPM	NO ₂	NO
	4月	0.3	0.015	0.009	0.001
	5月	0.3	0.016	0.009	0.001
	6月	0.3	0.013	0.007	0.001
	7月	0.2	0.014	0.008	0.001
	8月	0.2	0.015	0.007	0.001
	9月	0.3	0.013	0.008	0.001
	10月	0.2	0.011	0.011	0.003
	11月	0.3	0.012	0.016	0.007
	12月	0.4	0.009	0.018	0.011
	1月	0.4	0.009	0.017	0.008
	2月	0.4	0.010	0.017	0.006
	3月	0.4	0.014	0.012	0.002
	通年	0.3	0.013	0.012	0.004

朝日局		CO	SPM	NO ₂	NO
	4月	0.2	0.014	0.008	0.001
	5月	0.2	0.015	0.009	0.001
	6月	0.2	0.014	0.008	0.001
	7月	0.2	0.015	0.008	0.002
	8月	0.2	0.015	0.007	0.002
	9月	0.2	0.012	0.008	0.001
	10月	0.3	0.011	0.010	0.002
	11月	0.3	0.011	0.017	0.005
	12月	0.4	0.010	0.018	0.011
	1月	0.3	0.009	0.016	0.006
	2月	0.3	0.009	0.017	0.005
	3月	0.2	0.013	0.012	0.002
	通年	0.3	0.012	0.012	0.003

環境測定車(おおぞら号)	道路名	測定場所		CO	SPM	NO ₂	NO	PM2.5
	新小金井街道	蛇窪台公園	4月	0.2	0.012	0.011	0.001	9.3
			12月	0.4	0.010	0.021	0.013	8.4
	中央自動車道	是政文化センター	5月	0.3	0.014	0.011	0.001	9.9
			11月	0.3	0.011	0.019	0.007	9.1
	甲州街道	寿町公園	7月	0.3	0.015	0.014	0.005	8.9
			2月	0.4	0.010	0.024	0.010	9.0
	多摩川通り	四谷さくら公園	8月	0.2	0.016	0.010	0.005	8.1
			1月	0.3	0.009	0.020	0.012	10.0
	所沢府中線	見返り坂公園	9月	0.3	0.012	0.010	0.001	7.5
			3月	0.3	0.014	0.014	0.002	10.6
	府中街道	寿町3丁目公共用地	6月	0.2	0.013	0.011	0.001	8.9
	10中通り	府中第十中学校	10月	0.2	0.010	0.010	0.001	7.1

(3) 光化学(こうかがく)スモッグの監視

ア 光化学スモッグとは

工場や事業場、自動車などから大気中に排出された窒素酸化物などが、太陽光線に含まれる紫外線により化学反応を起こし、「光化学オキシダント」と呼ばれる物質になります。

高濃度の光化学オキシダントは、人の目や呼吸器などを刺激して、健康被害が発生する場合がありますのでご注意ください。

光化学スモッグ注意報などの情報が東京都から提供された場合、市では、小・中学校や保育所などの市施設や鉄道各駅などにファクシミリや電話継送によって連絡をすることで、被害の未然防止に努めています。

また、東京都環境局では、都内を8地域に分けて、基準測定点におけるオキシダント濃度が緊急時の発令基準以上になった場合は、光化学スモッグ注意報等の情報を電子メールで配信しています。

詳しくは、東京都環境局のホームページをご覧ください。

<http://www.ox.kankyo.metro.tokyo.jp/ox.php>

イ 発生情報提供の状況

令和3年度に東京都全体で注意報が発令された日数は6日であるのに対し、府中市を含む多摩中部地域では2日で、多摩中部地域での学校情報提供日数は10日でした。

発令基準	学校情報:オキシダント濃度が0.10ppm以上で継続するとき 予報:注意報以上の状態が予想されるとき 注意報:オキシダント濃度が0.12ppm以上で継続するとき 警報:オキシダント濃度が0.24ppm以上で継続するとき
------	--

(ア) 光化学スモッグ注意報発令日数の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
都内	9	14	5	6	9	7	6	6
多摩中部	5	8	3	1	4	5	1	2

(イ) 光化学スモッグ学校情報提供日数の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
都内	28	25	15	17	22	16	17	16
多摩中部	18	19	8	9	16	8	7	10

(ウ) オキシダント濃度0.12ppm以上の延べ時間数の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
都内	401	445	80	159	210	197	129	116
府中市	21	15	2	3	7	1	0	4

(エ) 光化学スモッグによると思われる被害者発生状況の推移

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
都内	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩中部	0	0	0	0	0	0	0	0
府中市	0	0	0	0	0	0	0	0

平成10年度から府中市は多摩西部地区から多摩中部地区に変更となりました。

東京都内を区東部、区北部、区西部、区南部、多摩北部、多摩中部、多摩西部、多摩南部の8地域に分け、光化学スモッグ等大気汚染情報が提供されています。

府中市内への緊急時の発令・解除は、立川市、府中市、小金井市、調布市、狛江市の基準測定点5か所の測定結果に基づき、府中市を含む多摩中部地域に行われます。

(4) 酸性雨の監視

雨には大気中の二酸化炭素が溶け込むため、汚染されていない状態でもpHは5.6程度となっています。(純水は中性pH7.0)

そのため、酸性雨は、大気汚染物質が原因でpH5.6以下となる雨をいいます。主な大気汚染物質である窒素酸化物と硫黄酸化物は、水に溶けるとそれぞれ強い酸性を示すため、このような物質が雨に溶け込むと酸性になります。

また、酸性雨は、空気を汚したところだけに降るわけではなく、風に乗って遠くまで運ばれるため広い地域に降り注ぎます。世界各地で発生している地球環境問題の一つです。

市では、平成3年度に酸性雨自動測定機を市立教育センターに設置し、平成4年度から通年で観測しています。令和3年度の測定結果は、年間降水量が1,331mm、平均pH5.3で依然として酸性雨が観測されています。(1・2月は測定機故障のため欠測)

用語説明

pH (potential Hydrogen ピーエッチ)

水素イオン濃度を表す指数です。水素イオン濃度の逆数の対数で示されるため、水素イオン濃度が高い(=酸性が強い)程、値は小さくなります。

令和3年度酸性雨自動測定機による調査結果

	pH	降水量 (mm)	電気伝導度 (μ s/cm)	回数
4月	5.0	89	1.94	6
5月	6.1	19	0.06	7
6月	4.9	194	3.51	5
7月	4.6	157.5	10.08	12
8月	5.0	343.5	24.05	8
9月	4.8	179.5	6.66	6
10月	5.4	57	1.38	10
11月	5.1	164.5	4.23	5
12月	5.9	44.5	0.05	4
1月	-	-	-	-
2月	-	-	-	-
3月	5.8	82.5	1.91	7

酸性雨自動測定機調査結果の推移

	年平均 pH	年間降水量 (mm)
平成22年度	5.0	1,335
平成23年度	4.7	1,234
平成24年度	4.9	1,218
平成25年度	4.9	1,059
平成26年度	4.9	1,047
平成27年度	4.8	1,057
平成28年度	5.1	877
平成29年度	5.0	1,543
平成30年度	5.0	1,144
令和元年度	4.8	1,805
令和2年度	5.2	1,356
令和3年度	5.3	1,331

市民による酸性雨調査 pHの推移

	8月	9月		8月	9月
平成20年度	4.7	4.5	平成27年度	4.5	4.5
平成21年度	5.1	4.6	平成28年度	5.0	4.8
平成22年度	4.9	4.9	平成29年度	4.3	4.9
平成23年度	4.8	5.2	平成30年度	4.7	4.8
平成24年度	5.2	4.6	令和元年度	5.0	4.8
平成25年度	4.1	5.1	令和2年度	4.8	6.1
平成26年度	5.0	4.5	令和3年度	6.0	6.0

市民による酸性雨調査 降水量(mm)の推移

	8月	9月		8月	9月
平成20年度	409	265	平成27年度	213	216
平成21年度	134	26	平成28年度	422	299
平成22年度	61	367	平成29年度	129	166
平成23年度	151	263	平成30年度	132	278
平成24年度	20	414	令和元年度	92	194
平成25年度	128	150	令和2年度	70	137
平成26年度	157	96	令和3年度	119	105

(5) 酸性雨の成分分析調査

水のpHは、溶けている物質のバランスで決まるため、雨に窒素酸化物などの酸性物質が多く溶けていても、それらを中和する作用をもつ土壌成分などが多く溶けていると酸性にならない場合があります。そこで、酸性雨調査では、pHだけではなく、雨に溶けている汚染物質の内容を調べる必要があります。雨が酸性でなくても、汚染物質を多く含んでいれば、土壌などへ与える影響は大きくなります。市では、東京農工大学と共同で、自動測定機で採取した雨水の成分分析調査を行っています。

(6) アスベストの現状

ア アスベストとは

漢字で「石綿」と書き、「せきめん」「いしわた」とも呼ばれ自然界に存在する鉱物繊維です。丈夫で、熱に強く、多くの薬品に溶けません。また、繊維が絡み合う綿状になるので、保温性に優れ、電気的絶縁性に優れています。安価であったため、大量に使われていました。

イ 使用の経緯

1970年から1990年にかけて大量に輸入され、その多くは、建材として建築物に使用され、その他、化学プラント設備用のシール材、摩耗材等の工業用品等に使用されてきました。

ウ 病気の原因と判明、使用禁止に

アスベストの繊維は、目に見えないくらい細く、軽いため飛散しやすく、空中に飛散した繊維を吸いこむと、丈夫である特徴が裏目に出て、肺の中に留まり続け、20年から40年の潜伏期間を経て、肺がんや中皮腫という病気を引き起こす可能性が高いと判明しました。そのため、現在、使用等は全面禁止となっています。

エ 解体・改修工事では、届出を

今後アスベスト製品を使用した建築物の解体等が増加すると見込まれます。新たな被爆者の発生をなくすため、吹き付けアスベストやアスベスト保温材を使用している建築物を解体するときや改修するときは、飛散を防止するための措置とともに届出も必要となります。

なお、大気汚染防止法等では、令和2年度に大幅な改正が行われ、アスベストの種類に応じた作業基準の設定や、直接罰の適用などこれまで以上に厳格に管理が行われます。

2 土壌・地下水汚染

(1) 土壌汚染調査

廃棄物の投棄や、工場・事業場での化学物質の漏れなどにより、土壌汚染が発生します。地下水は土壌中を流れているため、土壌汚染は地下水の汚染をひきおこします。したがって、地下水汚染を改善するためには、化学物質の管理を徹底するほか、土壌汚染対策に取り組む必要があります。このような状況から、平成13年に東京都環境確保条例が改正され、平成15年には土壌汚染対策法が施行されました。平成13年10月から施行された東京都環境確保条例に基づく土壌汚染対策では、有害物質取扱事業者と土地改変者に、土壌汚染の調査や対策が義務付けられました。

人体に健康被害を及ぼすおそれのある主な土壌・地下水汚染物質について

トリクロロエチレン(C₂HCl₃)

有機塩素化合物の一種で、エチレン(C₂H₄)の水素(H)原子3個が塩素(Cl)に置き換わったものです。洗浄剤として工業的に広く使われていました。しかし発癌性が指摘されたため、他の洗浄剤への切り替えが進んでいます。

テトラクロロエチレン(C₂Cl₄)

有機塩素化合物の一種で、エチレンの水素原子4個が塩素に置き換わったものです。トリクロロエチレンの代替洗浄剤として工業的に広く使われています。

1,1,1-トリクロロエタン(C₂H₃Cl₃)

有機塩素化合物の一種で、エタン(C₂H₆)の水素原子3個が塩素に置き換わったものです。「1,1,1」とは分子中の2個の炭素(C)の内、片方の炭素にのみ塩素3個が結合していることを表し、それにより弱い電氣的極性(親水性)を持ちます。フロンと同様にオゾン層を破壊する物質と判明してからは、生産や使用ができなくなっています。

これらの汚染物質はいずれも揮発性を持ち、土壌に吸着されにくいため広く拡散する性質があります。拡散範囲に地下水があると、地下水も汚染することになります。

(2) 地下水汚染調査

昭和57年に市北西部にある水道水源井から高濃度のトリクロロエチレンが検出されました。その後、国内の各地で様々な汚染物質が地下水から検出され、全国的な問題となりました。

ア 井戸水質調査

平成4年度から、地下水汚染の監視を目的に、民間の井戸で水質調査を実施しています。調査項目は、トリクロロエチレン等の有機塩素系化合物3項目で、令和3年度の調査結果では、環境基準値より高い値の地点はありませんでした。

各種汚染物質の調査地点数、その内の環境基準を超過している地点数、最大測定値の年次推移
トリクロロエチレン(環境基準値:0.01mg/)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
調査地点数	12	12	12	12	12	10	9	10	10	10
基準超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値(mg/)	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
町名	宮西町	宮西町	宮西町	宮西町	宮西町	宮西町	若松町	若松町	若松町	若松町

平成26年11月17日に環境基準値が0.03mg/ から0.01mg/ に改定。

テトラクロロエチレン(環境基準値:0.01mg/)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
調査地点数	12	12	12	12	12	10	9	10	10	10
基準超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値(mg/)	0.0062	0.0044	0.0046	0.0055	0.0057	0.0042	0.0047	0.0036	0.0036	0.0044
町名	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台	白糸台

1,1,1-トリクロロエタン(環境基準値:1mg/)

(NDは検出下限値未満)

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
調査地点数	12	12	12	12	12	10	9	10	10	10
基準超過地点数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最大値(mg/)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
町名	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査は、1地点につき平成5年度より年度内2回、平成16年度からは年度内1回実施しており、基準値を超過した地点を基準超過地点としてカウントすることとしています。

イ 旧武蔵台2号水源地下水水質調査

有機塩素系化合物による高濃度の汚染がみられた旧武蔵台2号水源から揚水し、地下水浄化装置によるばっ気処理で汚染物質を除去した後、浸透ますを通して地下へ還元しています。平成6年の揚水再開当初はトリクロロエチレンが1.5mg/ を超えて基準値の約50倍となっていました。その後徐々に濃度が低下し、平成12年度は平均0.07mg/ で基準値の約2.4倍に下がりました。しかし、平成13年度からトリクロロエチレンの濃度が急上昇し、平成14年度は2.2mg/ と基準値の約73倍となりました。令和3年度は平均で0.195mg/ (基準値*の約19.5倍)となっていますが、依然として環境基準より高い状態となっています。(*平成26年11月17日に改定)

旧武蔵台2号水源 地下水水質調査結果(令和3年度)

ばっ気処理前(原水)

単位:mg/ (NDは検出下限値未満)

採水日	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,4-シオキサソ		揚水量 (1日平均)	
	濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比		
4月 7日	0.161	16倍	0.0106	1.1倍	0.0032	0.00倍	ND		69 m ³	
5月 12日	0.137	14倍	0.0079	0.8倍	0.0037	0.00倍	ND		67 m ³	
6月 10日	0.130	13倍	0.0083	0.8倍	0.0030	0.00倍	ND		63 m ³	
7月 7日	0.125	13倍	0.0032	0.3倍	0.0086	0.00倍	ND		68 m ³	
8月 2日	0.127	13倍	0.0097	1.0倍	0.0040	0.00倍	ND		67 m ³	
9月 1日	0.225	23倍	0.0131	1.3倍	0.0041	0.00倍	ND		69 m ³	
10月 6日	0.239	24倍	0.0114	1.1倍	0.0026	0.00倍	ND		69 m ³	
11月 4日	0.229	23倍	0.0129	1.3倍	0.0028	0.00倍	ND		70 m ³	
12月 1日	0.264	26倍	0.0114	1.1倍	0.0022	0.00倍	ND		70 m ³	
1月 12日	0.242	24倍	0.0103	1.0倍	0.0019	0.00倍	ND		70 m ³	
2月 2日	0.230	23倍	0.0096	1.0倍	0.0018	0.00倍	ND		70 m ³	
3月 2日	0.236	24倍	0.0107	1.1倍	0.0020	0.00倍	ND		69 m ³	
平均	0.195	20倍	0.0099	1.0倍	0.0033	0.00倍	ND		68 m ³	
環境基準	*0.01		0.01		1		0.05			
*平成26年11月17日にトリクロロエチレンの環境基準が0.03mg/ から0.01mg/ に改定。									年間揚水量	24,824.2 m ³

ばっ気処理後(処理水)

単位:mg/ (NDは検出下限値未満)

採水日	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		1,4-ジオキサン	
	濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比	濃度	基準比
4月 7日	ND		ND		ND		ND	
5月 12日	ND		ND		ND		ND	
6月 10日	ND		ND		ND		ND	
7月 7日	ND		ND		ND		ND	
8月 2日	ND		ND		ND		ND	
9月 1日	ND		ND		ND		ND	
10月 6日	ND		ND		ND		ND	
11月 4日	ND		ND		ND		ND	
12月 1日	ND		ND		ND		ND	
1月 12日	ND		ND		ND		ND	
2月 2日	ND		ND		ND		ND	
3月 2日	ND		ND		ND		ND	
検出下限値	0.001		0.0002		0.0002		0.005	

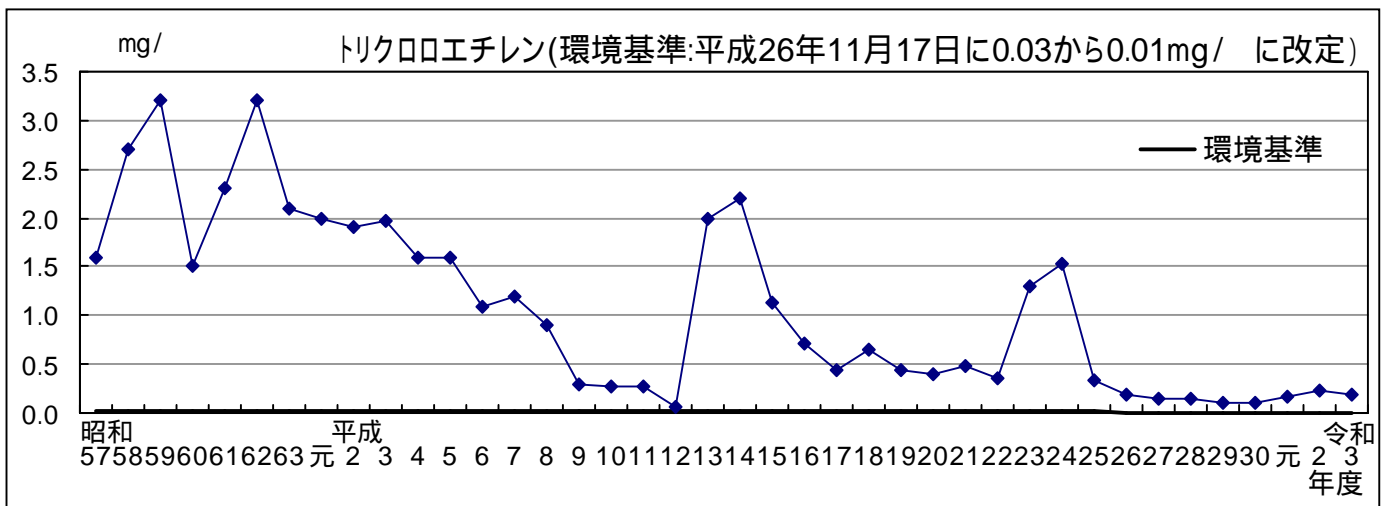
用語説明

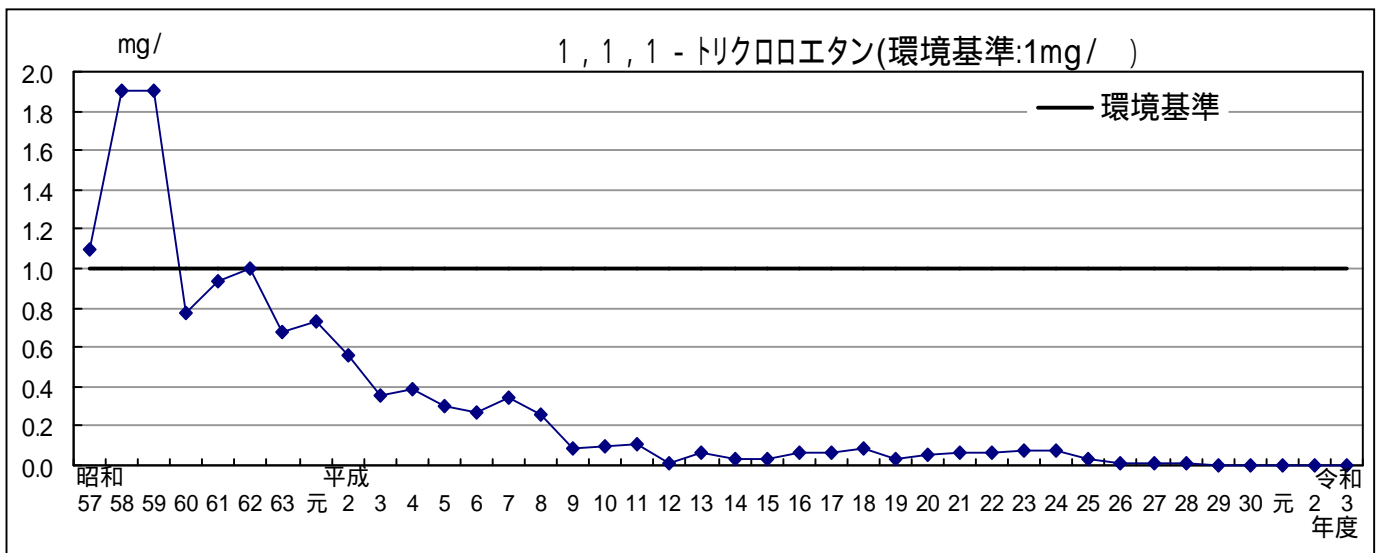
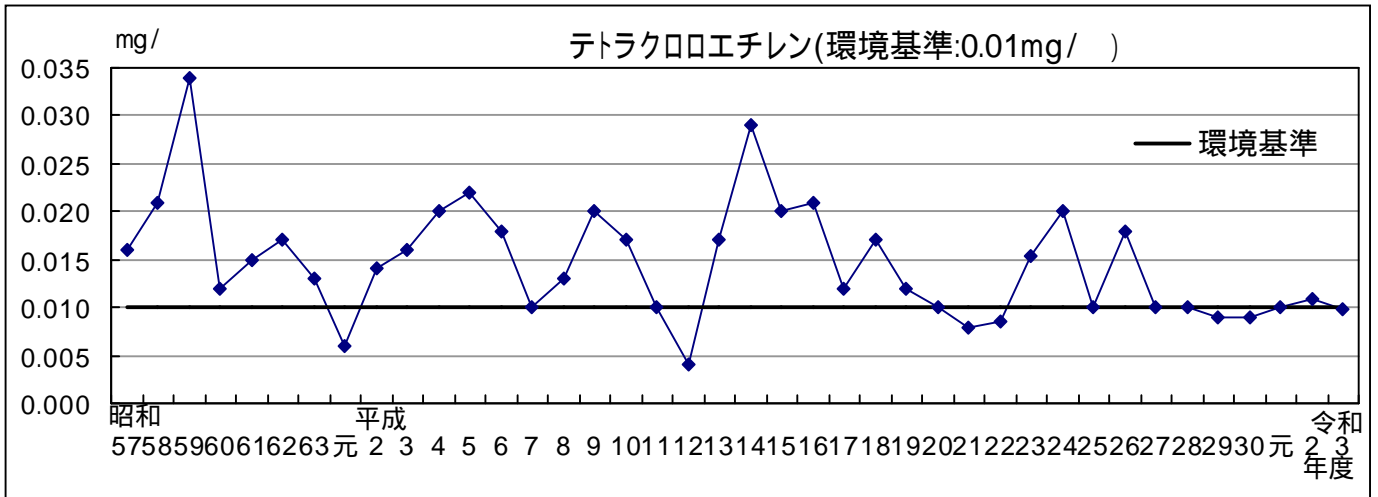
ばっ気処理 水に空気を送り込み揮発性の汚染物質を取り除く処理方法

排ガス調査(活性炭による吸着処理) 単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (NDは検出下限値未満)

採取日	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン	
	吸着前	吸着後	吸着前	吸着後
6月 10日	579	ND	ND	ND
10月 6日	533	ND	34	ND
2月 2日	1,800	350	37	ND
検出下限値	50		20	

各汚染物質の検出量の年次推移





府中市内地下水定期モニタリング調査結果

(参考 東京都環境局調査結果)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
モニタリング井戸数	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	1
トリクロロエチレン (環境基準:平成26年 11月17日に0.03mg/ から0.01mg/ に改定)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0
	0.047	0.054	0.033	0.016	0.011	0.013	0.010	0.010	0.011	0.009	0.007
テトラクロロエチレン (環境基準:0.0100mg/)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0023	0.0030	0.0036	0.0037	0.0049	0.0036	0.0040	0.0050	0.0032	0.0028	0.0002 未満
1,1,1-トリクロロエタン (環境基準:1.0000mg/)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0006	0.0005	0.0003								

上段 : 基準超過数

下段 : 地区内最高検出濃度(mg/)

井戸調査結果(トリクロロエチレン) 環境基準値 0.01mg/ (平成26年11月17日に0.03mg/ から0.01mg/ に改定)

単位 : mg/

	15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度				
	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月			
浅井戸	多磨町	ND	0.001	0.003	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	白糸台	0.001	0.004	0.004	ND	0.005	ND	0.001	0.001	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	ND	ND	ND	ND		
	若松町1	0.001	0.003	0.004	0.004	0.005	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	若松町2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	南町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	四谷	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	
	多磨町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	白糸台	0.003	0.005	0.007	ND	0.01	0.001	ND	0.001	0.001	0.001	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	若松町	0.007	0.014	0.014	-	-	0.004	0.002	0.005	0.001	0.001	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
深井戸	日吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	矢崎町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	宮西町	0.001	0.002	0.003	ND	0.003	0.002	0.002	0.003	0.003	0.003	0.002	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.001	-	-	
	住吉町	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	四谷	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日新町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

浅井戸とは、深さ30m未満の井戸

深井戸とは、深さ30m以上の井戸

NDとは、測定器の検出可能な下限の値(=検出下限値 0.001mg/)未満であったもの

井戸調査結果(テトラクロロエチレン) 環境基準値 0.01 mg/

単位 : mg/

	15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度				
	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月			
浅井戸	多磨町	0.0008	0.0007	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	白糸台	0.009	0.009	0.007	0.0031	0.0087	0.0071	0.0076	0.0097	0.0098	0.0078	0.0062	0.0044	0.0046	0.0055	0.0057	0.0042	0.0047	0.0036	0.0036	0.0044	0.0044		
	若松町1	0.0004	0.0003	ND	ND	ND	0.0003	0.0004	0.0003	0.0004	0.0003	0.0002	ND	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0004	0.0004	0.0004	0.0005	0.0005	
	若松町2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	是政	0.0004	ND	ND	ND	0.0006	0.0003	0.0003	0.0003	0.0005	0.0004	0.0002	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0002	0.0003	0.0003	0.0003	0.0004	0.0004	
	南町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	四谷	0.001	0.0006	ND	ND	0.0012	0.0005	0.0005	ND	0.0006	0.0009	0.0003	0.0005	0.0004	0.0006	0.0005	-	-	0.0003	0.0003	0.0003	0.0004	0.0004	0.0004
	多磨町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0009	0.0007	0.0006	0.0006	0.0005	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003	0.0003
	白糸台	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.0002	0.0004	0.0006	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	若松町	0.0004	0.0007	0.003	-	-	0.0009	0.0003	0.0009	0.0004	0.0010	0.0002	0.0005	ND	0.0050	0.0037	0.0027	0.0024	0.0019	0.0016	0.0016	0.0012	0.0012	
深井戸	日吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	是政	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	矢崎町	0.0003	0.0003	ND	ND	ND	0.0004	0.0002	0.0003	0.0003	0.0004	0.0003	0.0002	0.0003	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	
	宮西町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	ND	0.0003	0.0003	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	
	住吉町	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	四谷	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	日新町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	

浅井戸とは、深さ30m未満の井戸

深井戸とは、深さ30m以上の井戸

NDとは、測定器の検出可能な下限の値(=検出下限値 0.0002mg/)未満であったもの

井戸調査結果(1,1,1-トリクロロエタン) 環境基準値 1mg/

単位 : mg/

	15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	
多磨町	ND	0.0004	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
白糸台	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
若松町1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
若松町2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
南町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四谷	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND
多磨町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
白糸台	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
若松町	ND	ND	ND	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
日吉町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
是政	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
矢崎町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
宮西町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
住吉町	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
四谷	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
日新町	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

浅井戸とは、深さ30m未満の井戸

深井戸とは、深さ30m以上の井戸

NDとは、測定器の検出可能な下限の値(=検出下限値 0.0002mg/)未満であったもの

井戸調査結果 (pH)

	15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度				
	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月			
浅井戸	多磨町	6.5	6.1	7.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	白糸台	6.8	6.2	6.6	6.2	6.3	6.4	6.7	6.4	6.4	6.6	6.3	6.2	6.7	6.2	6.3	6.5	7.0	6.4	7.5	6.5	6.5		
	若松町1	6.4	6.1	6.4	6.2	6.1	6.1	6.5	6.2	6.5	6.4	6.1	6.0	6.2	6.0	6.0	5.9	6.5	6.2	6.6	6.6	6.2	6.2	
	若松町2	7.0	6.3	6.8	6.5	6.5	6.6	7.1	6.5	6.6	6.5	6.7	6.4	7.3	6.6	6.4	6.7	7.4	6.6	7.5	7.5	6.8	6.8	
	是政	7.1	6.4	6.7	6.6	6.6	6.7	7.0	6.6	6.6	6.7	6.8	6.5	7.0	7.0	6.7	6.4	7.2	6.8	7.2	7.2	6.8	6.8	
	南町	7.2	6.5	6.9	6.7	6.6	6.8	6.9	6.8	6.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	四谷	6.7	6.4	6.8	6.6	6.6	6.8	7.0	6.8	6.9	6.7	6.9	6.7	7.2	6.7	6.6	-	-	7.0	7.6	7.6	7.0	7.0	
	多磨町	7.7	7.5	7.1	7.7	7.6	7.7	7.8	7.8	7.6	7.6	7.8	7.9	7.7	7.7	7.4	7.5	7.3	7.2	7.6	7.6	6.8	6.8	
	白糸台	6.7	7.0	6.8	6.8	6.6	6.9	6.4	6.5	6.4	6.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	若松町	7.3	7.2	7.3	-	-	7.3	7.5	7.3	6.8	7.1	7.3	7.6	7.4	7.2	7.2	7.0	6.9	6.9	7.1	7.1	6.6	6.6	
深井戸	日吉町	7.3	7.3	7.8	8.1	7.8	8.1	7.9	8.1	7.9	8.2	8.1	7.7	7.7	8.1	7.9	7.9	7.9	7.1	7.9	7.9	7.1	7.1	
	是政	8.3	7.9	8.0	8.2	8.0	7.6	7.6	8.2	8.3	8.0	7.6	8.3	8.1	8.3	8.1	8.1	7.5	7.9	8.0	8.0	7.2	7.2	
	矢崎町	6.9	6.7	6.8	6.9	6.7	6.7	6.9	6.7	6.8	6.8	6.7	6.6	7.2	8.0	8.0	-	-	-	-	-	-	-	-
	宮西町	8.1	7.7	8.1	8.1	7.9	8.1	8.1	8.1	7.8	7.8	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.1	-	-	-	-	-	-	-
	住吉町	7.6	7.5	7.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	四谷	7.6	7.4	7.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日新町	7.4	7.4	7.4	7.6	7.6	7.8	7.9	7.6	7.5	7.4	7.8	7.6	7.6	7.8	7.4	7.5	7.4	7.2	7.7	7.7	7.1	7.1	

井戸調査結果(電気伝導度)

単位：μS/cm

	15年度		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度				
	11月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月	3月			
浅井戸	多磨町	202	212	139	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	白糸台	306	306	259	244	284	307	257	250	254	274	278	320	292	266	247	260	263	263	267	267	267		
	若松町1	300	310	271	259	285	315	273	292	284	313	328	317	311	294	280	279	260	260	287	287	280	280	
	若松町2	209	239	207	184	198	216	195	189	182	202	202	224	214	217	225	228	235	249	249	221	221	221	
	是政	287	301	273	281	316	379	361	366	318	353	389	347	326	288	320	369	340	340	388	388	368	368	
	南町	289	336	277	242	365	421	351	354	327	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	四谷	321	314	306	298	343	373	331	360	315	267	378	379	377	361	367	-	-	321	425	425	395	395	
	多磨町	241	240	220	203	245	251	237	246	274	199	245	263	263	294	241	256	254	245	243	243	223	223	
	白糸台	296	390	346	330	369	397	261	318	265	260	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	若松町	295	301	325	-	-	269	211	220	219	153	257	234	270	351	325	326	329	328	347	347	338	338	
深井戸	日吉町	393	377	348	323	363	386	355	381	353	406	416	426	425	405	403	411	411	447	447	449	449		
	是政	314	321	293	324	383	430	430	331	313	354	360	365	366	348	332	352	331	358	358	358	358		
	矢崎町	332	301	294	270	312	350	338	349	298	352	378	362	363	305	-	-	-	-	-	-	-	-	
	宮西町	425	424	356	423	403	419	385	390	358	380	406	414	399	345	363	-	-	-	-	-	-	-	
	住吉町	212	215	195	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	四谷	250	253	254	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日新町	342	350	301	266	292	307	290	306	269	265	299	318	324	321	355	325	306	288	309	309	307	307	

3 水質汚濁・地盤沈下

(1) 水質汚濁の現状

高度経済成長や都市化にともない、河川の自浄作用を上回る汚れが河川に流れこみ、水質汚濁が発生しました。その後、法や条例による排水の規制や下水道の普及により、汚濁のひどかった時期に比べ大きく改善しています。平成13年度から多摩川の水域類型が1段階厳しい河川Bとなりました。しかし、生活様式の変化から水の使用量が増加したこと、都市化により雨がしみこむ面積が減少したことなどで河川の水量が減少し、水質の改善は横ばいとなっています。また、化学物質の普及により、新たな化学物質による汚染が問題になっています。

用語説明

水域類型 河川Bの環境基準値

pH: 6.5以上8.5以下 BOD: 3mg/以下 SS: 25mg/以下
DO: 5mg/以上 大腸菌群数: 5,000MPN/100m 以下
水質の良い順にAA、A、B、C、Dとなっています。

BOD (Biochemical Oxygen Demand 生物化学的酸素要求量)

水中の微生物が有機物(汚れ)を分解するときに使う水中の酸素量です。有機物が多いほど必要な酸素も多くなりますから、この値が大きいほど汚れていることとなります。

SS (Suspended Solids 浮遊物質)

水中に分散している粒径2mm以下の不溶解性物質(水に溶けない物質)の量です。にごりとして観察されるものです。

DO (Dissolved Oxygen 溶存酸素量)

水中に溶けている酸素の量です。有機物の分解で消費されていない量となり、この値が小さいほど汚れていることとなります。

大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことで、採取した水を培養して、菌群の発生状態から、統計的に菌群のMPN (Most Probable Number 最確数、その水にいる菌群の数の推定値)を算出したものです。通常、単位はMPN/100m (採取した水100m 中のMPN)で表します。なお、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われています。

(2) 多摩川と用・排水路の水質

水質汚濁の状況を監視するため、市内を流れる多摩川や用水路、多摩川に流れこむ排水路で定期的に水質調査を行っています。

多摩川は、水量が少なくなる冬の終わりから春にかけて、BODが高くなる傾向が見られ、特に下流側では高くなります。また雨の直後にもBOD等が著しく高くなることがあります。

多摩川に流入する排水路は4か所あり、そのうちの国立排水路には北多摩二号下水処理場の処理水、府中排水路には北多摩一号下水処理場の処理水が放流されています。現在は河川の水量が少なくなっているため、下水処理水が多摩川に与える影響が大きくなっています。

用水路では、多摩川の上流側から水を引いて水田などに利用していますが、農地が少なくなってきたため水量が減少しています。

令和3年度 多摩川及び用・排水路定期水質調査結果

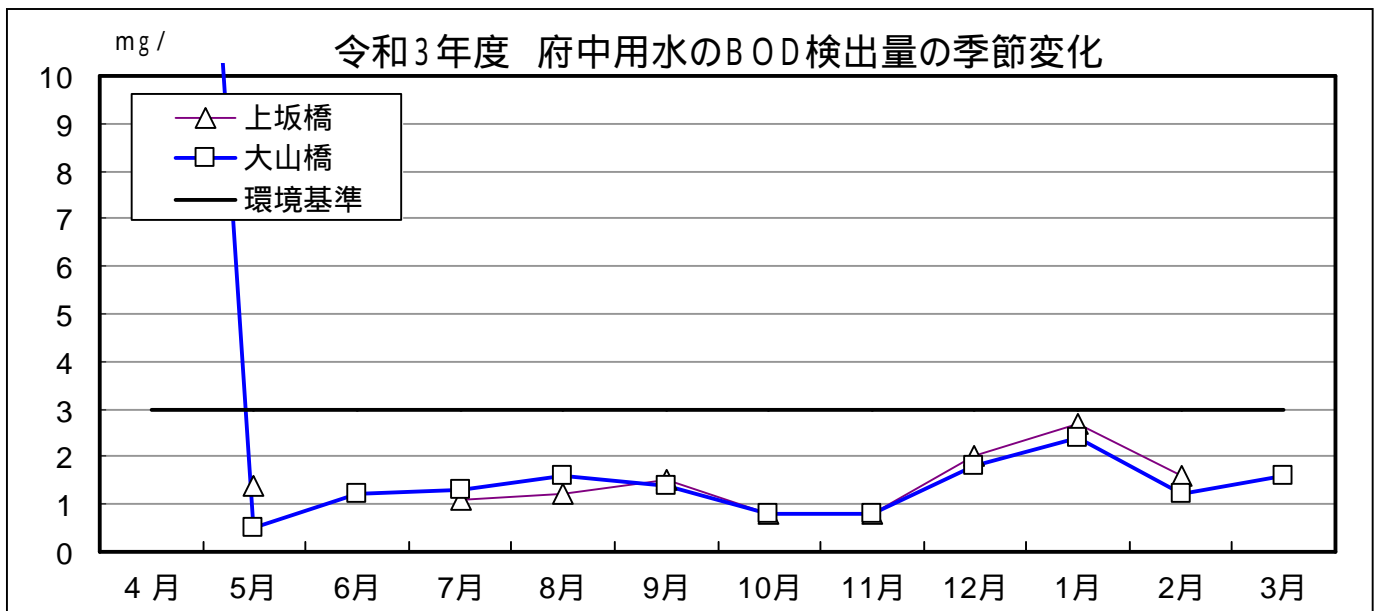
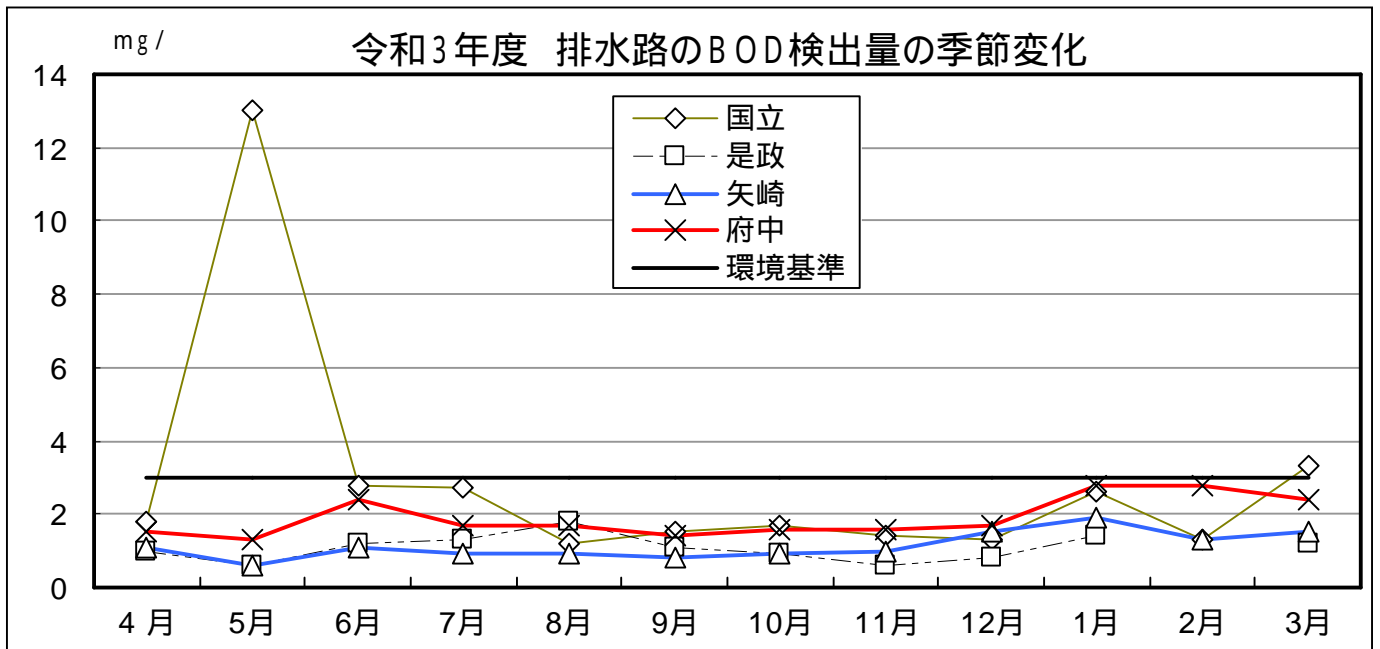
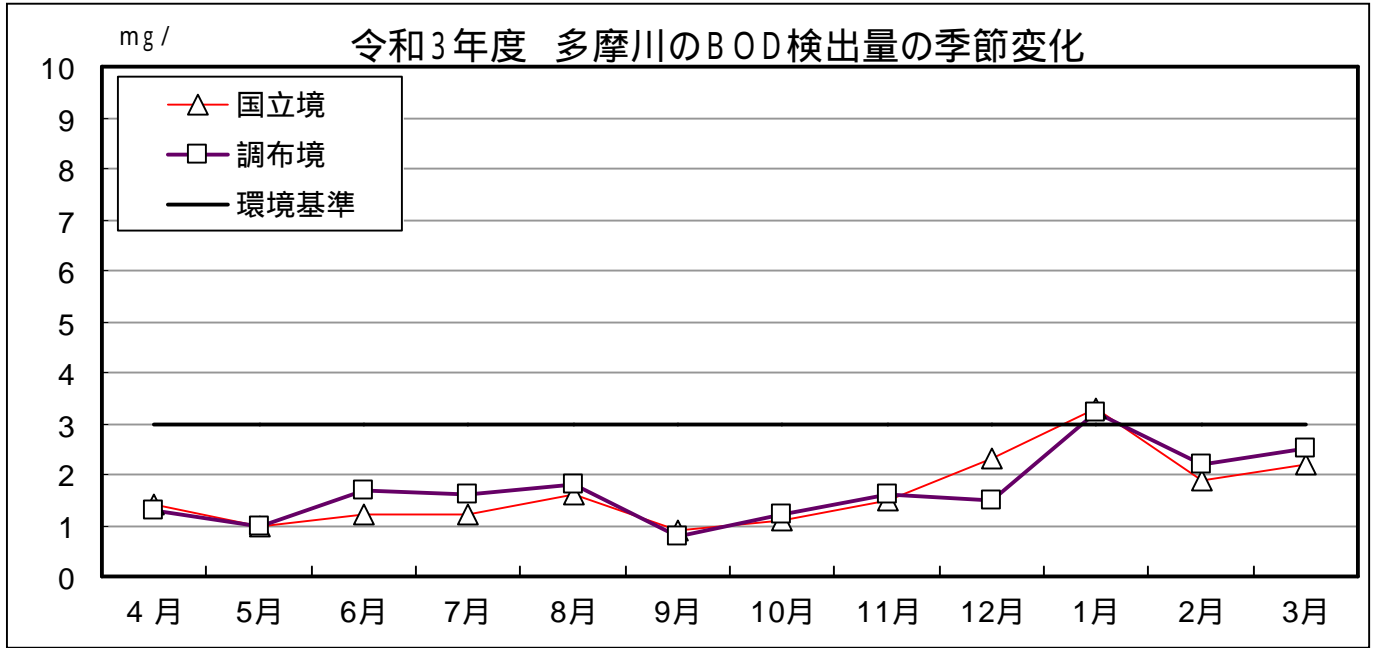
採水地点	採水日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均	
		4/7	5/12	6/3	7/7	8/2	9/8	10/6	11/4	12/6	1/12	2/2	3/2		
	天候	晴	曇	晴	曇	晴	曇	晴	晴	曇	晴	晴	曇		
多摩川	国立境	水温	18.7	21.2	24.4	20.0	28.0	19.4	23.8	19.2	13.5	11.6	12.7	15.1	19.0
		pH	8.4	8.9	8.6	7.7	8.5	7.8	7.9	8.1	7.9	7.6	7.8	7.8	8.1
		BOD	1.4	1.0	1.2	1.2	1.6	0.9	1.1	1.5	2.3	3.3	1.9	2.2	2.2
		SS	2	2	4	13	5	6	2	ND	2	2	2	2	4
		DO	11.3	11.4	11.7	8.4	8.8	8.5	8.6	10.4	9.3	11.7	11.9	12.9	10.4
	大腸菌群数	14,000	33,000	17,000	33,000	49,000	79,000	17,000	17,000	46,000	170,000	24,000	13,000	42,700	
	調布境	水温	21.1	22.9	24.4	22.7	28.6	21.1	24.7	21.3	15.8	14.0	14.9	16.6	20.7
		pH	7.2	7.3	7.6	7.8	8.2	7.8	7.7	7.7	7.7	7.5	7.3	7.1	7.6
		BOD	1.3	1.0	1.7	1.6	1.8	0.8	1.2	1.6	1.5	3.2	2.2	2.5	1.7
		SS	2	3	4	6	4	4	1	2	1	3	6	4	3
DO		8.7	8.5	9.7	7.7	10.0	8.9	10.0	9.5	9.2	10.5	11.0	11.1	9.6	
大腸菌群数	24,000	46,000	110,000	49,000	70,000	70,000	49,000	33,000	33,000	49,000	13,000	24,000	47,500		
排水路	国立	水温	20.5	22.4	24.5	25.6	28.0	24.0	24.7	22.9	13.5	15.2	17.3	17.1	21.3
		pH	7.5	7.6	7.1	7.4	8.5	7.3	7.6	7.6	7.9	7.4	7.1	7.1	7.5
		BOD	1.8	13.0	2.8	2.7	1.2	1.5	1.7	1.4	1.3	2.6	1.3	3.3	2.9
		SS	1	3	1	3	ND	ND	ND	2	ND	2	1	4	2
	是政	水温	16.3	19.5	22.2	21.2	26.9	20.1	21.5	18.5	19.7	14.4	14.8	16.9	19.3
		pH	8.1	8.0	7.8	7.9	7.4	7.9	8.2	8.0	7.4	7.6	7.8	7.2	7.8
		BOD	1.0	0.6	1.2	1.3	1.8	1.1	0.9	0.6	0.8	1.4	ND	1.2	1.1
		SS	ND	3	4	1	12	12	10	4	7	ND	1	ND	6
	矢崎	水温	23.3	23.9	25.0	28.7	26.7	24.9	28.3	23.3	15.7	17.6	14.2	18.6	22.5
		pH	9.1	9.0	8.5	8.7	8.1	8.5	9.0	9.0	7.8	8.6	8.8	7.8	8.6
		BOD	1.1	0.6	1.1	0.9	0.9	0.8	0.9	1.0	1.5	1.9	1.3	1.5	1.1
		SS	ND	2	2	1	ND	1	2	ND	ND	1	ND	1	1
	府中	水温	21.8	23.5	25.2	25.1	26.7	24.8	25.5	23.5	19.5	17	18.4	18.7	22.5
		pH	7.0	7.1	7.2	7.1	7.1	7.3	7.4	7.2	7.6	7.4	7.1	7.1	7.2
		BOD	1.5	1.3	2.4	1.7	1.7	1.4	1.6	1.6	1.7	2.8	2.8	2.4	1.9
		SS	ND	1	2	1	ND	2	1	ND	1	1	2	2	1
府中用水	上坂橋	水温	*	20.8	*	21.8	25.4	21.4	20.5	15.7	10.7	5.6	3.6	*	16.2
		pH	*	6.7	*	8.0	8.0	8.0	8.0	8.0	8.2	6.9	7.8	*	7.7
		BOD	*	1.4	*	1.1	1.2	1.5	0.8	0.8	2.0	2.7	1.6	*	1.5
		SS	*	17	*	4	3	15	4	17	6	6	6	*	9
	大山橋	水温	17.3	19.9	23.1	21.1	27.4	22.6	22.0	17.7	12.8	9.8	8.1	12.6	17.9
		pH	8.5	8.9	8.1	7.9	7.9	8.0	8.1	8.3	8.1	7.9	8.1	8.5	8.2
		BOD	33.0	0.5	1.2	1.3	1.6	1.4	0.8	0.8	1.8	2.4	1.2	1.6	4.0
		SS	1	4	5	14	24	14	4	2	2	ND	1	2	6.6

*水が無く採水できず

単位 水温: BOD、SS、DO:mg/ 大腸菌群数:MPN/100m

検出限界値 pH: 0.1、BOD: 0.5mg/、SS: 1mg/、DO: 0.5mg/、

大腸菌群数:10MPN/100m、ND: 検出限界値未満



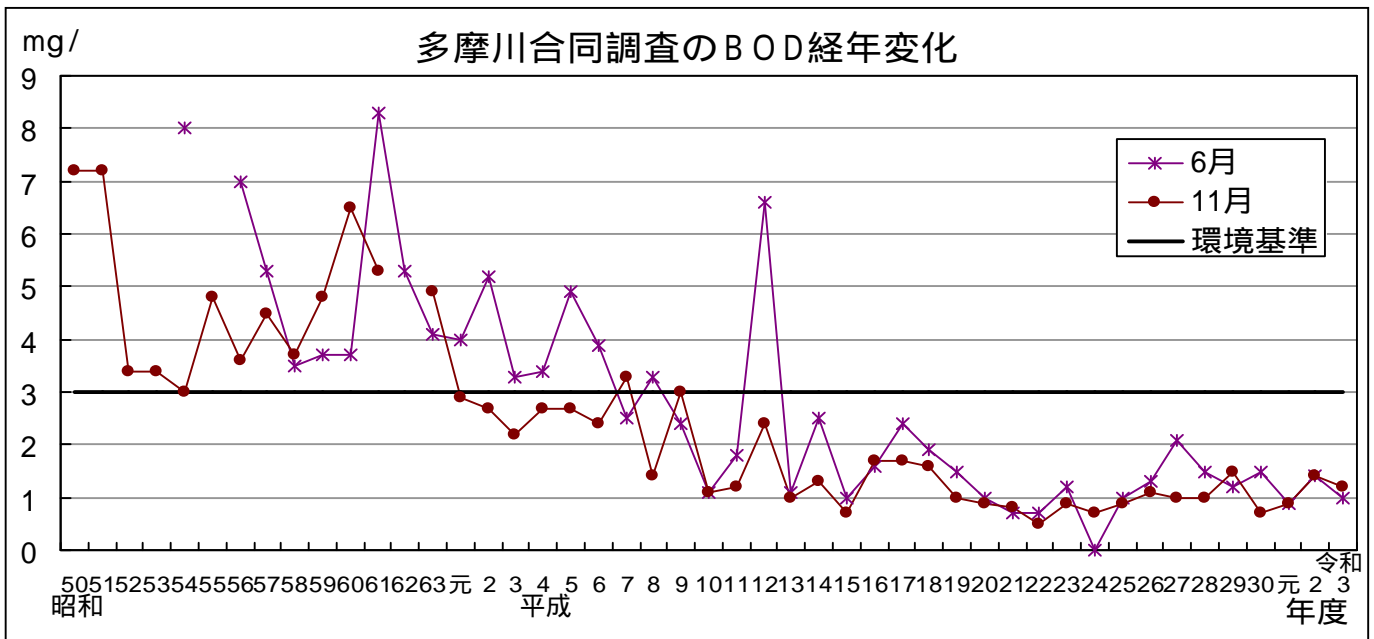
(3) 多摩川及び関連河川水質合同調査

水質改善を目的に、昭和50年から、多摩川と多摩川水系の河川や用水路の流れる市区で合同調査を実施しています。また、昭和59年からは、それらの市区で多摩川水系水質監視連絡協議会を組織し、年2回の合同調査のほか情報交換や関連機関との連絡を行っています。

合同調査の結果は、大腸菌群数を除く環境基準項目および有害物質の全てで基準内となっています。生活排水が主な原因といわれるBODは、汚濁のひどかった昭和50年代は高い値を示していましたが、徐々に改善していることが結果からわかっています。

多摩川水系水質監視連絡協議会を構成する区市(2区17市)

大田区・世田谷区・八王子市・立川市・三鷹市・青梅市・昭島市・調布市・小金井市・日野市・国分寺市・国立市・福生市・狛江市・多摩市・稲城市・あきる野市・羽村市・府中市



多摩川及び関連河川水質合同調査結果(採水位置:多摩川稲城大橋上流)

年度	29年度		30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
採水日	6月8日	11月2日	6月14日	11月1日	6月6日	11月7日	6月11日	11月5日	6月3日	11月4日
流量	6.9	欠測	13.0	9.7	8.6	欠測	欠測	欠測	欠測	11.79
気温	22.5	20.1	25.0	21.1	33.6	21.0	31.0	19.0	25.5	21.0
水温	20.4	14.8	23.1	18.8	25.9	17.7	27.2	21	24.3	19.5
外観	微黄色	薄白濁色	微黄色	無色	微黄色	微黄灰濁色	微黄色	微黄色	微黄色	微黄色
臭気	弱藻臭	無臭	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	弱藻臭	無臭	弱藻臭	弱藻臭
透視度	50以上	50以上	50以上	50以上	50以上	48	50以上	50以上	50以上	50以上
pH	7.7	7.1	7.6	7.8	7.7	8.3	7.8	8.1	8.7	8.4
DO	9.2	9.4	8.4	9.8	11.2	9.1	8.1	11.7	11.0	11.9
BOD	1.2	1.5	1.5	0.7	0.9	0.9	1.4	1.4	1.0	1.2
COD	4.9	1.4	4.4	3.3	4.2	2.7	2.0	3.0	4.5	3.5
SS	5	11	4	1	3	6	1	<1	4	2
アンモニア性窒素	0.04	0.09	0.15	0.03	0.06	0.09	0.07	ND	0.03	0.01

年度	29年度		30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
採水日	6月8日	11月2日	6月14日	11月1日	6月6日	11月7日	6月11日	11月5日	6月3日	11月4日
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4.93	1.95	3.61	4.68	4.25	3.21	3.32	3.65	4.05	4.32
全窒素	5.79	1.23	3.94	4.83	4.45	3.15	3.56	3.49	4.10	5.48
りん酸性りん	0.480	0.100	0.400	0.760	0.340	0.340	0.460	0.54	0.290	0.30
全りん	0.540	0.110	0.41	0.770	0.34	0.340	0.47	0.54	0.35	0.30
MBAS	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
シス-1,2-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,3-ジクロロプロペン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ひ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ふっ素	0.05	0.06	ND	0.071	0.06	0.060	0.04	ND	0.1	0.05
ほう素	0.02	0	ND	ND	0.03	0.02	ND	ND	ND	0.03
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,4-ジオキサソ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
全亜鉛	ND	ND	ND	ND	ND	<0.02	ND	ND	0.011	ND
大腸菌群数	17,000	13,000	280,000	22,000	49,000	33,000	11,000	4,000	22,000	24,000

単位 流量: m³/S 気温・水温: 透明度: cm 大腸菌群数: MPN/100m その他: mg/

(4) 湧水調査

市内には、府中崖線を中心に3か所(西府町・瀧・浅間神社)の湧水があります。最も水量が多い西府町湧水は、東京都の「東京の名湧水57選」の一つに選ばれています。しかし、都市化による建物・舗装の増加や緑地の減少により、地下へ雨水浸透量が減少し、湧水の水量減少や枯渇が起きています。市内の湧水でも同じ状況にあります。湧水の保全や復活のためには、地下水をかん養するために緑被率を上げる取組と、雨水の地下浸透の促進が必要です。西府町・瀧湧水の水質調査結果では、大腸菌が検出されるなど、都内の他の湧水と同じ傾向が見られます。

令和3年度 湧水調査結果

(NDは検出下限値未満)

測定地点名	西府町湧水	
採水日	8月2日	2月2日
天候	晴	晴
水温	18.4	16.7
湧出量	0.17	0.025
pH	7.1	7.5
COD	ND	1.4
SS	ND	5.0
全りん	ND	ND
トリクロロエチレン	ND	ND
テトラクロロエチレン	ND	ND
1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND
塩化物イオン	6.8	6.0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.18	5.27
大腸菌群数	ND	330

単位 湧出量: m³/h 気温・水温: 大腸菌群数: MPN/100m その他: mg/

(NDは検出下限値未満)

測定地点名	瀧湧水												
採水日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	7日	湧水のため 欠測		7日	2日	1日	6日	4日	1日	12日	2日	2日	
天候	晴			曇	晴	曇	晴	晴	曇	晴	晴	曇	
水温	18.1			19.0	19.7	19.4	19.6	19.0	18.8	16.9	17.8	17.5	
湧出量	0.17			0.56	0.08	0.11	0.13	0.08	0.10	0.07	0.063	0.037	
pH	7.3			7.2	7.1	6.9	7.2	7.0	7.5	7.0	7.1	7.0	
COD	1.1			0.8	ND	0.8	0.6	ND	1.4	ND	1.1	1.5	
SS	ND			ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.0	1.0	2.0
全りん	0.06			ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
トリクロロエチレン	ND			ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
テトラクロロエチレン	ND			ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,1,1-トリクロロエタン	ND			ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
塩化物イオン	12			11	12	10	10	11	10	11	11	11	13
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6.76			7.08	8.08	6.61	7.48	7.25	6.79	7.96	8.25	8.25	
大腸菌群数	490	1,300	2,400	4,600	14,000	3,300	1,700	330	790	1,300			

単位 湧出量: m³/h 気温・水温: 大腸菌群数: MPN/100m その他: mg/

*「瀧湧水復活事業」

市では、東京都環境確保条例の中で、雨水の地下へのかん養を促進すると定めてある中で、地下水と湧水の保全を目的とし、雨水浸透施設等の設置を推進しています。この事業は、瀧湧水の水量が都市化に伴う建物や舗装の増加や緑地の減少により、雨水の地下への浸透量が減少し、湧水の水量減少や枯渇がおこっている現状を踏まえ、はげ上の清水が丘地区を中心に雨水浸透ますの設置100基を目標に事業を平成20年度に実施しました。設置した箇所数は、浸透ますを公園内に8か所、浸透トレンチを28m設置、住宅地に101か所設置しました。今後も月1回の水質調査を引き続き実施していきます。

(5) 地下水汲上げによる影響と対策

地下水を汲上げすぎると地盤沈下が発生し、沈下する量が大いいと建物が傾いたり、地下配管が割れたりする被害が発生します。法律や条例で、地下水の汲上げを制限してきたことにより、現在地盤沈下は沈静化しています。しかし、近年、舗装の増加により雨が浸みこむ面積が減っていることもあり、地下水は減少する傾向が見られ、市内の湧水でも水量の減少や枯渇が発生しています。

雨水浸透施設設置状況

	年度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
雨水浸透ます	基数	2	10	0	109	0	8	8	0	1	0	7	9	3	4	7	0	2
	件数	1	3	0	66	0	3	3	0	1	0	2	3	2	2	4	0	1
雨水浸透トレンチ	長さ(m)				28													
	件数				2													

「府中市雨水浸透施設設置助成金交付要綱」は平成17年11月9日付で廃止し以降は、同日施行の「府中市エコハウス設備設置補助金交付要綱」に基づく申請です。

*平成20年度の件数は、清水が丘のお瀧湧水復活事業によるもので、補助対象ではありません。

揚水量調査状況

環境確保条例に基づき、揚水機の出力が300ワット以下の一戸建住宅の家事専用の揚水施設を除く、動力を用いる揚水施設等の設置者は、井戸ごとに水量測定器を設置し地下水の揚水量を測定して、市に報告することが義務づけられています(平成28年7月1日からは、一部を除き、出力300ワット以下の揚水施設も対象となりました)。

年 度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
設 置 箇 所 数	75	77	83	88	100	
井 戸 本 数	128	129	135	139	152	
内 訳	揚水量(t/年)	13,746,172	13,110,363	11,722,359	10,977,052	10,471,469
	工場	730,089	682,432	605,308	667,747	570,476
	留保工場	1,924,085	1,863,406	1,798,300	1,913,722	1,693,684
	指定作業場	4,082,209	3,803,331	4,637,760	4,051,902	4,713,586
	その他	7,009,789	6,761,194	3,935,684	5,088,988	3,493,723

4 騒音・振動

(1) 騒音・振動の現状

騒音・振動の発生源は、工場・事業場などの生産設備、建設工事、自動車・鉄道・航空機などの交通機関、飲食店・商店などの営業、その他一般家庭を含めた楽器、音響機器、空調設備など多種多様です。騒音・振動は、各種公害のなかでも日常生活に関係が深いため、苦情の受付件数も多い割合となっています。市では、法律や条例を根拠として監視調査や指導を行っています。

自動車騒音・振動については、平成24年度から騒音規制法に基づく常時監視が義務付けられたことから幹線道路について調査を実施しています。この調査では、自動車騒音の影響を受ける道路境界から上下50mの範囲にある住居について、環境基準との比較をしています。また、市では従前から実施している市内主要道路の沿道調査を引き続き行っています。それらの結果は、国や都に報告しています。調査地点は、甲州街道(国道20号線)など、自動車交通量の多い主要幹線道路を中心に比較的交通量の多い市道も含め調査しています。騒音については、騒音規制法に基づく要請限度を上回った地点がありました。振動については、振動規制法に基づく要請限度を、全ての測定地点で達成しています。なお、振動については、環境基準は定まっておりません。鉄道騒音では、都内6市及び埼玉県内7市の沿線各自治体と武蔵野線公害対策連絡協議会を組織して、騒音・振動防止対策などについて、JRに対し要望書を提出しています。

用語説明

環境基準

人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準。

要請限度

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る自動車騒音及び道路交通振動の限度を定めたもの。

騒音と振動の大きさの目安 単位:dB(デシベル)

騒音

120	飛行機のエンジンのそば
110	ヘリコプターのそば
100	電車が通るガード下
90	大声、犬の鳴き声
80	地下鉄の車内・ピアノの音
70	掃除機・騒々しい街頭
60	普通の会話・チャイム
50	静かな事務所・エアコン室外機
40	深夜の街・小鳥のさえずり・静かな住宅地
30	郊外の深夜・ささやき声
20	木の葉の触れ合う音・蛍光灯

(出典:東京都 騒音・振動基準集 平成15年3月版)

振動

振動レベル (換算値)	屋内の状況	屋外の状況
55 dB以下	無感	無感
55 ~ 65	屋内に居る人の一部がわずかな揺れを感じる。	無感
65 ~ 75	電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる。	
75 ~ 85	棚にある食器類が、音をたてることがある。	電線が少し揺れる。
85 ~ 95	吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音をたてる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れ、歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて揺れに気付く人がいる。
95 ~ 105	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強のないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなどの重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強のないブロック塀の多くが崩れる。自動車の運転が困難となり停止する車が多い。据え付けの悪い自動販売機が倒れることがある。
105 ~ 110	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒。戸が外れ飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
110以上	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。

(屋内外の状況は「気象庁震度階級関連解説表」による)

(出典:東京都 騒音・振動基準集 平成15年3月版)

ア 騒音規制法に基づく常時監視調査

各路線調査場所の騒音測定結果及び同路線の自動車騒音面的評価(環境基準対比)

道路名称	調査地点	騒音(デシベル)			交通量 (台/日)	面的評価(環境基準対比)							
		年度	昼間	夜間		年度	区間	延長 km	評価対象住居 等戸数	昼間・ 夜間と も基準 値以下 (戸数・ 割合)	昼間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)	夜間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)	夜間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)
中央自動車道 富士吉田線 (中央道)	是政 2-19	元	-			元	調布境～ 日新町	6.4	2,813	2,769	17	0	27
		2	-			2	5-39-7	6.4	2,835	2,791	17	0	27
		3	-			3		6.4	2,919	2,876	15	0	28
	日新町 4-26	元				元	日新町 5-39-7	0.2	41	41	0	0	0
		2				2	～国立境	0.2	41	41	0	0	0
		3				3		0.2	41	41	0	0	0
一般国道20号 (甲州街道)	白糸台 1-37- 5	元	71	67	33,312	元	調布境～ 府中街道	4.4	4,449	4,135	165	0	149
		2	68	64	34,266	2		4.4	4,450	4,436	14	0	0
		3	67	65	31,794	3		4.4	4,483	4,431	52	0	0
	美好町 1-18- 1	元	73	70	32,976	元	府中街道 ～国立境	2.3	2,574	2,021	198	0	355
		2	72	69	29,958	2		2.3	2,485	2,000	254	0	231
		3	73	70	29,916	3		2.3	2,487	1,941	193	0	353
府中清瀬線(小金井街道)	天神町 2-23	元				元	旧甲州街道八幡宿 交差点～ 小金井境	2.4	1,856	1,838	7	0	11
		2				2		2.4	1,856	1853	1	0	2
		3				3		2.4	2,052	2045	6	0	1
小川山 府中線 (国分寺 街道)	栄町 1-3-3	元				元	国分寺境 ～けやき 並木北交 差点	1.8	1,187	1,187	0	0	0
		2				2		1.8	1,185	1,184	0	0	1
		3				3		1.8	1,199	1,199	0	0	0

道路名称	調査地点	騒音(デシベル)			交通量 (台/日)	面的評価(環境基準対比)							
		年度	昼間	夜間		年度	区間	延長 km	評価 対象 住居 等戸 数	昼間・ 夜間と も基準 値以下 (戸数・ 割合)	昼間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)	夜間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)	夜間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)
府中 小平 線	浅間町 4-22	元				元	是政交番 前交差点 ～若松町 2交差点	1.0	700	700 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		2				2		1.0	700	700 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		3	64	60		3		1.0	639	639 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	是政 1-13-1 0	元	-	-	-	元		2.0	1,365	1,356 99.3	5 0.4	0 0.0	4 0.3
		2				2		2.0	1,365	1,359 99.6	3 0.2	0 0.0	3 0.2
		3				3		2.0	1,370	1,362 99.3	5 0.4	0 0.0	3 0.3
川崎 府中 線(府 中街 道)	是政 2-16-9 5	元				元	多摩川下り 方向北側 境～旧甲 州街道府 中市役所 前交差点	2.4	364	342 94.0	15 4.1	0 0.0	7 1.9
		2				2		2.4	364	342 94.0	15 4.1	0 0.0	7 1.9
		3	65	61	9,168	3		2.4	481	469 97.5	4 0.8	0 0.0	8 1.7
	是政 3-35-1 0	元	-	-	-	元		2.1	1,424	1,374 96.5	50 3.5	0 0.0	0 0.0
		2				2		2.1	1,424	1,374 96.5	50 3.5	0 0.0	0 0.0
		3				3		2.1	1,436	1,386 96.5	50 3.5	0 0.0	0 0.0
府中 三鷹 線(人 見街 道)	紅葉丘 1-39-1	元	-	-	-	元	国道20号 若松町2 交差点～ 人見街道 調布境	2.7	1,888	1,888 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		2				2		2.7	1,888	1,888 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		3				3		2.7	1,888	1,888 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
府中 三鷹 線	若松町 4-46-8	元	-	-	-	元	新小金井 街道、人 見街道交 差部～浅 間山通り 若松町4北 交差点	0.8	382	381 99.7	0 0.0	0 0.0	1 0.3
		2				2		0.8	382	381 99.7	0 0.0	0 0.0	1 0.3
		3				3		0.8	382	381 99.7	0 0.0	0 0.0	1 0.3
所沢 府中 線(新 府中 街道)	西原町 2-25	元	67	64	28,176	元	新府中街 道西原町 1交差点 ～国道20 号本宿交 番前交差 点	1.4	429	415 96.7	8 1.9	0 0.0	6 1.4
		2				2		1.4	429	416 97.0	8 1.9	0 0.0	5 1.2
		3				3		1.4	429	414 96.5	9 2.1	0 0.0	6 1.4

道路名称	調査地点	騒音(デシベル)			交通量 (台/日)	面的評価(環境基準対比)							
		年度	昼間	夜間		年度	区間	延長 km	評価 対象 住居 等戸 数	昼間・ 夜間と も基準 値以下 (戸数・ 割合)	昼間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)	夜間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)	夜間 のみ 基準 値以下 (戸数・ 割合)
所沢 府中 線(新 府中 街道)	北山町 2-5-8	元	62	58	22,566	元	立川国分 寺府中メ ディカルプ ラザ入口 交差点～ 西原町1 交差点	0.9	250	250 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		2				2		0.9	250	248 99.2	2 0.8	0 0.0	0 0.0
		3				3		0.9	250	248 99.2	2 0.8	0 0.0	0 0.0
所沢 府中 線(府 中街 道)	寿町 2-25	元				元	府中街道 栄町3丁 目市境～ 旧甲州街 道府中市 役所交差 点	2.2	1,924	1,854 96.4	31 1.6	0 0.0	39 2.0
		2	62	59	14,478	2		2.2	2,188	2,151 98.3	23 1.1	0 0.0	14 0.6
		3				3		2.2	2,188	2,144 98.0	23 1.1	0 0.0	21 1.0
府中 町田 線(鎌 倉街 道)	分梅町 5-10- 1	元	67	63	8,592	元	府中街道 府中本町 駅入口～ 新府中街 道中河原 駅北交差 点	2.2	1,464	1,460 99.7	1 0.1	0 0.0	3 0.2
		2				2		2.2	1,464	1,460 99.7	1 0.1	0 0.0	3 0.2
		3				3		2.2	1,464	1,460 99.7	1 0.1	0 0.0	3 0.2
府中 町田 線(新 府中 街道・ 鎌倉 街道)	分梅町 3-51- 2	元	70	65	28,962	元	国道20号 本宿交番 前交差点 ～鎌倉街 道関戸橋 北交差点 市境	1.4	666	646 97.0	2 0.3	0 0.0	18 2.7
		2				2		1.4	666	646 97.0	3 0.5	0 0.0	17 2.6
		3				3		1.4	666	646 97.0	2 0.3	0 0.0	18 2.7
府中 町田 線	住吉町 5-3-9	元	72	68	33,732	元	鎌倉街道 中河原駅 北交差点 ～多摩川 通り関戸 橋北交差 点	0.8	432	363 84.0	19 4.4	0 0.0	50 11.6
		2				2		0.7	432	363 84.0	19 4.4	0 0.0	50 11.6
		3				3		0.7	432	363 84.0	19 4.4	0 0.0	50 11.6
新宿 国立 線(東 八道 路)	栄町 3-29	元	-	-	-	元	新府中街 道西原町 1交差点 ～調布境 (小金井市 地域を除 く)	3.9	2,130	2,114 99.2	16 0.8	0 0.0	0 0.0
		2	67	64	30,408	2		3.9	2,509	2,106 83.9	283 11.3	0 0.0	120 4.8
		3	-	-	-	3		3.9	2,509	2,107 84.0	283 11.3	0 0.0	119 4.7

道路名称	調査地点	騒音(デシベル)			交通量 (台/日)	面的評価(環境基準対比)							
		年度	昼間	夜間		年度	区間	延長 km	評価 対象 住居 等戸 数	昼間・ 夜間と も基準 値以 下 (戸数・ 割合)	昼間 のみ 基準 値以 下 (戸数・ 割合)	夜間 のみ 基準 値以 下 (戸数・ 割合)	夜間 のみ 基準 値以 下 (戸数・ 割合)
府中 相模 原線 (野猿 街道)	四谷 4-12	元	-	-	-	元	野猿街道 四谷橋高 架下～府 中西高校 前交差点	1.6	334	334 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		2	64	60	17,640	2		1.6	411	411 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		3	-	-	-	3		1.6	410	410 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
府中 相模 原線	四谷 6-21	元				元	野猿街道 四谷体育 館東～国 立境	1.2	218	217 99.5	0 0.0	0 0.0	1 0.5
		2	63	58	14,208	2		1.2	313	313 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
		3				3		1.2	313	313 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0
府中 調布 線	若松 町 1-32- 2	元				元	旧甲州街 道	5.9	6850	6,818 99.5	17 0.2	0 0.0	15 0.2
		2				2		5.9	6850	6,818 99.5	17 0.2	0 0.0	15 0.2
		3	64	60	6,678	3		5.9	6850	6,818 99.5	17 0.2	0 0.0	15 0.2
立川 国分 寺線	武蔵 台 3-4-2 1	元				元	多喜窪通 り	0.5	337	335 99.4	0 0.0	0 0.0	2 0.6
		2				2		0.5	337	335 99.4	0 0.0	0 0.0	2 0.6
		3	64	58	12,924	3		0.5	337	335 99.4	0 0.0	0 0.0	2 0.6

* 評価対象住居等戸数が年度により異なるのは、対象となる道路の交差点を年度ごとに再評価しているため差が生じています。

* 面的評価の戸数において、割合は四捨五入により合計が100.0にならない場合があります。

* 府中小平線の評価対象住居戸数については、平成25年度以降新規開通部が含まれています。

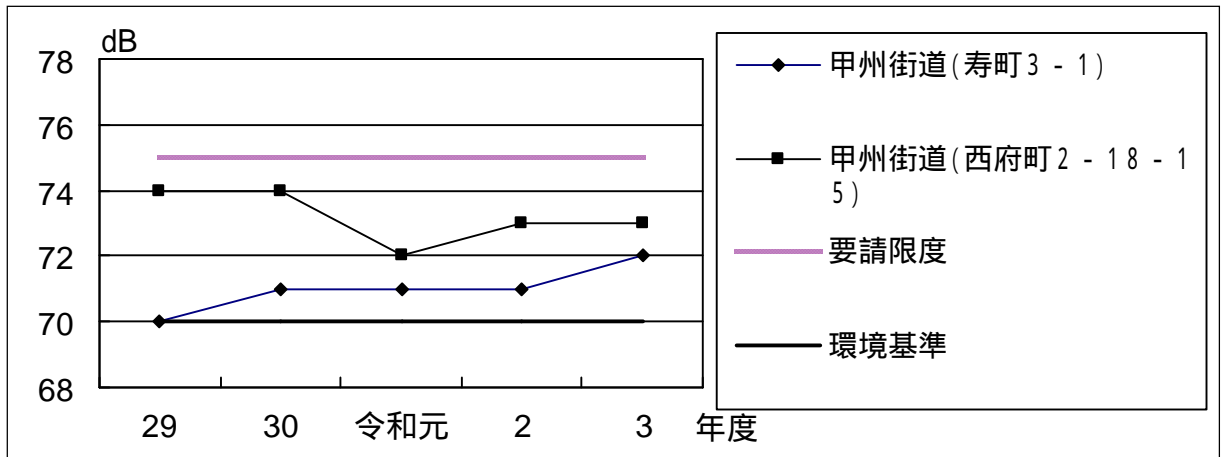
イ 騒音規制法及び振動規制法に基づく要請限度調査

(ア) 道路環境調査結果(騒音 単位:dB)

表中 - は実施なし

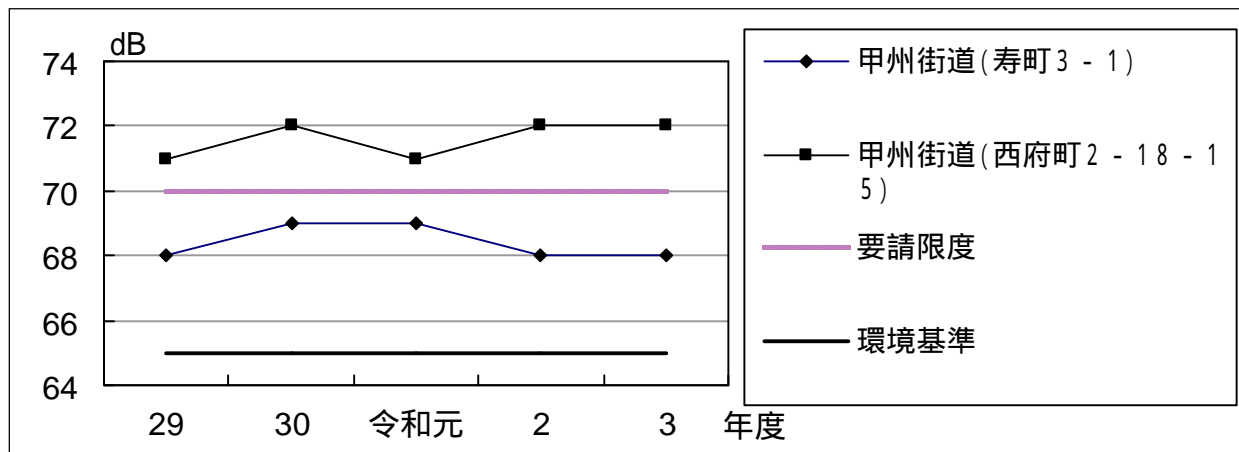
a 国道 昼間(要請限度75dB 環境基準70dB)

道路名 (調査場所)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
甲州街道(寿町3 - 1)	70	71	71	71	72
甲州街道(西府町2 - 18 - 15)	74	74	72	73	73



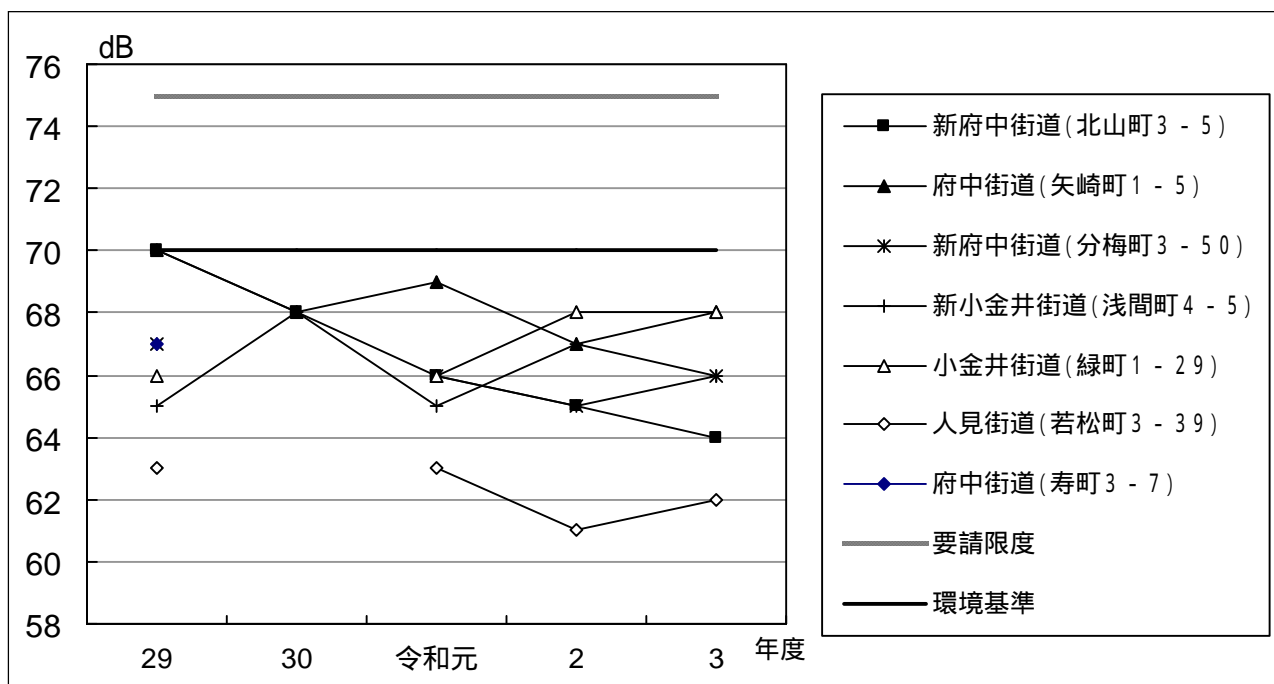
b 国道 夜間(要請限度70dB 環境基準65dB)

道路名 (調査場所)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
甲州街道(寿町3 - 1)	68	69	69	68	68
甲州街道(西府町2 - 18 - 15)	71	72	71	72	72



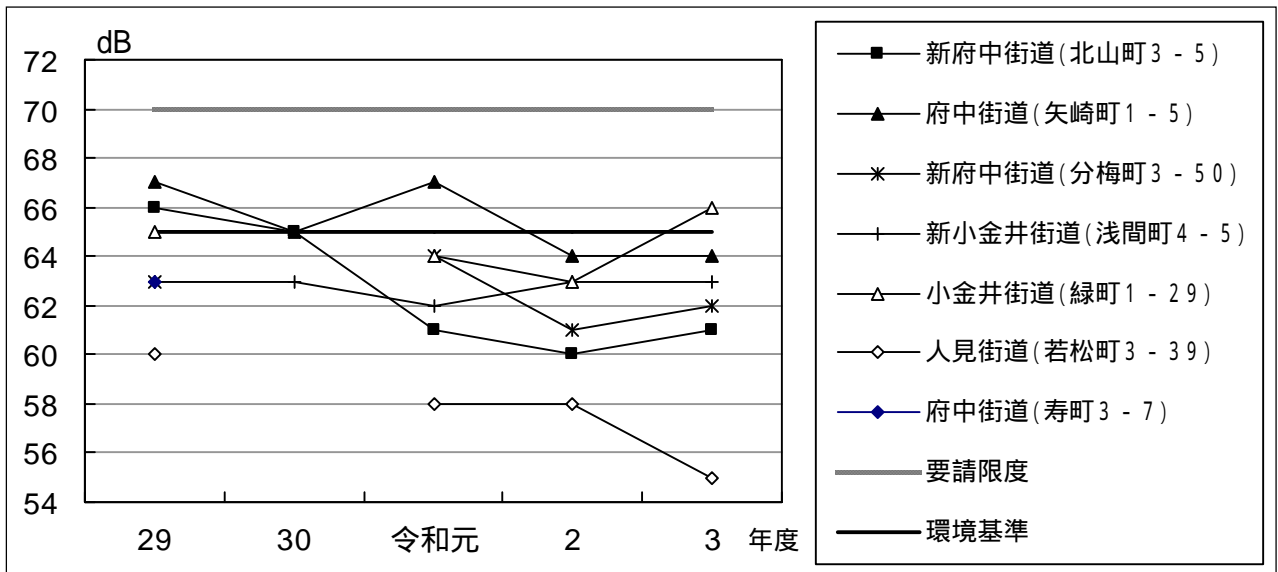
c 都道 昼間(要請限度75dB 環境基準70dB)

道路名 (調査場所)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
新府中街道(北山町4 - 5)	70	68	66	65	64
府中街道(矢崎町1 - 5)	70	68	69	67	68
新府中街道(分梅町3 - 50)	67		66	65	66
新小金井街道(浅間町4 - 5)	65	68	65	67	66
小金井街道(緑町1 - 29)	66		66	68	68
人見街道(若松町3 - 39)	63		63	61	62
府中街道(寿町3 - 7)	67				



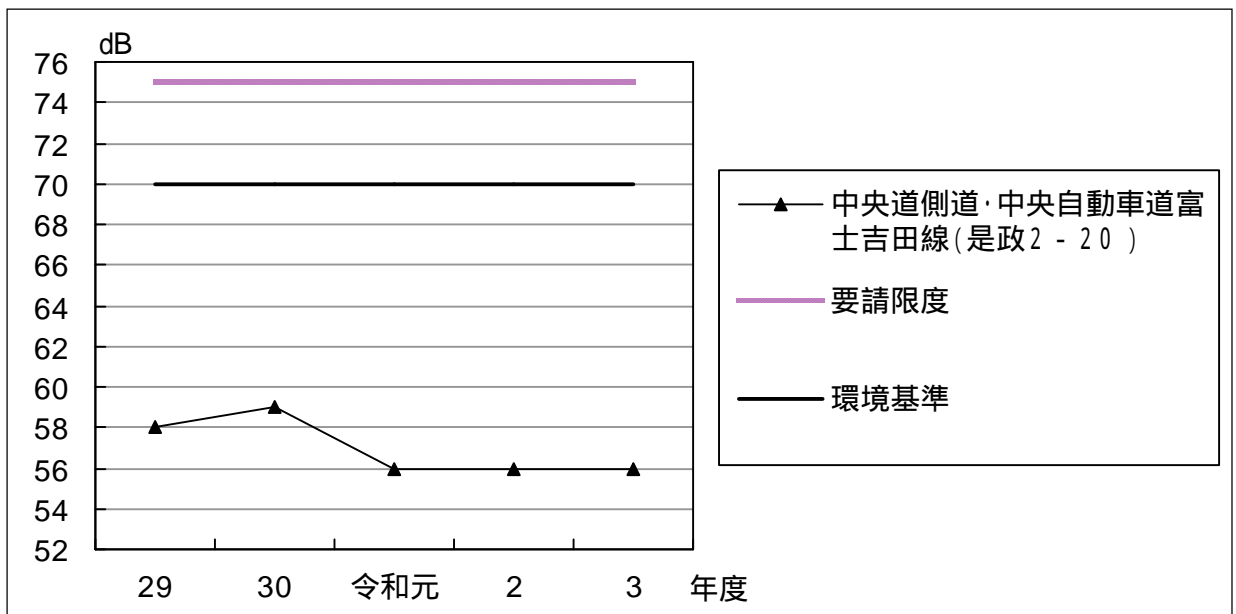
d 都道 夜間(要請限度70dB 環境基準65dB)

道路名 (調査場所)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
新府中街道(北山町4 - 5)	66	65	61	60	61
府中街道(矢崎町1 - 5)	67	65	67	64	64
新府中街道(分梅町3 - 50)	63		64	61	62
新小金井街道(浅間町4 - 5)	63	63	62	63	63
小金井街道(緑町1 - 29)	65		64	63	66
人見街道(若松町3 - 39)	60		58	58	55
府中街道(寿町3 - 7)	63				



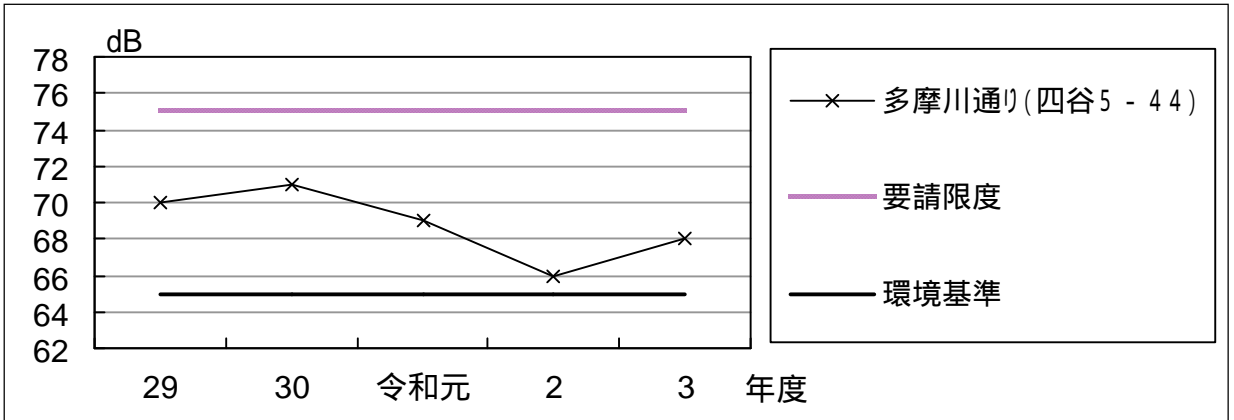
e 市道 昼間(要請限度75dB 環境基準70dB)

道路名 (調査場所)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
中央道側道・中央自動車道富士吉田線 (是政2 - 20)	58	59	56	56	56



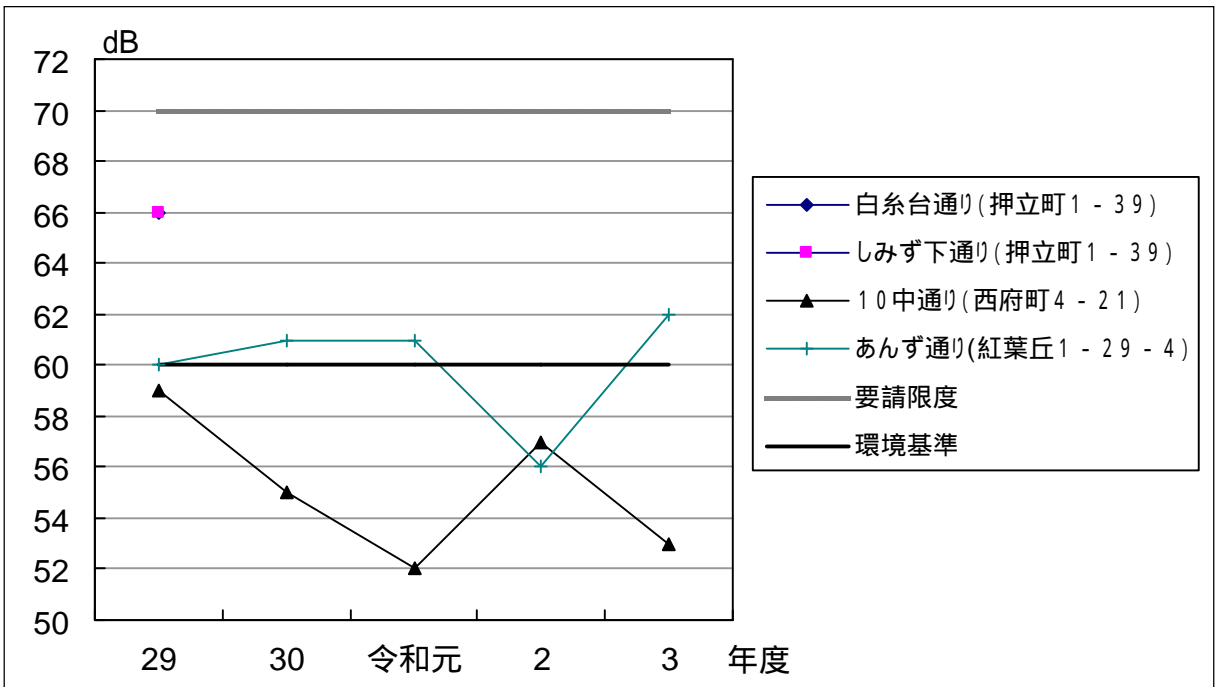
f 市道 昼間(要請限度75dB 環境基準65dB)

道路名 (調査場所)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
多摩川通り(四谷5 - 44)	70	71	69	66	68



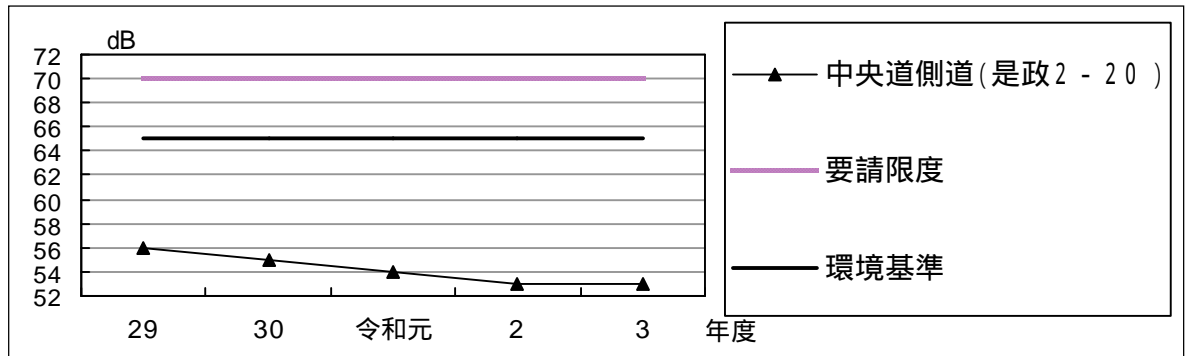
g 市道 昼間(要請限度70dB 環境基準60dB)

道路名 (調査場所)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
白糸台通り(押立町1 - 39)	66	—			
しみず下通り(押立町1 - 39)	66	—			
10中通り(西府町4 - 21)	59	55	52	57	53
あんず通り(紅葉丘1 - 29 - 4)	60	61	61	56	62



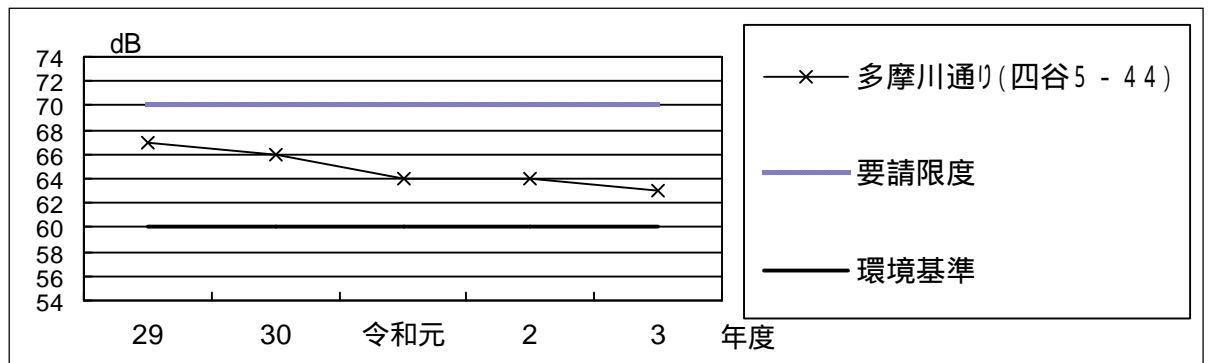
h 市道 夜間(要請限度70dB 環境基準65dB)

道路名 (調査場所)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
中央道側道・中央自動車道富士吉田線 (是政2 - 20)	56	55	54	53	53



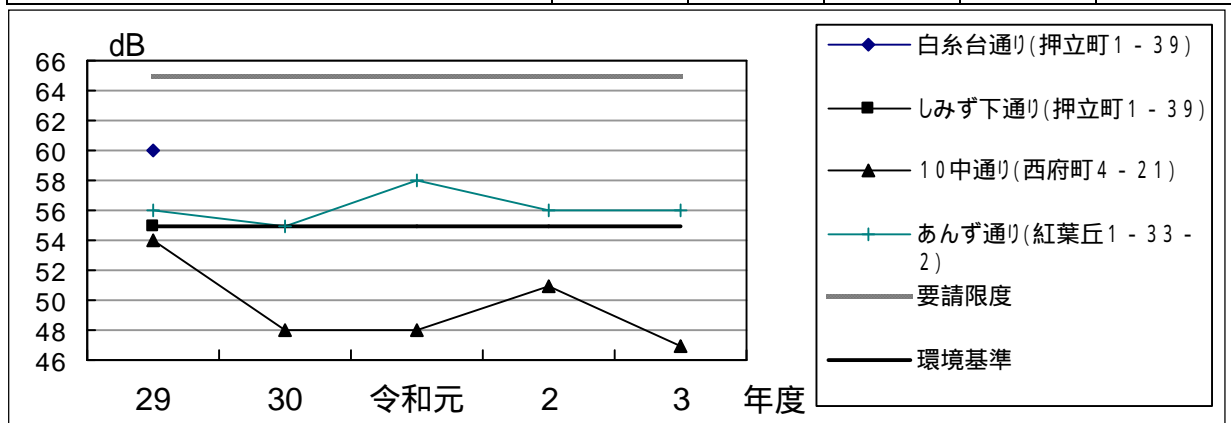
i 市道 夜間(要請限度70dB 環境基準60dB)

道路名 (調査場所)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
多摩川通り(四谷5 - 44)	67	66	64	64	63



j 市道 夜間(要請限度65dB 環境基準55dB)

道路名 (調査場所)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
白糸台通り(押立町1 - 39)	60	—			
しみず下通り(押立町1 - 39)	55	—			
10中通り(西府町4 - 21)	54	48	48	51	47
あんず通り(紅葉丘1 - 29 - 4)	56	55	58	56	56

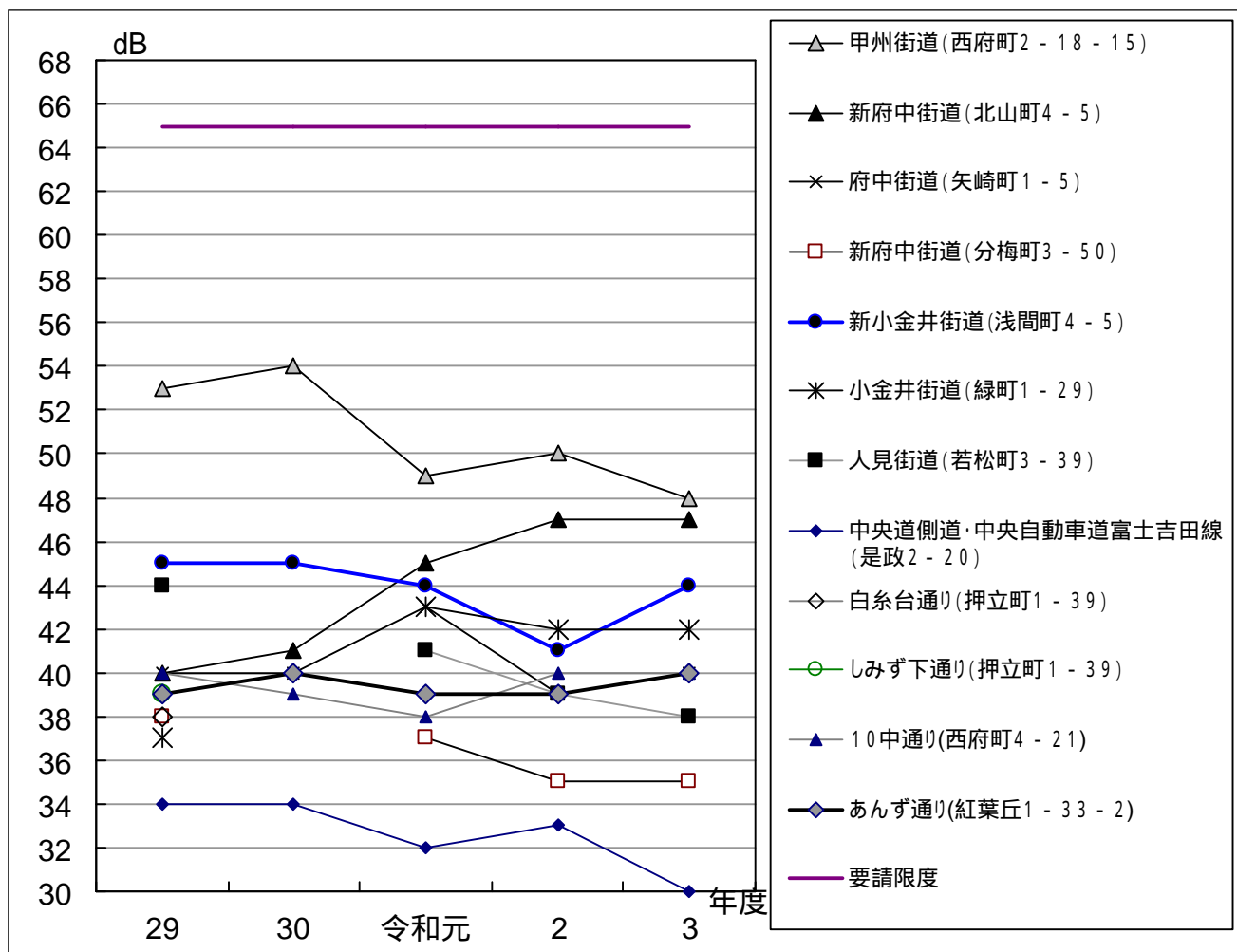


(1) 道路環境調査結果(振動 単位:dB)

表中 - は実施なし

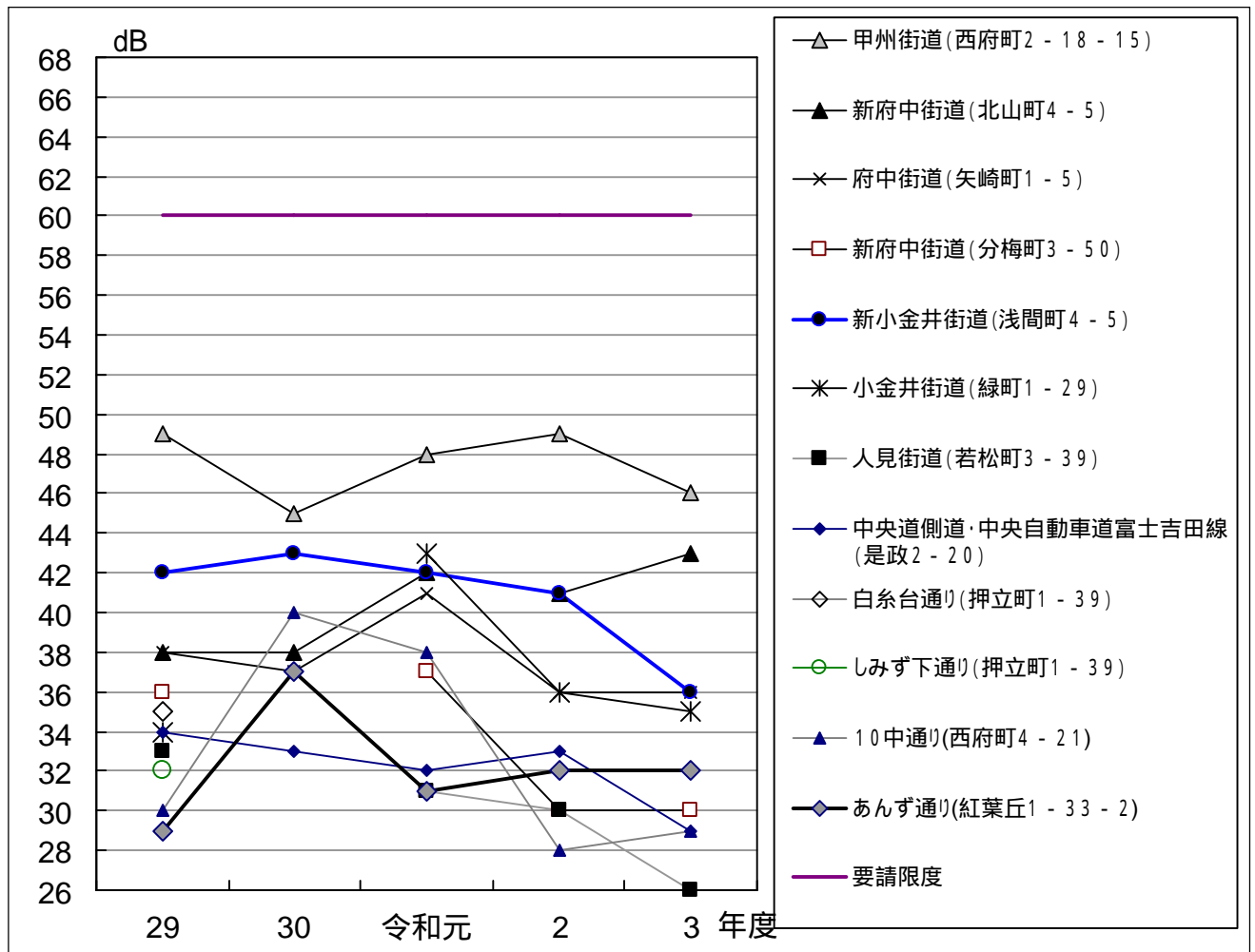
a 昼間(要請限度65dB)

道路名(調査場所)		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
国道	甲州街道(西府町2-18-15)	53	54	49	50	48
	新府中街道(北山町4-5)	40	41	45	47	47
都道	府中街道(矢崎町1-5)	40	40	43	39	40
	新府中街道(分梅町3-50)	38		37	35	35
	新小金井街道(浅間町4-5)	45	45	44	41	44
	小金井街道(緑町1-29)	37	-	43	42	42
	人見街道(若松町3-39)	44		41	39	38
	中央道側道・中央自動車道富士吉田線(是政2-20)	34	34	32	33	30
市道	白糸台通り(押立町1-39)	38	-			
	しみず下通り(押立町1-39)	39	-			
	10中通り(西府町4-21)	40	39	38	40	40
	あんず通り(紅葉丘1-29-4)	39	40	39	39	40



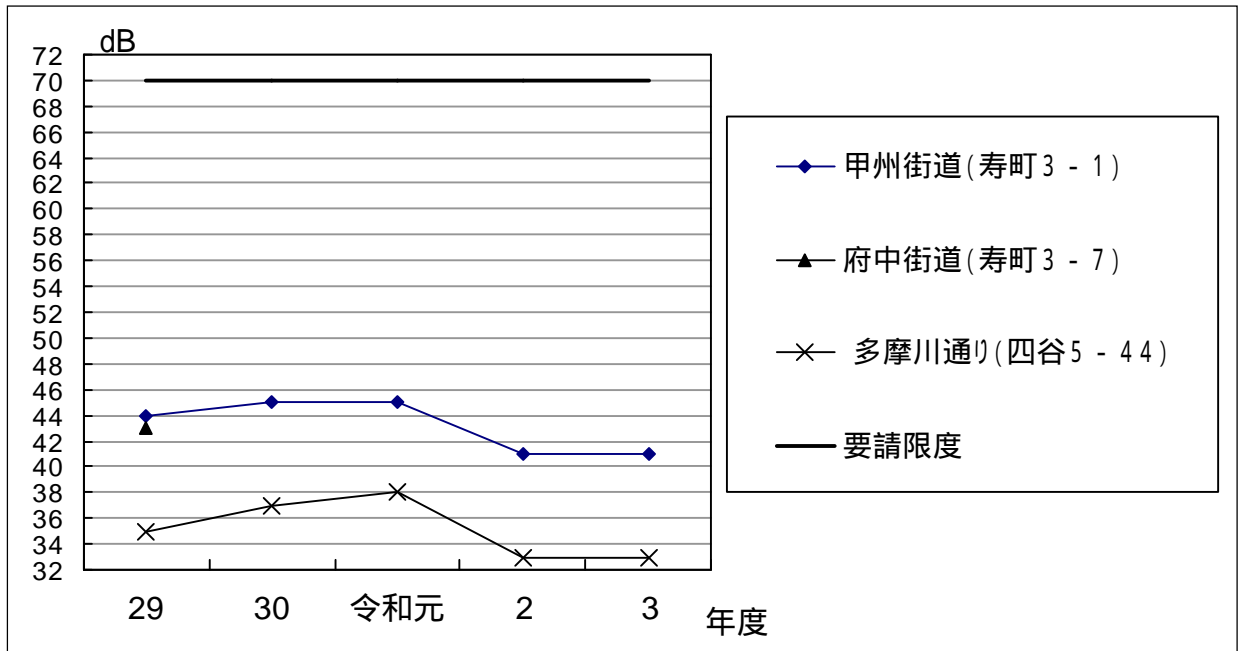
b 夜間(要請限度60dB)

道路名(調査場所)		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
国道	甲州街道(西府町2-18-15)	49	45	48	49	46
	新府中街道(北山町4-5)	38	38	42	41	43
都道	府中街道(矢崎町1-5)	38	37	41	36	36
	新府中街道(分梅町3-50)	36		37	30	30
	新小金井街道(浅間町4-5)	42	43	42	41	36
	小金井街道(緑町1-29)	34	—	43	36	35
	人見街道(若松町3-39)	33		31	30	26
	中央道側道・中央自動車道富士吉田線(是政2-20)	34	33	32	33	30
市道	白糸台通り(押立町1-39)	35	—			
	しみず下通り(押立町1-39)	32	—			
	10中通り(西府町4-21)	30	40	38	28	29
	あんず通り(紅葉丘1-29-4)	29	37	31	32	32



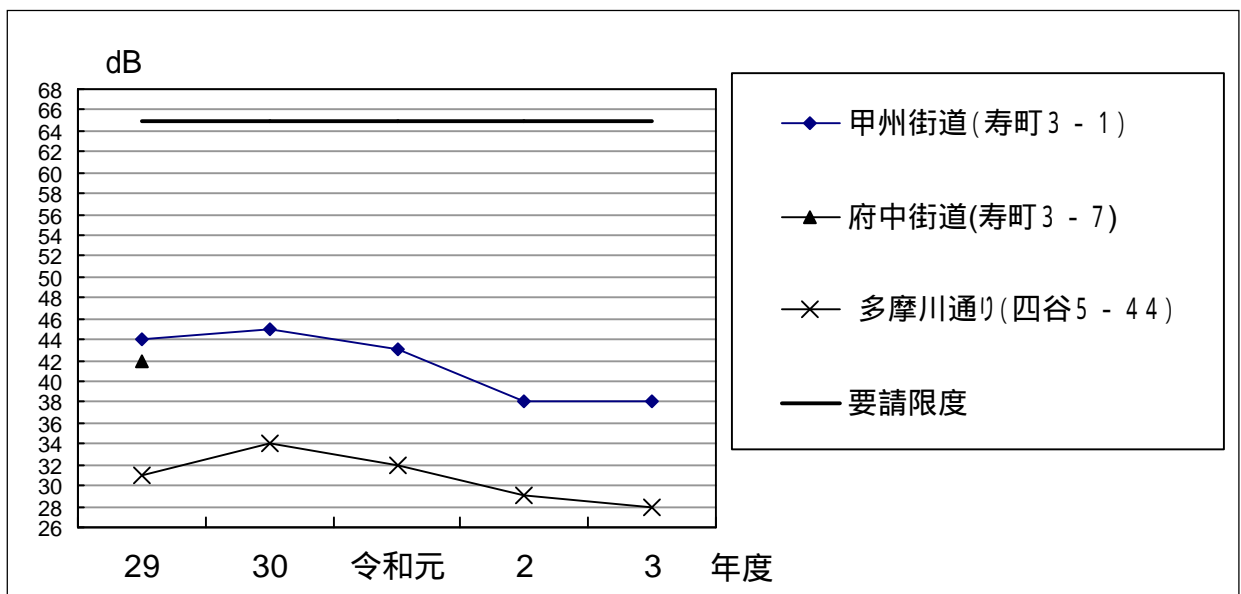
c 昼間(要請限度70dB)

道路名 (調査場所)		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
国道	甲州街道(寿町3-1)	44	45	45	41	41
都道	府中街道(寿町3-7)	43	—			
市道	多摩川通り(四谷5-44)	35	37	38	33	33



d 夜間(要請限度65dB)

道路名 (調査場所)		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
国道	甲州街道(寿町3-1)	44	45	43	38	38
都道	府中街道(寿町3-7)	42	—			
市道	多摩川通り(四谷5-44)	31	34	32	29	28



道路環境調査(自動車交通量)

単位:台/時間

道路名(調査場所)		区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
1	国	甲州街道(国道20号)	昼	1,704	1,624	1,680	1,673	1,621
		(寿町3-1)	夜	551	513	828	783	705
2	道	甲州街道(国道20号)	昼	2,413	2,252	2,346	2,390	2,151
		(西府町2-18-15)	夜	850	780	1,278	1,337	1,440
3	都	新府中街道	昼	1,008	986	1,308	1,317	1,140
		(北山町4-5)	夜	332	305	414	517	460
4	道	府中街道	昼	849	936	870	946	847
		(矢崎町1-5)	夜	301	356	354	418	495
5	道	新府中街道	昼	1,535	1,687	1,740	1,569	1,651
		(分梅町3-50)	夜	406	451	756	641	769
6	道	新小金井街道	昼	817	785	864	892	881
		(浅間町4-5)	夜	212	186	360	401	441
7	道	小金井街道	昼	373	-	396	411	346
		(緑町1-29)	夜	96	-	192	170	132
8	道	人見街道	昼	251	292	306	473	273
		(若松町3-39)	夜	74	88	102	74	61
9	道	府中街道	昼	805	-	-	-	-
		(寿町3-7)	夜	278	-	-	-	-
10	市	中央道側道・中央自動車道	昼	30	27	24	14	44
		富士吉田線(是政2-20)	夜	6	2	12	8	21
11	道	多摩川通り	昼	662	614	672	711	410
		(四谷5-44)	夜	157	125	234	214	188
12	道	白糸台通り	昼	790	-	-	-	-
		(押立町1-39)	夜	166	-	-	-	-
13	道	しみず下通り	昼	501	-	-	-	-
		(押立町1-39)	夜	115	-	-	-	-
14	道	10中通り	昼	93	246	78	122	81
		(西府町4-21)	夜	28	15	24	59	26
15	道	あんず通り	昼	164	151	198	245	211
		(紅葉丘1-29-4)	夜	35	35	66	75	70

- は未実施

道路環境調査 基準との比較

単位: dB(デシベル)

道路名 (調査場所)			区分	騒音					振動		
				計測値	要請限度による		環境基準による		計測値	要請限度による	
					評価	要請限度	評価	環境基準		評価	要請限度
1	国	甲州街道(国道20号) (寿町3-1)	昼	72		75	×	70	41		70
			夜	68		70	×	65	38		65
2	道	甲州街道(国道20号) (西府町2-18-15)	昼	73		75	×	70	48		65
			夜	72	×	70	×	65	46		60
3	都	新府中街道 (北山町4-5)	昼	64		75		70	47		65
			夜	61		70		65	43		60
4		新府中街道 (分梅町3-50)	昼	66		75		70	35		65
			夜	62		70		65	30		60
5		府中街道 (矢崎町1-5)	昼	68		75		70	40		65
			夜	64		70		65	36		60
6		府中街道 (寿町3-7)	昼	-	-	75	-	70	-	-	70
			夜	-	-	70	-	65	-	-	65
7		新小金井街道 (浅間町4-5)	昼	66		75		70	44		65
			夜	63		70		65	36		60
8	小金井街道 (緑町1-29)	昼	68		75		70	42		65	
		夜	66		70	×	65	35		60	
9	人見街道 (若松町3-39)	昼	62		75		70	38		65	
		夜	55		70		65	26		60	
10	市	中央道側道・中央自動車道 富士吉田線(是政2-20)	昼	56		75		70	30		65
			夜	53		70		65	29		60
11		多摩川通り (四谷5-44)	昼	68		75	×	65	33		70
			夜	68		70	×	60	28		65
12		白糸台通り (押立町1-39)	昼	-	-	70	-	60	-	-	65
			夜	-	-	65	-	55	-	-	60
13		しみず下通り (押立町1-39)	昼	-	-	70	-	60	-	-	65
			夜	-	-	65	-	55	-	-	60
14		10中通り (西府町4-21)	昼	53		70		60	40		65
			夜	47		65		55	29		60
15	あんず通り (紅葉丘1-29-4)	昼	62		70	×	60	40		65	
		夜	56		65	×	55	32		60	

:達成 × :非達成 - 未実施

< 参考 > 道路環境規制基準

道路名 (調査場所)		区分	騒音				振動			
			要請限度		環境基準		要請限度			
国 道	甲州街道 (国道20号) (寿町3 - 1)	昼	75	昼 75	70	昼 70	70			
		夜	70		65		65			
	甲州街道 (国道20号) (西府町2 - 18 - 15)	昼	75		70		65	65		
		夜	70		65		60			
都 道	新府中街道 (北山町4 - 5)	昼	75		夜 70		70	夜 65	65	
		夜	70				65		60	
	府中街道 (矢崎町1 - 5)	昼	75				70		65	65
		夜	70				65		60	
	新府中街道 (分梅町3 - 50)	昼	75				70		65	65
		夜	70				65		60	
	新小金井街道 (浅間町4 - 5)	昼	75				70		65	65
		夜	70				65		60	
	小金井街道 (緑町1 - 29)	昼	75	70		65	65			
		夜	70	65		60				
	人見街道 (若松町3 - 39)	昼	75	70		65	65			
		夜	70	65		60				
府中街道 (寿町3 - 7)	昼	75	70	65	70					
	夜	70	65	65						
市 道	中央道側道・中央自動車道 富士吉田線 (是政2 - 20)	昼	75	昼 70	70	昼 60	65			
		夜	70		65		60			
	多摩川通り (四谷5 - 44)	昼	75		65		65	70		
		夜	70		60		60	65		
	白糸台通り (押立町1 - 39)	昼	70		60		夜 65	夜 55	65	
		夜	65		55				60	
	しみず下通り (押立町1 - 39)	昼	70		60				55	65
		夜	65		55				60	
	10中通り (西府町4 - 21)	昼	70		60				55	65
		夜	65		55				60	
あんず通り (紅葉丘1 - 29 - 4)	昼	70	60	55	65					
	夜	65	55	60						

5 悪臭

(1) 悪臭の現状

悪臭は、人の嗅覚をとおして不快感をもたらす感覚公害のひとつで、数値での評価が難しい側面をもっています。

そこで都では、平成14年7月に、臭気指数方式の規制を導入しました。この臭気指数方式は、悪臭防止法と環境確保条例で異なっていた規制方式を統一したもので、人が実際に臭いをかいで臭気の程度を判定します。におい物質ごとの濃度を測定する判定法ではないため、悪臭の原因が、複数の物質の混合されている場合や、未知のにおい物質を含んでいるような場合でも、人の感覚に近い判定ができます。

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、悪臭防止法の規制地域と当該地域における規制基準は、平成24年度から市が定めています。数値は、従前と変わりありません。

市で受け付けている悪臭苦情の原因としては、工場、飲食店、野外焼却、畜舎やたい肥などがあります。

なお、市では、工場の認可や指定作業場の届出時に悪臭防止対策を指導しています。

6 放射能

(1) 放射能の現状

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が放出され、福島県だけではなく東日本の各地において放射性物質による環境の汚染が生じました。放出された放射性物質には、主にヨウ素131、セシウム134、セシウム137などがあります。

震災前の東京都内の空間放射線量を測定するモニタリングポストは、「東京都健康安全研究センター(新宿区)」のみでしたが、平成23年12月に2か所「東京都立篠崎公園(江戸川区)」、「東京都薬用植物園(小平市)」が新設されました。さらに、平成24年4月11日から4か所「東京国際空港(大田区)」、「東京都立舎人公園(足立区)」、「首都大学東京南大沢キャンパス(八王子市)」、「調布飛行場(調布市)」が運用されています。

市では市内の状況を把握するため、独自に空間放射線量、土壌中の放射性物質などの放射性物質を測定しました。市内の状況としましては、土壌の測定で放射性物質が検出されましたが、それほど高い値ではなく、平成23年度に比べて年々減少傾向となっています。また、空間放射線量も直ちに影響のある値ではなく、減少傾向となっています。

(2) 放射能の単位

放射能に関する単位でよく出てくるものにBq(ベクレル)とSv(シーベルト)がありますが、Bqは食品や水、土壌中にどれだけ放射性物質が含まれているかを表し(1ベクレルは1秒間に1回放射線を出す能力)、Svは放射線が人体にどれだけ影響を及ぼすかを表します。1000μSv(マイクロシーベルト) = 1mSv(ミリシーベルト) = 0.001Svはすべて同じ値です。なお、一般的な測定器などで空間放射線量測定する際には、1時間あたりの線量を計測します。

(3) 空間放射線量・放射性物質の基準値

ア 空間放射線量

国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告における、一般の人に対する放射線量指標は平常時年間1ミリシーベルト(1mSv/年)以下です。なお、年間1ミリシーベルト以下というのは、自然界から受ける放射線と医療による放射線を除いた値です。

補足説明 1年間の積算推計線量の計算方法
(測定結果 - 自然界放射線量) × (16/24 × 0.4 + 8/24 × 1) × 24時間 × 365日
*自然界放射線量は、一般的に1時間当たり0.05マイクロシーベルト(μSv/h)とされています。
*屋外に8時間、木造家屋内に16時間いると仮定した場合の計算方法です。木造家屋内滞在における低減効果係数0.4です。

イ 土壌中の放射性物質

土壌中の放射性物質に関する国の基準はありません。

ウ 肥料・土壌改良資材・培土中の放射性物質

農林水産省が定めた、堆肥・土壌改良資材・培土中に含まれる放射性セシウムの暫定許容値は、400Bq/kgです。

【参考】

食品等の基準値

放射性物質	食品群	基準値 (Bq/kg)	省令等
放射性 ヨウ素	飲料水	300	食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値
	牛乳・乳製品	(乳児 100)	
	野菜類(根菜、芋類を除く)	2,000	
	魚介類		
放射性 セシウム	飲料水	10	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (食品中の放射性物質の新たな基準値)
	牛乳	50	
	乳児用食品	50	
	一般食品	100	

(4) 測定機器・測定方法

ア 空間放射線量

(ア) 測定機器

Radi PA 1000 (株式会社堀場製作所製)

(イ) 測定方法

地表面から高さ100cm・5cmの2地点で、1分間保持し数値を安定させた後、30秒ごとに5回測定し、平均値をその定点の測定値とする。

イ 土壌中の放射性物質

(ア) 測定機器

ゲルマニウム半導体検出器 7500SL (CANBERRA 社製)

(イ) 測定方法

直径5cm・深さ5cmの円柱状に5か所の土または砂(約100g)を採取し、ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー(文部科学省 平成4年)

ウ 肥料・土壌改良資材・培土中の放射性物質

(ア) 測定機器

ゲルマニウム半導体検出器 GC2020 (CANBERRA 社製)

(イ) 測定方法

農林水産省が定めた「肥料中の放射性セシウム測定のための検査計画及び検査方法」により試料を採取し、ゲルマニウム半導体検出器を用いて測定

エ 地下水の放射性物質

(ア) 測定機器

ゲルマニウム半導体検出器 7500SL (CANBERRA 社製)

(イ) 測定方法

地下水を採取し、ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー(文部科学省 平成4年)

(5) 測定結果

ア 空間放射線量(平均値)

平成23年9月5日から市立小学校22校で定点・定時(校庭中央・休校日を除く平日の概ね午前9時)に空間放射線量を測定しました。平成27年4月からは、市立小学校1校(第一小学校)で週1回、定点・定時に測定しています。

なお、震災前の東京都健康安全研究センター(新宿区)での平常時の値は0.028~0.079 $\mu\text{Sv/h}$ でした。

年度 測定場所	29年度		30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm	100 cm	5 cm
市立小学校 (校庭)	0.048	0.049	0.050	0.049	0.046	0.048	0.044	0.049	0.049	0.048

単位:1時間あたりのマイクロシーベルト($\mu\text{Sv/h}$)

イ 土壌中の放射性物質(平均値)

土壌中の放射性物質については、これまで市内小学校、幼稚園、保育所などでも測定を行ってありましたが、年々測定値が減少しているため、平成28年度からは公園等の5か所で測定しています。

年度 (採取日) 測定場所	29年度 (10/24)		30年度 (10/24)		令和元年度 (10/17)		令和2年 (10/1)		令和3年 (10/12)	
	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137
市立公園 (砂場4か所)	ND	14	ND	10	ND	7	ND	11	ND	8
郷土の森 バーベキュー場	ND	68	ND	83	ND	50	ND	55	ND	31

単位:1キログラムあたりのベクレル(Bq/kg)

NDとは、検出下限値未満であることを示します。

公園:西原町・日新町・多磨町・押立町公園

ウ 腐葉土・落ち葉の放射性物質

若松苗圃の「落ち葉の銀行」の腐葉土を採取し、放射性物質を測定しました。

採取場所	採取日 品目	平成30年度 (9/25)		令和元年度 (9/17)		令和2年度 (2/5)	
		ヨウ素 131	セシウム 134・137	ヨウ素 131	セシウム 134・137	ヨウ素 131	セシウム 134・137
若松苗圃	腐葉土	ND	10	ND	10	ND	9.2

単位:1キログラムあたりのベクレル(Bq/kg)

NDとは、検出下限値未満であることを示します。

エ 地下水放射性物質(平均値)

地下水の放射性物質については、平成23年度から令和3年度まで検出下限値未満でした。

年度 (採取日)	29年度 (毎月1回)		30年度 (毎月1回)		令和元年度 (毎月1回)		令和2年度 (毎月1回)		令和3年度 (毎月1回)	
	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137	ヨウ素 131	セシウム 134 137
測定場所 旧武蔵台2号 水源	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND

単位:1 キログラムあたりのベクレル(Bq/kg)

NDとは、検出下限値未満であることを示します。

(6) 空間放射線量測定器の貸出

市民の皆さんが身近な場所の空間放射線量を測定できるように、空間放射線量測定器の貸出をしています。

空間放射線量測定器の貸出件数 (単位:件)

(109ページ再掲)

貸出場所	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
環境保全活動センター	18	9	9	1	2	0	0

平成23年11月22日から平成24年8月末まで文化センター11か所で貸出、平成24年9月からは府中市環境保全活動センターで貸出

府中第一小学校の空間放射線量測定結果(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

測定場所	府中第一小学校	
	100cm	5cm
4月1日	0.045	0.047
4月8日	0.046	0.051
4月15日	0.043	0.045
4月22日	0.045	0.058
4月30日	0.044	0.053
5月6日	0.045	0.052
5月13日	0.046	0.053
5月20日	0.049	0.056
5月27日	0.058	0.062
6月3日	0.047	0.054
6月10日	0.048	0.052
6月17日	0.048	0.061
6月24日	0.050	0.053
7月1日	0.089	0.090
7月8日	0.080	0.085
7月15日	0.048	0.049
7月30日	0.046	0.054
8月5日	0.040	0.047
8月12日	0.047	0.045
8月19日	0.050	0.060
8月26日	0.055	0.060
9月2日	0.086	0.096
9月9日	0.092	0.091
9月16日	0.045	0.053
9月24日	0.056	0.042
9月30日	0.047	0.055
10月7日	0.059	0.053
10月14日	0.042	0.053
10月21日	0.042	0.057
10月28日	0.051	0.055
11月4日	0.048	0.051
11月11日	0.049	0.033
11月18日	0.052	0.041
11月25日	0.044	0.037
12月2日	0.046	0.033
12月9日	0.040	0.032
12月16日	0.049	0.036
12月23日	0.043	0.035
1月6日	0.046	0.033
1月13日	0.054	0.039
1月20日	0.042	0.035
1月27日	0.042	0.032
2月3日	0.043	0.035
2月10日	0.041	0.035
2月17日	0.042	0.034
2月24日	0.041	0.031
3月3日	0.040	0.029
3月11日	0.043	0.034
3月17日	0.044	0.032
3月24日	0.043	0.033
3月31日	0.039	0.031
平均	0.049	0.048

7 その他の公害

(1) 有害化学物質

化学物質は、私たちの生活を豊かにするために作りだされたもので、化粧品や薬、洗剤、殺虫剤、食品添加物など、様々なものに現在約7万種類使用されているといわれています。しかし、化学物質の中には、人の健康や様々な生物に有害な作用を引き起こすものも含まれており、一部の有害化学物質による環境汚染が問題になっています。

市では、化学物質による人への健康被害を未然に防止するため、特定の化学物質を取り扱う事業所に対して、環境への排出量や使用量などについて、市を通して東京都に届け出るようになったことに伴い、市内の特定化学物質取扱い事業所の監視に努めています。

ア ダイオキシン類

ダイオキシン類は、燃焼過程や化学物質の合成過程などで非意図的に生成され、環境中に排出されています。特にごみ焼却施設からの排出が社会問題となっています。ダイオキシン類はきわめて毒性が強く、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など様々な毒性があります。呼吸によって体に入る量はごくわずかであり、多くは食べ物を通して体に入ります。

平成12年1月15日にダイオキシン類対策特別措置法が施行され、一定規模以上の施設で届出が必要になるとともに、大気、水質、土壌について環境基準が設定されました。また、ダイオキシン類は、これまでの2物質(ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF))にコプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)を加えた3物質の総称となり、毒性等量(TEQ)の換算方法も変更され、以降はCo-PCBを含めて計測しています。

小型焼却炉の使用や野焼きの禁止を呼び掛けています。また、令和2年度も、市内の大気環境測定局で大気中のダイオキシン類調査を2月に実施しました。今回の調査結果でも、各地点とも環境基準値を下回っています。

大気中のダイオキシン類調査結果 (測定月:2月) (単位:pg-TEQ/m³)

調査地点	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
市役所(宮西町2丁目)	0.025	0.026	0.020	0.009
押立局(押立町1丁目)	H30から廃止			
朝日局(朝日町1丁目)	0.019	0.012	0.010	0.010
四谷局(四谷4丁目)	H30から廃止			
武蔵台局(武蔵台2丁目)	0.018	0.016	0.011	0.0065
全調査地点の平均値	0.020	0.018	0.014	0.009

大気中での環境基準値 0.6pg-TEQ/m³以下

市役所のみ二重測定を実施(表中の数値は、二重測定の平均値)

用語説明

毒性等量

測定されたダイオキシン類の毒性が、その中で最も毒性の強いPCDDの一種2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン(2,3,7,8-TCDD)であれば何グラム分の毒性に相当するかの値に換算した重さです。なお、換算後の重さは単位に「-TEQ」を付けて換算してあることを示します。

pg(ピコグラム)

p(ピコ)とは1兆分の1の意味で、1pgは1兆分の1グラムとなります。1pg/m³とは、例えば、東京ドームの体積にホコリダニ(ダニの一種で約0.001mg)1匹の重さが入っていることをいいます。

イ 環境ホルモン

環境ホルモン(外因性内分泌かく乱化学物質)とは、環境省の定義では、「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に影響を与える外因性の物質」とされています。ホルモン(成長ホルモン、男性ホルモン、女性ホルモンなど)は、人が健康を維持する上で重要な役割を果たしていますが、環境ホルモンが体内に摂取されることで、体内の各器官が正常に働かなくなることがあります。例えば、生殖機能が阻害されたり、悪性腫瘍が形成されたりする可能性があるとして指摘されています。環境ホルモンは低濃度でも影響を及ぼすとされ、中には50mプールに1滴落としたほどでも影響を及ぼす物質もあります。

市では、このような状況の中、環境ホルモンについて、市の各施設で使用されている物品の調査を実施し、環境ホルモンとして国がリストアップした物質が含有されているものは、使用を中止したり、他の製品に交換したりしています。なお、保育所では、プラスチック製の哺乳ピンをガラス製に交換するとともに、他の食器も磁器製に交換しています。

環境ホルモンとして疑われているものとして、業務用合成洗剤の分解物であるノニルフェノール、ポリカーボネート樹脂の原料等であるビスフェノールAなどがあります。

(2) テレビ受信障害

テレビジョン放送が社会の中で果たす役割は、単に報道、教養や娯楽などの情報を得るための手段としてだけでなく、放送に対するニーズの多様化や高度化に対応して情報伝達のために重要な役割を果たしています。

一方、土地の高度利用による建造物の高層化などで建造物によるテレビ受信障害が発生しています。この受信障害については、原因者負担の原則に基づき、建築主と住民の当事者協議により解決することが定着してきています。

しかし、近年、建築物の大型化・高層化や建築物の密集化などにより受信障害の原因が広域化、複雑化して、原因者の特定が困難な事例が発生し、新たな問題となっています。市内においても都市化が進み、中高層建築物が増えてきており、これに伴う受信障害が増加しています。そのため、「府中市開発事業に関する指導要綱」により、建築主に対して、受信障害の防止に努めるよう指導しており、この指導要綱についての担当部署は、都市整備部計画課となっています。

なお、受信障害は、あくまでも現状復帰という考え方が一般的なので、新たに受信障害地域に入居される方は、対策等を自分で行うことになるので注意が必要です。

こうしたなか、平成23年7月に地上アナログテレビ放送が地上デジタル放送に移行され、また、平成25年5月にテレビ送信が東京タワーから東京スカイツリーに全面移行されましたが、市は市内の受信障害を防止するため、令和3年度も「関東受信環境クリーン協議会」に加入し、受信障害の未然防止・解消及び周知啓発活動、街頭相談など関係機関と連携しながら対策や指導を行っています。

(3) 光害

光害については、都市化の進展と交通網の発達による屋外照明の増加や過剰な照明により、夜空が明るくなり星が見えにくくなったり、人間の心安らぐ夜の環境が阻害されるほか、農作物や動植物に悪影響を及ぼす恐れや、地球温暖化対策の省エネルギーの観点からも対応が求められています。

そのため、防犯面や安全面について配慮しながら、照明設備の整備の際は光害の対策を進めるとともに、光害に配慮した照明設備の管理が必要となっています。

公害苦情の概要

令和3年度に、市に寄せられた苦情の受付件数は155件で、その内訳は、件数が多い順に、騒音(67)、ばい煙(43)、悪臭(27)、振動(6)、粉じん(4)、その他(8)となっています。

悪臭、ばい煙苦情は、平成9年7月からの事業系ごみ有料化及び平成22年2月から実施された家庭用ごみの有料化の影響によるものなどが原因と考えられます。焼却炉については、平成11年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、平成12年度の法改正によりさらに規制が強化されました。また、東京都環境確保条例によりダイオキシン類排出対策のとられていない小型焼却炉の使用や野焼きは原則として禁止されていますが、特に野焼きは多くの苦情が寄せられています。

騒音苦情は、大規模な建築物の解体や建設工事によるものが多く寄せられています。

苦情受付件数の推移

(単位:件)

現象 \ 年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ばい煙	41	33	20	16	45	56	43
粉じん	0	10	7	6	13	7	4
有害ガス	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	15	21	28	39	20	19	27
水質汚濁	0	0	1	0	0	0	0
騒音	44	51	54	34	38	71	67
振動	3	2	3	3	4	8	6
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0
電波障害	0	1	0	0	0	0	0
放射能	0	0	0	0	0	0	0
その他	7	6	5	3	9	2	8
合計	110	124	118	101	129	163	155

ごみ減量・3Rの推進

「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。特に、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の3Rを推進する必要があります。

国においても、循環型社会の形成を目指し、平成12年(2000年)6月に「循環型社会形成推進基本法」が制定され、環境負荷の低減を考慮しつつ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分の順で廃棄物処理を行うべきであるという優先順位が明確にされています。

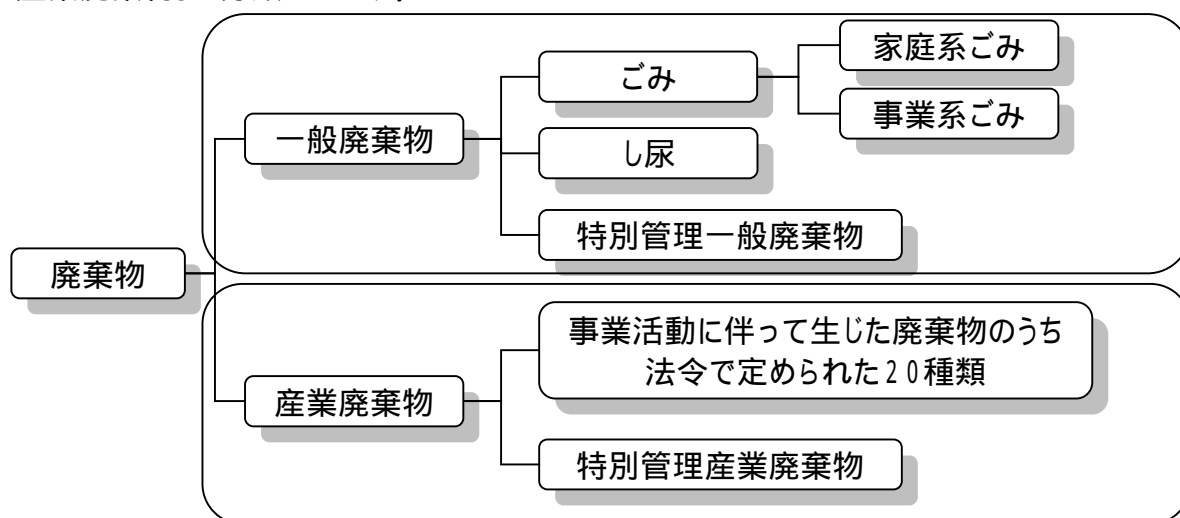
昨今の環境問題に対する関心の高まりの中にあって、廃棄物の発生抑制や再利用などに向けた様々な取組が始まっていますが、廃棄物を取り巻く状況は、複雑かつ厳しいものがあることから、今後一層、市民・事業者・行政が連携して廃棄物対策に取り組んでいくことが求められています。

1 廃棄物の種類

廃棄物は、下図のように分類されます。

一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、更に、主に家庭から発生する「家庭系ごみ」とオフィスや飲食店から発生する「事業系ごみ」と「し尿」そして「特別管理一般廃棄物」に分類されます。

産業廃棄物は、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類」と「特別管理産業廃棄物」に分類されます。



用語説明

特別管理一般廃棄物 特別管理産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条第3項及び第5項に規定された廃棄物です。爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるものを指します。

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、工作物の新築、改築または除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、前記19種類の産業廃棄物または輸入された廃棄物のうち航行廃棄物および携帯廃棄物を除いたものを処分するための処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの - コンクリート固形化物など

2 ごみの現状

(1) ごみゼロ型社会への転換

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

循環型社会の形成に取り組むため、平成13年1月に基本原則を規定した「循環型社会形成推進基本法」が施行されました。この基本法は、廃棄物とリサイクル対策を総合的・計画的に推進するもので、あわせて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」など個別法も整備されました。これらの法を一体的に運用し、市としても市民・事業者と協働した、地域の状況にあった取り組みを行っていきます。

(廃棄物・リサイクル関連法体系)

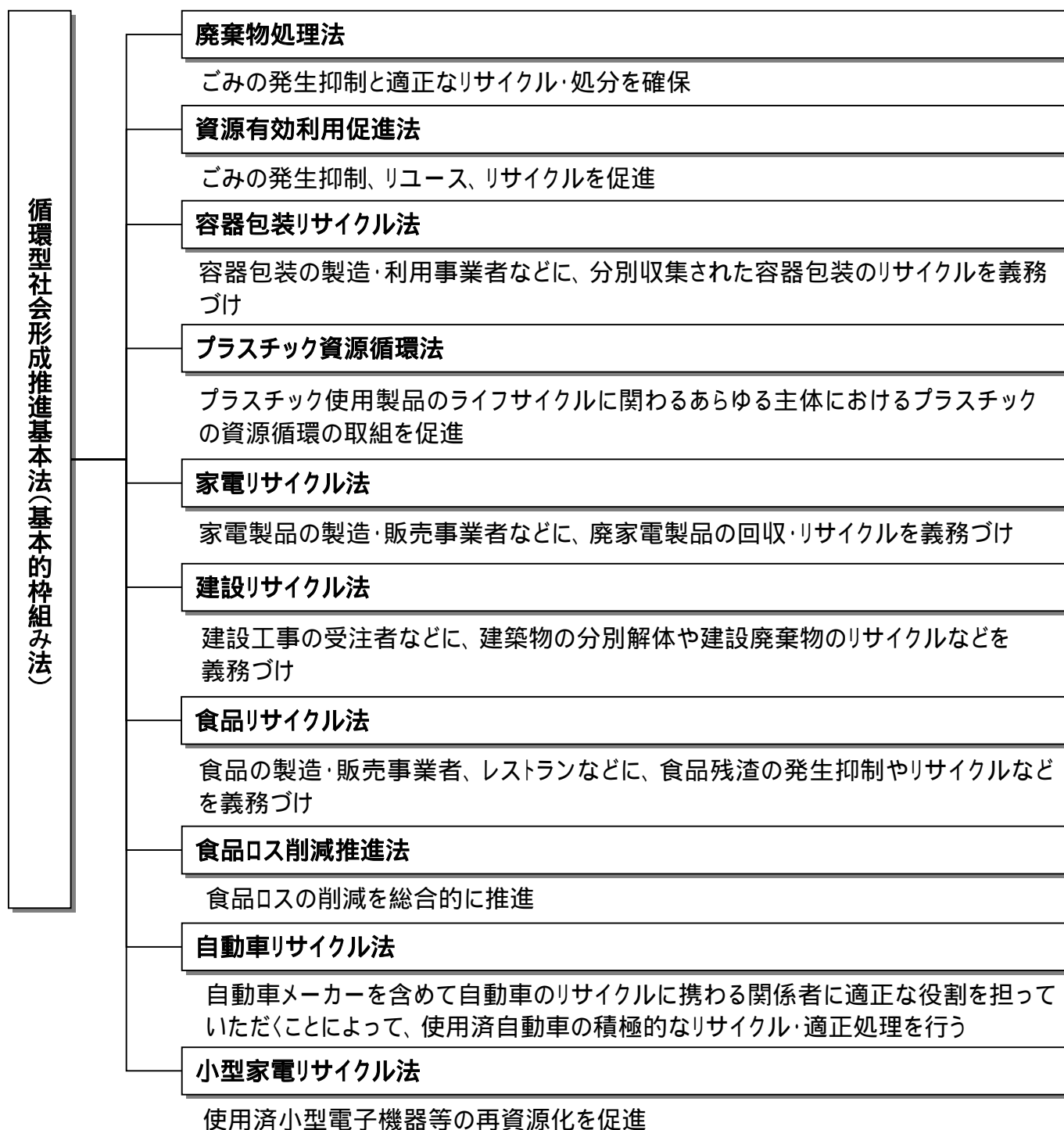


表1 (ごみの処理方法)

種類	区分	収集運搬	収集回数	収集方法	処理方法
普通ごみ	燃やすごみ	市(委託)	週2回	パッカー車による戸別収集	焼却場に搬入後焼却し、灰リサイクル等資源化
	燃やさないごみ		隔週1回		府中市リサイクルプラザに搬入後資源等を選別し、資源は再資源化、不燃残渣は、ごみ資源化施設に搬入後、熱分解ガス化改質方式により100%資源化
粗大ごみ	粗大ごみ	市(委託)	随時	ダンプ車による収集	100%資源化
資源ごみ	紙パック	市(委託)	週1回	パッカー車による戸別収集	処理施設に搬入し、資源化
	古布		隔週1回		
	雑誌・雑がみ シュレッダー紙 段ボール				
	新聞紙		4週に1回	ダンプ車による収集	府中市リサイクルプラザに搬入し、資源化
	びん		隔週1回		
	缶		週1回	パッカー車による戸別収集	
	ペットボトル 容器包装 プラスチック				
	油		月1回	ダンプ車による収集	処理施設に搬入し、資源化
有害ごみ	蛍光管・乾電池	市(委託)	4週に1回	ダンプ車による収集	処理施設に搬入後水銀を回収し、資源化
危険ごみ	スプレー缶 ライター 小型充電電池				処理施設に搬入し、処理
事業系持込みごみ	可燃ごみ	事業者又は事業者の委託する者	随時搬入	ダンプ車、クレーン車、普通自動車、パッカー車による自己搬入	焼却場に搬入後焼却し、灰リサイクル等資源化

3 3R推進事業の現状

ごみ減量・3Rを推進するには、生産・流通・消費のすべての段階で廃棄物の発生を抑制することを基本とし、廃棄物の減量化とともに、再利用、再資源化を図り「貴重な資源」としてよみがえらせることが必要であり、省資源、環境への負荷を極力少なくし、循環型社会の実現を目指すことを基本方針として、実施しております。

(1) 令和3年度に実施した主な施策の内容

ア ごみ減量推進事業

集団回収として資源物を回収した実施団体に、回収量に応じ奨励金を交付しました。令和3年度は4,628tを回収しました。また、再生資源取扱業者に奨励金を交付し、集団回収の安定に努めました。

さらに、集団回収実施団体へは、集団回収のぼり旗や空き缶圧縮機を貸し出し、分別排出の徹底と資源回収の促進を図りました。

家庭および事業所のごみの排出実態を把握するため、ごみの組成分析、処理場におけるごみ内容を調査しました。

イ リサイクル用品活用事業

放置自転車等で再生可能な自転車をリサイクルセンターにおいて修理し、府中輪業組合加盟店を通じ182台販売しました。

また、粗大ごみとして排出された再生可能な家具等をリサイクルセンターにおいて修理し、旧府中グリーンプラザ分館2階「リサちゃんショップけやき」で650点、インターネットにおける地域の情報掲示板「ジモティー」で17点販売しました。

家庭で不用になった生活用品の有効利用・再利用を図るため、旧府中グリーンプラザ分館2階「リサちゃんショップけやき」において生活用品活用事業を実施しました。

ものを大切にする意識向上のため、おもちゃの病院を年10回(269点)実施しました。

ウ 資源ごみ回収事業

毎月第4日曜日に各文化センターで、家庭用廃食油の回収を6,567行ったほか、家庭から出るせん定枝を申込みにより32,630kg回収し、資源化しました。

エ ごみ減量啓発事業

ごみの情報紙「府中のごみ」を7月と1月に発行し、全戸配布して啓発活動を行いました。

ふちゅうごみ・資源物分別アプリを配信し、正しい分別や排出方法について周知しました。

小・中学校の児童・生徒を対象に「ごみ減量対策・3R推進標語コンクール」を実施しました。

食品ロスの削減を目的として、家庭で消費されない食料品を持ち寄ってもらうフードライブを7回実施し、2,253kgを回収し、フードバンク団体を通じて生活困窮者や福祉施設などへ寄付

しました。

食べ残しの削減に取り組む飲食店などを登録する食べきり協力店制度を実施しました。

使用済み小型電子機器の回収を行い、携帯電話回収ボックスでは、54.8kg、宅配便による回収では20,668.8kgの回収を行いました。

マイバッグ持参運動では、レジ袋有料化の実施に合わせ、6月・7月・12月に、市内スーパーマーケット3店舗でのマイバッグ持参率調査を実施しました。

また、環境に配慮したライフスタイルへの変換の推進に努めるため、市内小・中学校及び高校生以上の市民を対象とした古着などの不用品から作成したマイバッグコンクールでの啓発活動を実施しました。

オ 地域ごみ対策推進事業

178自治会から選出された、推進員858人(令和4年3月末現在)が主体となって、地域においてごみの適正な分別排出、資源の有効活用やごみ減量を推進するため活動を行いました。

カ ごみ減量化処理機器購入補助事業

家庭でできるごみ減量対策として、生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機の購入費補助を行いました。

4 ごみ収集実績

【ごみ収集量】

上段単位:トン 下段単位:%

年度	区分	燃やす			燃やさない	粗大	合計	有害	資源	総計
		家庭	事業	小計						
平成28年度		28,910	8,004	36,914	3,337	1,978	42,229	86	15,599	57,914
	増減率	1.1	0.2	0.9	5.3	3.1	1.4	2.4	1.7	1.5
平成29年度		29,031	7,782	36,813	3,256	2,027	42,096	84	15,058	57,238
	増減率	0.4	2.8	0.3	2.4	2.5	0.3	2.3	3.5	1.2
平成30年度		29,084	7,589	36,673	3,294	2,149	42,116	83	14,909	57,108
	増減率	0.2	2.5	0.4	1.2	6.0	0.0	1.2	1.0	0.2
令和元年度		29,363	8,515	37,878	3,414	2,098	43,390	86	14,879	58,354
	増減率	1.0	12.2	3.3	3.6	2.4	3.0	3.6	0.2	2.2
令和2年度		30,219	7,461	37,680	3,703	2,644	44,028	94	15,894	60,016
	増減率	2.9	12.4	0.5	8.5	26.0	1.5	9.3	6.8	2.8
令和3年度		29,763	9,173	38,936	3,339	2,139	44,414	84	15,551	60,049
	増減率	1.5	22.9	3.3	9.8	19.1	0.9	10.6	2.2	0.1

燃やさない = 燃やさないごみ + 危険ごみ(スプレー缶・ライター)

合計 = 燃やす + 燃やさない + 粗大

総計 = 合計 + 有害 + 資源(せん定枝、ハガキ、家庭用廃食用油含む。)

平成28年度燃やさないのうち80トン は危険ごみ、平成29年度燃やさないのうち79トン は危険ごみ、平成30年度燃やさないのうち78トン は危険ごみ、令和元年度燃やさないのうち81トン は危険ごみ、令和2年度燃やさないのうち89トン は危険ごみ、令和3年度燃やさないのうち83トン は危険ごみ

各数値はトン表記に換算する際に四捨五入しているため、合計及び総計と差が生じる場合がある。

増減率はトン換算後の比較数値

【総資源回収量】

上段単位:トン 下段単位:%

年度	区分	分別回収	集団回収	せん定枝	家庭用 廃食用油	ハガキ回収	リサイクル プラザ	合計
	増減率	1.7	6.5	13.8	28.6	0.0	7.9	3.4
平成29年度		14,995	5,951	54	7	2	1,306	22,315
	増減率	3.5	4.2	3.6	40.0	0.0	1.1	3.5
平成30年度		14,848	5,688	52	7	2	1,164	21,761
	増減率	1.0	4.4	3.7	0.0	0.0	10.9	2.5
令和元年度		14,822	5,477	48	7	2	1,144	21,500
	増減率	0.2	3.7	7.7	0.0	0.0	1.7	1.2
令和2年度		15,843	5,016	42	7	2	1,314	22,224
	増減率	6.9	8.4	12.5	0.0	0.0	14.9	3.4
令和3年度		15,511	4,628	33	7	1	1,135	21,315
	増減率	2.1	7.7	21.4	0.0	50.0	13.6	4.1

リサイクルプラザの数値は、燃やさない・粗大ごみを収集後、同施設で選別後に資源として回収した量
各数値はトン表記に換算する際に四捨五入しているため、合計と差が生じる場合がある。
増減率はトン換算後の比較数値

【二ツ塚処分場搬入量】

上段重量単位：トン 上段体積単位：m³ 下段単位：%

年度	区分	焼却残灰		不燃残さ		合計		焼却残さ割当量
		重量	体積	重量	体積	重量	体積	重量
平成28年度		3,893	3,348	0	0	3,893	3,348	5,020
	増減率	175.1	175.1	0.0	0.0	175.1	175.1	1.4
平成29年度		4,566	3,927	0	0	4,566	3,927	4,829
	増減率	17.3	17.3	0.0	0.0	17.3	17.3	3.8
平成30年度		4,572	3,932	0	0	4,572	3,932	5,068
	増減率	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	4.9
令和元年度		4,693	4,036	0	0	4,693	4,036	5,097
	増減率	2.6	2.6	0.0	0.0	2.6	2.6	0.6
令和2年度		4,916	4,228	0	0	4,916	4,228	5,059
	増減率	4.8	4.8	0.0	0.0	4.8	4.8	0.7
令和3年度		4,978	4,281	0	0	4,978	4,281	5,017
	増減率	1.3	1.3	0.0	0.0	1.3	1.3	0.8

補足事項：二ツ塚処分場は平成10年1月29日に開場し、一部搬入開始。

【分別回収内訳】

上段単位：トン 下段単位：%

年度	区分	古布類	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	びん	かん	ペットボトル	容器プラ	合計
		平成28年度	1,055	958	4,082	1,578	56	2,013	631	841	4,322
	増減率	3.7	0.7	5.3	0.0	1.8	2.4	1.4	2.4	0.4	1.7
平成29年度	1,008	927	3,918	1,593	58	1,972	619	835	4,065	14,995	
	増減率	4.5	3.2	4.0	1.0	3.6	2.0	1.9	0.7	5.9	3.5
平成30年度	987	848	3,870	1,654	57	1,930	614	868	4,020	14,848	
	増減率	2.1	8.5	1.2	3.8	1.7	2.1	0.8	4.0	1.1	1.0
令和元年度	1,020	751	3,818	1,708	52	1,889	633	907	4,044	14,822	
	増減率	3.3	11.4	1.3	3.3	8.8	2.1	3.1	4.5	0.6	0.2
令和2年度	1,049	725	3,922	2,187	59	2,036	712	1,002	4,151	15,843	
	増減率	2.8	3.5	2.7	28.0	13.5	7.8	12.5	10.5	2.6	6.9
令和3年度	1,097	724	3,563	2,183	54	2,017	698	1,060	4,115	15,511	
	増減率	4.6	0.1	9.2	0.2	8.5	0.9	2.0	5.8	0.9	2.1

各数値はトン表記に換算する際に四捨五入しているため、合計と差が生じる場合がある。
増減率はトン換算後の比較数値

事業遍歴：平成 4年 6月 モデル地区で『びん』『かん』の回収開始。
平成 5年 9月 みどりのボックス脇で『古紙類』の回収開始。
平成 6年 8月 みどりのボックス脇で『古布類』の回収開始。

- 平成 6年 8月 東地域を水曜日、西地域を木曜日の回収とした。
- 平成 7年10月 オレンジのボックス脇で『びん』『かん』の回収開始。
- 平成 7年10月 回収日を毎週水曜日に統一。
- 平成17年10月 みどりのダストボックス脇で紙パックの回収開始。
- 平成22年 2月 ダストボックスを撤去し、戸別収集となる。これに伴い、『ペットボトル』についても、分別収集の対象品目となる。
- 平成22年 4月 ペットボトル店頭回収開始。
- 平成22年度から容器包装プラスチックを表示。

資料：資源の日分別収集業者別品目別実績表・その他

【集団回収内訳】

自治会・子供会・老人会・婦人会・PTA・サークル等による資源回収。

上段単位:トン 下段単位:%

年度	区分	古布類	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	びん	かん	合計
平成28年度		352	2,676	1,990	961	25	12	199	6,215
	増減率	9.5	8.4	4.2	6.6	4.2	0.0	2.1	6.5
平成29年度		361	2,454	1,944	955	25	10	202	5,951
	増減率	2.6	8.3	2.3	0.6	0.0	16.7	1.5	4.2
平成30年度		366	2,264	1,883	937	26	9	203	5,688
	増減率	1.4	7.7	3.1	1.9	4.0	10.0	0.5	4.4
令和元年度		380	2,048	1,854	958	24	8	205	5,477
	増減率	3.8	9.5	1.5	2.2	7.7	11.1	1.0	3.7
令和2年度		342	1,611	1,787	1,047	20	5	205	5,016
	増減率	10.0	21.3	3.6	9.3	16.7	37.5	0.0	8.4
令和3年度		319	1,515	1,505	1,051	22	5	211	4,628
	増減率	6.7	6.0	15.8	0.4	10	0	2.9	7.7

各数値はトン表記に換算する際に四捨五入しているため、合計と差が生じる場合がある。

増減率はトン換算後の比較数値

- 事業遍歴：
- 昭和54年 7月 資源再生利用補助金交付事業を開始。
 - 平成 2年 6月 優良資源再生利用補助金交付団体報奨金交付事業を開始。
 - 平成 5年 4月 再生資源取扱業者奨励金交付事業を開始。
 - 平成13年 3月 優良資源再生利用補助金交付団体報奨金交付事業を廃止。
 - 平成19年 1月 紙パックを回収品目として新たに追加。

IV 環境整備

1 まちの美化推進

ごみのポイ捨てなどの迷惑行為の防止方法として、マナーやモラルの向上のための啓発活動だけを進めても、期待する効果を得るには限界があります。そこで、歩きタバコや吸い殻・ごみのポイ捨て等を規制し、市民・事業者等との協力体制の整備を積極的に進めることで、環境の美化意識の向上を図る必要性があります。

本市においても、まちをきれいにすることを目的として「府中市まちの環境美化条例」を制定し、環境美化に関する施策を進めています。

府中市まちの環境美化条例（平成16年4月1日施行）

市、市民等、事業者及び土地所有者等が協力して、まちの環境美化を推進し、市民の良好な生活環境を確保することを目的として制定しました。

禁止する行為として、空き缶、吸い殻等のポイ捨て、建造物への落書き、犬・猫のふんの放置、美観を損ねる簡易広告物の掲示及び回収容器を備えていない自動販売機の設置を規制しています。

また、この条例の目的を推進するための地区として、環境美化推進地区及び路上での喫煙行為を禁止した喫煙禁止路線を指定しており、積極的にまちの美化活動の啓発を推進しています。

(1) まちの環境美化推進活動（平成17年度から実施）

「府中市まちの環境美化条例」に基づき、市民や事業者の協力を得て、キャンペーン活動や喫煙禁止路線のパトロールを実施するとともに、自主的な清掃ボランティア活動を支援し、まちの美化推進啓発に努めました。

▽自主清掃（市内事業所・市民団体）※それぞれ延べ数

種別	年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
団体数(団体)		140	172	139	148	180
参加者数(人)		7,463	7,963	5,015	3,287	4,570

▽環境美化の日啓発活動(毎月20日)

毎月20日(土日祝日のときは直前の平日)に市民、事業者と協力し府中駅周辺環境美化推進地区において清掃活動及び美化啓発の呼びかけを実施しています。

種別	年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
府中	参加者数(人)	1,300	1,484	1,428	637	316
	参加団体数(団体) (実施日数)	288 (10日間)	300 (11日間)	267 (11日間)	147 (6日間)	80 (3日間)

▽環境美化推進地区一斉清掃・美化啓発キャンペーン

市民、事業者等と協力し、市内の環境美化推進地区周辺の一斉清掃及び美化啓発キャン

ペーンを実施しています。(中河原地区については平成21年度から実施しており、平成23年度から年3回に変更。分倍河原地区については平成24年度から実施。)

種別		年度				
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中河原	参加者数(人)	141	91	136	77	102
	参加団体数(団体) (実施日数)	29 (3日間)	19 (2日間)	30 (3日間)	20 (2日間)	22 (2日間)
分倍河原	参加者数(人)	47	0	0	0	0
	参加団体数(団体) (実施日数)	7 (1日間)	0 (中止)	0 (中止)	0 (中止)	0 (中止)

▽ けやき並木通り清掃作業(令和2年度から実施)

公益社団法人府中市シルバー人材センターへ委託し、けやき並木通りの歩道を巡回して、ポイ捨てされたごみや落ち葉の清掃を行っています。

種別		年度	
		令和2年度	令和3年度
実施期間(日)		277	322

▽ 喫煙禁止路線パトロール

市内5駅(喫煙禁止路線指定区域)の駅前及びけやき並木に加え、市が必要と認める駅周辺について、路上喫煙・ポイ捨て禁止や喫煙マナーの向上の指導・啓発活動を実施しました。

種別		年度				
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
実施期間(日)		243	238	247	208	208
指導数(人)		807	935	864	1,166	1,322
うち 男(人)		777	879	820	1,088	1,252
うち 女(人)		30	56	44	78	70

▽ 喫煙禁止路線・環境美化推進地区の路面表示の点検・整備

市内5駅周辺の環境美化推進地区及び喫煙禁止路線に表示している路面シールについて、点検、整備を実施しています。路面シールの新規貼付及び破損箇所の貼替えを実施しました。

種別		年度				
		29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
喫煙禁止路線(枚)		17	106	42	20	60
環境美化推進地区(枚)		66	23	43	28	5

(2) 多摩川清掃市民運動(昭和49年度から実施)

多摩川の自然に親しみ、環境美化意識の啓発と市民相互の親睦を図るために実施しています。毎年、多摩川周辺の自治会・企業等の多数の参加者があり、恒例行事として定着しており、多摩

川河川敷の環境を守ろうとする市民意識が高まっています。

種別	年度	29年度 (第44回)	30年度 (第45回)	令和元年度 (第46回)	令和2年度 (第47回)	令和3年度 (第48回)
参加者数	(人)	4,701	3,744	4,476	中止	中止
ごみ収集量	(t)	4.17	3.7	2.3	中止	中止

※ 令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止した。

(3) 違反屋外広告物除却（昭和25年、屋外広告物法施行）

撤去により、まちの美観を回復することを目的として実施しています。

種別	年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
はり紙	(枚)	2,103	4,400	7,117	7,844	5,162
はり札	(枚)	9,090	6,563	2,054	0	0
立看板	(台)	35	41	9	0	0
その他	(個)	16	5	0	0	0
合計		11,244	11,009	9,180	7,844	5,162

※ 令和元年9月より、ラミネート加工の広告物の計上方法を「はり札」から「はり紙」へ変更した。

2 環境衛生対策

安全で快適な生活環境を確保していくため、衛生害虫・樹木害虫の駆除支援と空き地・空き家の適正管理の指導を行っています。

市民生活の障害になっているハチ類は、自然環境の保護に配慮しつつ駆除を行っています。

(1) 樹木害虫駆除支援

毛虫などの不快な樹木害虫が人体に与える影響の防止と、樹木の保護を促進することを目的として実施しています。

なお、貸出器材(高枝切りはさみ、薬剤散布用簡易噴霧器)は各文化センターにも配備され、利用しやすい状況になっています。薬剤の配布はしていません。

種別	年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
簡易噴霧器貸出数	(台)	61	40	33	29	13
高枝切りはさみ貸出数	(本)	137	136	128	111	101

(2) 空き地・空き家整備指導

空き地・空き家の所有者及び管理者に対して、雑草の刈り取り、建築物などの適正な管理をお願いし、健康で快適な市民の生活環境の整備を推進しています。

また、23年度には市内の空き家(管理されず荒廃した家屋)の調査委託を実施し状況を把握しました。その結果、空き家を81戸確認しました。

ア 空き家の対応状況

区 分	件 数	区 分	件 数
令和2年4月1日現在	106	令和3年4月1日現在	110
新規相談件数	49	新規相談件数	23
解決件数	45	解決件数	37
令和3年3月31日現在	110	令和4年3月31日現在	96

イ 空き地の整備状況

種別	年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
整備済地	(㎡)	21,722.24	23,610.00	29,112.68	29,229.29	30,335.21
未整備地	(㎡)	3,111.57	4,308.79	4,839.14	5,227.77	5,227.77
整備率	(%)	87.47	84.57	85.75	84.83	85.3

(3) スズメバチの巣駆除事業

刺傷により生命の危険につながるスズメバチの巣を駆除し、市民の安全を守ることを目的として実施しています。

スズメバチは夏から秋にかけて活発に活動し、他の種類のハチに比べ攻撃的で危険です。そのため市では、市民が所有し、現に所有者が居住している住居(集合住宅の共有部分を除く)にあるスズメバチの巣に限り、その危険性を考慮し無償で駆除しています。

なお、相談件数は夏場の気温の変動に影響を受け、猛暑の年は多くなり、冷夏の年は少なくなる傾向にあります。

種別	年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ハチ類駆除	(件)	180	144	127	169	150
スズメバチ相談	(件)	191	170	127	189	158
その他ハチ類相談	(件)	225	239	160	213	158
ハチ類相談合計	(件)	416	409	287	402	316

相談件数には、ご相談を受けた後に駆除を行った件数が含まれます。また、その他ハチ類には、アシナガバチ、ミツバチ、クマバチ、ドロバチ、ツチバチ、マルハナバチ等が含まれます。

(4) 住環境獣対策事業

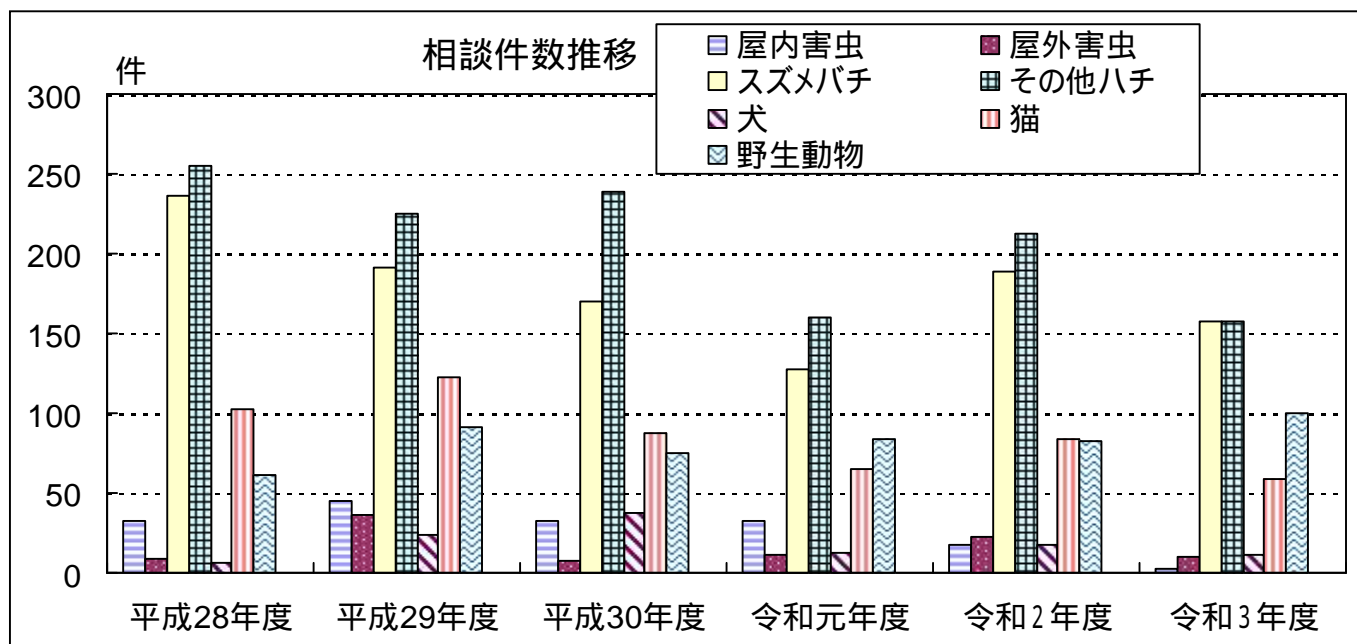
人間の居住範囲と野生動物の生活範囲が重なり、身近に野生動物が現れることがあります。府中市では個人が所有し、現に居住する一軒家に、野生動物等が侵入したときは野生動物の追い出しなどの処理を行っています。

また、近年ハクビシンについての相談が多くなっています。

種別	年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ハクビシンの処理	(件)	21	32	38	34	28
その他の処理	(件)	8	5	24	5	13
野生動物の相談	(件)	91	75	84	83	100

相談件数には、ご相談を受けた後に処理を行った件数が含まれます。

(5) 各種相談件数



	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
屋内害虫	45	32	32	17	3
屋外害虫	36	8	11	23	10
スズメバチ	191	170	127	189	158
その他ハチ	225	239	160	213	158
犬	24	38	13	17	11
猫	123	88	65	84	59
野生動物	91	75	84	83	100
合計	735	650	492	626	499

3 ねこ去勢不妊手術費補助

動物の愛護及び管理に関する法律、東京都動物の保護及び管理に関する条例の趣旨を生かし、猫の(飼い猫(平成4年度から平成20年度まで実施)、飼い主のいない猫(平成14年度から実施中))去勢不妊手術費の助成をして不必要な繁殖を防ぐことで、管理されない猫を減らし、近隣に対する危害及び迷惑の未然防止を図っています。

(1) 去勢・不妊手術の促進

猫の不必要な繁殖を防止することで、近隣に対する危害及び迷惑の未然防止を図り、動物愛護と市民の社会生活の安定を目的として実施しています。

種別	年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	飼い主のいない猫 (頭)	去勢	94	70	61	121
不妊		116	114	98	119	79
合計		210	184	159	240	145

緑のまちづくり・自然環境保全の推進

1 緑のまちづくり

歴史ある馬場大門のケヤキ並木、貴重な自然が残る崖線や浅間山などの緑は、本市を代表する重要な緑の拠点であり、多摩川や用水・湧水などの水辺は、緑と一体となって、緑ゆたかな景観と自然と触れ合える貴重な空間として、私たちの生活に潤いや安らぎを与え都市の魅力を高めています。

このような中、市では、令和2年1月に「府中市緑の基本計画2020」を策定し、計画テーマを「緑を育て緑に育てられる『緑育』のまちづくり」として、基本目標を「府中らしさを感じられる緑を守り・育てる」「協働によって緑を育てる」「都市の魅力を高める緑」「暮らしを楽しむ場としての緑」「都市の安全・安心に寄与する緑」の視点から設定し施策に取り組むことにより、将来都市像「みんなで創る笑顔あふれる住みよいまち」の実現を目指しています。

令和3年度に実施した内容は次のとおりです。

水と緑が持つ様々な機能をより高め、市内全域の水と緑のネットワーク形成を推進するため、地域の拠点にその特徴を生かした公園・緑地を整備するとともに、既に整備された公園・緑地を適切に維持管理し機能の向上を図りました。

開発行為や中高層建築物などの大規模な開発事業は、まちの緑や景観に大きな影響を与えることから、緑地の確保や公園の設置などを適切に誘導し、緑化の推進を図りました。

2 自然環境保全の推進

府中市生物多様性地域戦略に基づき、市民から選ばれた委員により構成される自然環境調査員会議による武蔵台緑地の自然環境調査や、市民ボランティアとの連携による多摩川河川敷の動植物調査を実施するとともに、東京農工大学へ府中崖線の植物相とその保全に係る研究委託を行い、市内の生物多様性情報の集約を行いました。自然への愛着を醸成するため「府中水辺の楽校」や「自然観察ウォーキングツアー」など、身近な自然に親しむ事業を実施しました。

また、生物多様性の普及啓発事業として、自然観察ウォーキングツアーなどの自然体験イベントを開催し、また、府中水辺の楽校や自然環境調査員会議により小学校の総合的な学習の時間の支援を行い、子どもたちへの環境教育の機会の創出を図りました。

(1) 府中水辺の楽校事業

子ども達に多摩川の水辺を活用した自然環境学習、体験学習及び自然環境の啓発活動を行う府中水辺の楽校事業により、小学校の総合的な学習の時間における自然環境学習の実施に協力しました。

水辺の楽校イベント

実施日	内容	参加者数
令和3年6月6日	「指導者安全講習会」	
令和3年10月23日	多摩川河口観察会	14

令和3年11月14日	竹竿を作ろう！	18
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため一部イベントを中止しました。		

小学校総合学習協力イベント

実施日	内容	参加者数
令和3年7月2日	矢崎小学校（多摩川探検隊）	70人
令和3年12月20日	矢崎小学校（多摩川探検隊）	67人
		合計 137人

(2) 多摩川ボランティア調査

自然環境の変化を継続的に記録するため、市民の方々により、生息する野鳥及び植物を対象とした調査を行いました。調査結果は生物多様性の保全に向けた基礎データとして記録しています。

多摩川植物調査 調査結果は78ページ～85ページ

調査期間：令和3年4月～令和4年3月

調査場所：多摩川河川敷（大丸堰周辺から読売新聞社まで）

調査人数：延べ109名

調査内容：多摩川河川敷に自生する植物の観察及び調査

多摩川野鳥調査 調査結果は85ページ～86ページ

調査期間：令和3年4月～令和4年3月

調査場所：多摩川河川敷（大丸堰周辺から読売新聞社まで）、郷土の森公園ほか

調査人数：延べ79名

調査内容：多摩川と郷土の森公園周辺に見られる野鳥の観察及び調査

多摩川植物調査結果 (調査概要は77ページ)

種欄 (帰): 帰化植物 (栽): 栽培種 未: YList未登録		開花結実状況 蕾 = 開花 = 結実 = 胞子 = * ムカゴ = #											
調査月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査日		19	11	21	19	25	20	18	15	20	17	21	21
参加人員 (名)		11	9	11	7	3	9	11	12	9	9	7	11
科	種												
トクサ科	イヌドクサ(胞子嚢穂)			*				*					
トクサ科	スギナ												*
トクサ科	トクサ												
ドクダミ科	ドクダミ												
トチカガミ科	オオカナダモ (帰)												
トチカガミ科	コカナダモ (帰)												
ヤマノイモ科	オニドコロ					○							
ヤマノイモ科	ナガイモ (帰)												
ヤマノイモ科	ニガカシュウ NT					#		#					
ヤマノイモ科	ヤマノイモ					○		#					
ユリ科	シンテッポウユリ (栽)												
ユリ科	タカサゴユリ (帰)												
ラン科	ネジバナ			○									
アヤメ科	オオニワゼキショウ (帰)												
アヤメ科	キショウブ (帰)												
アヤメ科	セッカニワゼキショウ 未												
アヤメ科	ニワゼキショウ (帰)												
ワスレグサ科	ノカンゾウ NT			○	○								
ワスレグサ科	ヤブカンゾウ			○	○								
ヒガンバナ科	スノーフレーク (栽)												○
ヒガンバナ科	ニラ (帰)					○	○						
ヒガンバナ科	ノビル	#	#	#									
ヒガンバナ科	ハナニラ (帰)												○
ヒガンバナ科	ヒガンバナ						○						
ヒガンバナ科	ヤマラッキョウ CR												
キジカクシ科	オオアマナ (帰)	○											
キジカクシ科	オオバジャノヒゲ												
キジカクシ科	コヤブラン				○	○	○						
キジカクシ科	ジャノヒゲ(リュウノヒゲ)												
キジカクシ科	ツルボ					○	○						
キジカクシ科	ナガバジャノヒゲ												
キジカクシ科	ヒメヤブラン			○	○								
キジカクシ科	ヤブラン												
ツククサ科	シロバナツククサ					○	○						
ツククサ科	ツククサ			○	○	○	○						
ツククサ科	ムラサキオオツククサ (栽)												
ツククサ科	ムラサキツククサ (栽)												
ミズアオイ科	ホテイアオイ (帰)												
ガマ科	ガマ												
ガマ科	コガマ												
ガマ科	ヒメガマ												
イグサ科	クサイ (帰)				○								
イグサ科	コウガイゼキショウ												
イグサ科	コゴメイ (帰)		○		○	○							
イグサ科	スズメノヤリ	○	○										○
カヤツリグサ科	アオガヤツリ NT												
カヤツリグサ科	アオスゲ	○											
カヤツリグサ科	アゼスゲ												
カヤツリグサ科	アゼナルコ												
カヤツリグサ科	イトアオスゲ	○											
カヤツリグサ科	カサスゲ	○											
カヤツリグサ科	カヤツリグサ					○							
カヤツリグサ科	キンガヤツリ(ムツオレガヤツリ)												
カヤツリグサ科	コゴメガヤツリ												
カヤツリグサ科	サンカクイ												
カヤツリグサ科	ジュズスゲ												
カヤツリグサ科	タマガヤツリ												
カヤツリグサ科	チャガヤツリ												

種欄 (帰): 帰化植物 (栽): 栽培種 未: YList未登録		開花結実状況											
		蕾 =	開花 =	結実 =	孢子 = *	ムカゴ = #							
調査月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査日		19	11	21	19	25	20	18	15	20	17	21	21
参加人員 (名)		11	9	11	7	3	9	11	12	9	9	7	11
科	種												
カヤツリグサ科	ヌマガヤツリ												
カヤツリグサ科	ハマスゲ												
カヤツリグサ科	ヒゴクサ												
カヤツリグサ科	ヒメクグ												
カヤツリグサ科	フトイ												
カヤツリグサ科	ホナガヒメゴウソ		○										
カヤツリグサ科	マスクサ												
カヤツリグサ科	ミコシガヤ	NT											
カヤツリグサ科	メリケンガヤツリ	(帰)	○	○	○	○	○						
カヤツリグサ科	ヤガミスゲ	VU	○	○									
カヤツリグサ科	ヤワラスゲ		○	○									
イネ科	アオカモジグサ		○										
イネ科	アキノエノコログサ				○								
イネ科	アキメヒシバ												
イネ科	イチゴツナギ												
イネ科	イヌアワ												
イネ科	イヌビエ						○						
イネ科	イヌムギ	(帰)	○										
イネ科	ウシノシッペイ				○	○							
イネ科	エノコログサ												
イネ科	オオエノコロ												
イネ科	オオクサキビ	(帰)											
イネ科	オオスズメノカタビラ	(帰)	○	○									
イネ科	オガルカヤ					○	○						
イネ科	オギ			○				○	○				
イネ科	オニウシノケグサ	(帰)	○										
イネ科	オヒシバ												
イネ科	カズノコグサ												
イネ科	カゼクサ												
イネ科	カタバエノコログサ												
イネ科	カモガヤ	(帰)	○										
イネ科	カモジグサ												
イネ科	カラスムギ	(帰)	○										
イネ科	キシユスズメノヒエ	(帰)											
イネ科	キツネガヤ				○								
イネ科	ギョウギシバ												
イネ科	キンエノコロ												
イネ科	クサヨシ												
イネ科	ケイヌビエ						○						
イネ科	ケチヂミザサ												
イネ科	ケナシチガヤ		○										
イネ科	コウボウ	VU											
イネ科	コスズメガヤ	(帰)											
イネ科	コツブキンエノコロ												
イネ科	コバンソウ	(帰)											
イネ科	コメヒシバ												
イネ科	シナダレスズメガヤ	(帰)	○	○	○	○	○		○				
イネ科	シバ		○										
イネ科	シマスズメノヒエ	(帰)			○			○					
イネ科	ススキ						○						
イネ科	スズメガヤ												
イネ科	スズメノカタビラ		○							○			○
イネ科	スズメノチャヒキ		○										
イネ科	スズメノヒエ												
イネ科	セイパンモロコシ (ヒメモロコシ)	(帰)		○	○	○	○						
イネ科	チガヤ(フシゲチガヤ)		○										
イネ科	チカラシバ												
イネ科	チョウセンガリヤス	NT											
イネ科	ツルヨシ						○						
イネ科	トダシバ												
イネ科	ナガハグサ	(帰)	○										

種欄 (帰): 帰化植物 (栽): 栽培種 未: YList未登録		開花結実状況											
		蕾 =	開花 =	結実 =	孢子 = *	ムカゴ = #							
調査月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査日		19	11	21	19	25	20	18	15	20	17	21	21
参加人員 (名)		11	9	11	7	3	9	11	12	9	9	7	11
科	種												
イネ科	ナギナタガヤ (帰)												
イネ科	ヌカキビ												
イネ科	ヌカボ												
イネ科	ネズミノオ												
イネ科	ネズミホソムギ (帰)		○	○									
イネ科	ネズミムギ (帰)												
イネ科	ハルガヤ (帰)	○	○										
イネ科	ヒエガエリ	○											
イネ科	ヒゲナガスズメノチャヒキ (帰)	○	○										
イネ科	ヒメコパンソウ (帰)												
イネ科	ヒロハウシノケグサ (帰)												
イネ科	ホソムギ (帰)			○									
イネ科	ミノボロ VU												
イネ科	ムクゲチャヒキ (帰)												
イネ科	ムラサキエノコロ												
イネ科	ムラサキネズミノオ												
イネ科	メガルカヤ DD					○	○						
イネ科	メヒシバ						○	○					
イネ科	メリケンカルカヤ (帰)												
イネ科	ヤクナガイヌムギ (帰)												
イネ科	ヤマアワ												
イネ科	ヨシ (アシ)												
ケシ科	クサノオウ	○	○	○			○						
ケシ科	ナガミヒナゲシ (帰)	○											
ケシ科	ムラサキケマン												○
ツツラフジ科	アオツツラフジ												
キンボウゲ科	アキカラマツ												
キンボウゲ科	キツネノボタン												
キンボウゲ科	ケキツネノボタン	○	○	○	○								
キンボウゲ科	セリバヒエンソウ (帰)	○	○										
キンボウゲ科	センニンソウ					○	○						
キンボウゲ科	タガラシ	○											
キンボウゲ科	ヒメウス												○
キンボウゲ科	ボタンツル												
ベンケイソウ科	コモチマンネングサ												
ベンケイソウ科	ツルマンネングサ (帰)		○										
タコノアシ科	タコノアシ NT												
ブドウ科	エビツル					○							
ブドウ科	キクバエビツル												
ブドウ科	キレハノブドウ				○	○							
ブドウ科	ノブドウ		○	○		○							
ブドウ科	ヤブカラシ			○	○	○	○						
マメ科	アレチヌスビトハギ (帰)												
マメ科	イタチハギ (帰)												
マメ科	カスマグサ	○											
マメ科	カワラケツメイ VU					○	○	○					
マメ科	クズ				○	○	○						
マメ科	クスダマツメクサ (帰)		○	○	○								
マメ科	クララ VU		○		○								
マメ科	コマツナギ				○	○							
マメ科	コメツブツメクサ (帰)	○	○	○					○				
マメ科	シロツメクサ (クローバー) (帰)	○	○	○		○							
マメ科	シロバナアカツメクサ (帰)				○	○							
マメ科	スズメノエンドウ	○	○										
マメ科	ツルマメ						○						
マメ科	ナヨクサフジ (帰)	○	○	○	○								
マメ科	ネムノキ			○									
マメ科	ハリエンジュ (ニセアカシア) (帰)												
マメ科	マルバヤハズソウ						○						
マメ科	ムラサキツメクサ (アカツメクサ) (帰)	○	○	○	○	○			○	○			
マメ科	メドハギ					○	○						

種欄 (帰): 帰化植物 (栽): 栽培種 未: YList未登録		開花結実状況											
		蕾 =			開花 =			結実 =			孢子 = * ムカゴ = #		
調査月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査日		19	11	21	19	25	20	18	15	20	17	21	21
参加人員 (名)		11	9	11	7	3	9	11	12	9	9	7	11
科	種												
マメ科	ヤハズエンドウ(カラスノエンドウ)	○	○										○
マメ科	ヤハズソウ					○							
マメ科	ヤブマメ						○						
マメ科	レンリソウ EN	○	○										
バラ科	ウメ										○	○	
バラ科	オオシマザクラ												○
バラ科	オキジムシロ (帰)												
バラ科	カワラサイコ VU		○	○	○	○							
バラ科	キンミズヒキ												
バラ科	クサボケ	○											
バラ科	タチバナモドキ (栽)		○										
バラ科	テリハノイバラ		○	○	○								
バラ科	ナワシロイチゴ		○										
バラ科	ノイバラ												
バラ科	ヘビイチゴ	○	○									○	○
バラ科	ヤブヘビイチゴ												
バラ科	ヤマザクラ												○
バラ科	ユキヤナギ (帰)												
バラ科	ワレモコウ					○	○						
ニレ科	アキニレ												
アサ科	エノキ												
アサ科	カナムグラ						○						
アサ科	ムクノキ												
クワ科	マグワ (栽)												
クワ科	ヤマグワ												
イラクサ科	カラムシ						○						
イラクサ科	ナンバンカラムシ (帰)												
クルミ科	オニグルミ	○											○
クルミ科	ヒメグルミ									○			
ウリ科	アレチウリ (帰)						○	○					
ウリ科	カラスウリ												
ニシキギ科	ツルウメモドキ												
ニシキギ科	マユミ												
カタバミ科	アカカタバミ	○	○										
カタバミ科	イモカタバミ (帰)												
カタバミ科	ウスアカカタバミ												
カタバミ科	オッタチカタバミ (帰)	○	○	○	○	○	○			○			
カタバミ科	カタバミ		○	○	○	○	○						
カタバミ科	ムラサキカタバミ (帰)												
トウダイグサ科	アカメガシワ												
トウダイグサ科	エノキグサ												
トウダイグサ科	オオニシキソウ (帰)					○							
トウダイグサ科	コニシキソウ (帰)					○		○					
ヤナギ科	イヌコリヤナギ												
ヤナギ科	カワヤナギ												
ヤナギ科	コゴメヤナギ NT												○
ヤナギ科	ジャヤナギ NT												○
ヤナギ科	タチヤナギ												○
ヤナギ科	ネコヤナギ (栽)											○	○
ヤナギ科	マルバヤナギ(アカメヤナギ)												
スミレ科	タチツボスミレ												○
オトギリソウ科	コゴメバオトギリ (帰)		○	○	○								
フウロソウ科	アメリカフウロ (帰)	○	○	○									
アカバナ科	オオマツヨイグサ (帰)												
アカバナ科	コマツヨイグサ (帰)	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
アカバナ科	メマツヨイグサ (帰)				○	○	○						
アカバナ科	ヤマモモソウ(ハクチョウソウ) (帰)												
アカバナ科	ユウゲショウ(白花も含む) (帰)	○	○	○	○	○	○	○					
ウルシ科	ヌルデ												
ムクロジ科	フウセンカズラ (栽)												
ニガキ科	ニワウルシ (帰)												

種欄 (婦): 帰化植物 (栽): 栽培種 未: YList未登録		開花結実状況 蕾 = 開花 = 結実 = 孢子 = * ムカゴ = #											
調査月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査日		19	11	21	19	25	20	18	15	20	17	21	21
参加人員 (名)		11	9	11	7	3	9	11	12	9	9	7	11
科	種												
センダン科	センダン												
アオイ科	ギンセンカ (婦)												
アオイ科	ゼニアオイ (婦)												
アオイ科	ヤノネボンテンカ (婦)												
アブラナ科	イヌカキネガラシ (婦)												
アブラナ科	イヌガラシ	○											
アブラナ科	オランダガラシ (クレソン) (婦)	○	○										
アブラナ科	カキネガラシ (婦)	○	○	○									
アブラナ科	カラクサナズナ (婦)			○									
アブラナ科	カラシナ (セイヨウカラシナ) (婦)	○											○
アブラナ科	シヨカツサイ (オオアラセイトウ) (婦)												
アブラナ科	スカシタゴボウ	○											
アブラナ科	セイヨウアブラナ (婦)		○									○	○
アブラナ科	タチタネツケバナ NT												
アブラナ科	タネツケバナ	○											○
アブラナ科	ナズナ	○											○
アブラナ科	ハタザオ EN												
アブラナ科	マメゲンバイナズナ (婦)	○	○	○									
アブラナ科	ミチタネツケバナ (婦)									○	○		○
ビャクダン科	カナビキソウ	○	○	○									
タデ科	アレチギシギシ (婦)				○								
タデ科	イシミカワ						○						
タデ科	イタドリ			○		○	○						
タデ科	イヌタデ												
タデ科	エゾノギシギシ (婦)												
タデ科	オオイヌタデ			○	○	○							
タデ科	ギシギシ												
タデ科	コギシギシ VU												
タデ科	サナエタデ												
タデ科	スイバ	○											○
タデ科	ナガバギシギシ (婦)	○	○	○								○	○
タデ科	ハイミチヤナギ (婦)												
タデ科	ヒメスイバ (婦)	○											
タデ科	ヒメツルソバ (婦)								○				
タデ科	ママコノシリヌグイ					○	○						
タデ科	ミソソバ							○					
タデ科	ミチヤナギ						○						
タデ科	ヤナギタデ												
ナデシコ科	イヌコハコベ (婦)												○
ナデシコ科	ウシハコベ	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
ナデシコ科	オランダミミナグサ (婦)	○									○		○
ナデシコ科	カワラナデシコ EN				○								
ナデシコ科	コハコベ (婦)											○	
ナデシコ科	シロバナマンテマ (婦)												
ナデシコ科	ノハラナデシコ (婦)												
ナデシコ科	ノミノツヅリ	○	○	○									
ナデシコ科	マンテマの仲間 (婦)												
ナデシコ科	ミドリハコベ (ハコベ)												
ナデシコ科	ミミナグサ												
ナデシコ科	ムシトリナデシコ (婦)												
ヒユ科	アオゲイトウ (婦)												
ヒユ科	アリタソウ (ケアリタソウ) (婦)					○	○	○					
ヒユ科	イノコヅチ (ヒカゲイノコヅチ)												
ヒユ科	カワラアカザ DD												
ヒユ科	コアカザ (婦)												
ヒユ科	シロザ (婦)						○						
ヒユ科	ヒナタイノコヅチ						○						
ヒユ科	ホソアオゲイトウ (婦)												
ヒユ科	ホナガイヌビユ (婦)												
ヤマゴボウ科	ヨウシュヤマゴボウ (婦)												
オシロイバナ科	オシロイバナ (婦)												

種欄 (婦): 帰化植物 (栽): 栽培種 未: YList未登録		開花結実状況 蕾 = 開花 = 結実 = 孢子 = * ムカゴ = #											
調査月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査日		19	11	21	19	25	20	18	15	20	17	21	21
参加人員 (名)		11	9	11	7	3	9	11	12	9	9	7	11
科	種												
ザクロソウ科	ザクロソウ												
スベリヒコ科	スベリヒコ												
ミズキ科	クマノミズキ												
サクラソウ科	コナスビ												
サクラソウ科	ノジヌマトラノオ	未											
アカネ科	ヒメヨツバムグラ		○	○				○					
アカネ科	ヘクソカズラ			○	○	○							
アカネ科	メリケンムグラ	(婦)		○	○	○							
アカネ科	ヤエムグラ	○											
アカネ科	ヨツバムグラ			○		○							
キョウチクトウ科	ガガイモ												
キョウチクトウ科	コバノカモメツル						○						
キョウチクトウ科	スズサイコ	CR			○	○							
ムラサキ科	キュウリグサ	○	○										
ムラサキ科	ハナイバナ												
ヒルガオ科	アサガオ	(婦)											
ヒルガオ科	アメリカナシカズラ	(婦)							○				
ヒルガオ科	コヒルガオ			○	○								
ヒルガオ科	ヒルガオ	(外)		○									
ヒルガオ科	ホシアサガオ	(婦)											
ヒルガオ科	マメアサガオ	(婦)											
ナス科	アメリカイヌホオズキ	(婦)						○					
ナス科	イヌホオズキ	(婦)											
ナス科	クコ	(婦)					○		○				
ナス科	ショクヨウホオズキ	(婦)											
ナス科	テリミノイヌホオズキ	(婦)											
ナス科	ワルナスビ	(婦)		○	○	○							
モクセイ科	イボタノキ												
モクセイ科	トウネズミモチ	(栽)											
モクセイ科	ネズミモチ												
オオバコ科	オオイヌノフグリ	(婦)	○	○	○						○	○	
オオバコ科	オオカワヂシャ	(婦)	○	○	○					○			○
オオバコ科	オオバコ				○		○						
オオバコ科	カワヂシャ	VU	○	○									
オオバコ科	タチイヌノフグリ	(婦)	○										○
オオバコ科	ツボミオオバコ	(婦)		○									
オオバコ科	フラサバソウ	(婦)											
オオバコ科	ヘラオオバコ	(婦)	○	○	○	○	○	○					
オオバコ科	マツバウンラン	(婦)	○	○									
オオバコ科	ムシクサ												
ゴマノハグサ科	ヒロードモウズイカ	(婦)											
シソ科	イヌコウジュ												
シソ科	イヌゴマ			○									
シソ科	イヌトウバナ												
シソ科	カキドオシ	○											○
シソ科	トウバナ												
シソ科	ニガクサ				○	○							
シソ科	ヒメオドリコソウ	(婦)	○										○
シソ科	ヒメジソ												
シソ科	ホトケノザ										○	○	
シソ科	マルバハッカ	(婦)											
シソ科	ミソコウジュ	VU	○	○									
シソ科	メハジキ	VU											
シソ科	ヤマタツナミソウ												
サギゴケ科	トキワハゼ												
ハマウツボ科	ヤセウツボ	(婦)		○									
キツネノマゴ科	キツネノマゴ					○	○	○					
ノウゼンカズラ科	キササゲ	(栽)											
クマツヅラ科	アレチハナガサ	(婦)	○	○	○	○	○	○	○	○			
クマツヅラ科	クマツヅラ												
クマツヅラ科	ヤナギハナガサ	(婦)		○									

種欄 (婦): 帰化植物 (栽): 栽培種 未: YList未登録		開花結実状況											
		蕾 = 開花 = 結実 = 孢子 = * ムカゴ = #											
調査月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査日		19	11	21	19	25	20	18	15	20	17	21	21
参加人員 (名)		11	9	11	7	3	9	11	12	9	9	7	11
科	種												
キキョウ科	キキョウソウ (婦)												
キキョウ科	ヒナキキョウソウ (婦)		○										
キク科	アイノコセイヨウタンポポ (婦)	○											
キク科	アイノコセンドングサ 未			○	○	○	○	○	○				
キク科	アキノノゲシ (ホソバアキノノゲシ) (婦)					○	○						
キク科	アメリカオニアザミ (婦)												
キク科	アメリカセンドングサ (婦)						○						
キク科	アメリカタカサブロウ (婦)						○						
キク科	アレチノギク (婦)												
キク科	イヌクワイモ (外)					○	○						
キク科	イワニガナ (ジシバリ)												
キク科	ウラジロチチコグサ (婦)		○										
キク科	エゾタンポポ												
キク科	オオアレチノギク (婦)				○		○						
キク科	オオアワダチソウ (婦)			○									
キク科	オオオナモミ (婦)												
キク科	オオキンケイギク (婦)		○	○	○								
キク科	オオジシバリ	○											
キク科	オオブタクサ (婦)					○	○						
キク科	オトコヨモギ												
キク科	オニアザミ												
キク科	オニタピラコ	○											
キク科	オニノゲシ (婦)	○	○							○			
キク科	カワラニガナ VU												
キク科	カワラノギク (栽) EW												
キク科	カントウタンポポ	○											○
キク科	カントウヨメナ												
キク科	キツネアザミ												
キク科	キバナコスモス (婦)							○					
キク科	クソニンジン (婦)												
キク科	コウゾリナ	○	○	○									
キク科	コシロノセンドングサ (婦)								○				
キク科	コセンドングサ (婦)		○	○		○	○	○	○				
キク科	セイタカアワダチソウ (婦)						○	○	○				
キク科	セイヨウタンポポ (婦)		○										
キク科	ダンドボロギク (婦)												
キク科	トゲチシャ (婦)												
キク科	チチコグサモドキ (婦)												
キク科	ニガナ	○	○										
キク科	ノゲシ	○		○	○				○	○			○
キク科	ノコンギク							○					
キク科	ノボロギク (婦)												○
キク科	ハキダメギク (婦)							○	○				
キク科	ハハコグサ												
キク科	ハルジオン (婦)	○	○										
キク科	ハルシャギク (婦)		○	○	○	○	○	○	○				
キク科	ヒメシオン EN				○	○	○						
キク科	ヒメジョオン (婦)			○	○	○	○	○	○				
キク科	ヒメムカシヨモギ (婦)				○	○	○	○	○				
キク科	ヒロハホウキギク (婦)						○	○	○				
キク科	ブタクサ (婦)												
キク科	ブタナ (婦)	○	○	○	○	○	○						○
キク科	ヘラバヒメジョオン (婦)												
キク科	ホウキギク (婦)												
キク科	ホソバノチチコグサモドキ (婦)												
キク科	マメカミツレ (婦)												
キク科	メリケンキンソウ (婦)												
キク科	ヤブタピラコ	○											
キク科	ヨモギ						○						
ガマズミ科	ソクス			○	○								
スイカズラ科	ノヂシャ (婦)	○											

(3) 樹木保存事業

みどり豊かなまちづくりのため、一定規模以上の樹木や樹林を指定し、奨励金を交付しました。また、奨励金対象樹木や樹林地において、枝折れや倒木等で事故が発生した場合に備え、市が所有者に代わり損害賠償保険に加入しています。

件名	内容
保存樹木	申請件数 184件 本数 1,990本
保存樹林	申請件数 3件 面積 829.46㎡

(4) 自然環境調査員会議運営事業

自然環境の保全の推進を図るため、市民や市民団体による自然環境調査員会議が市内の動植物の生息状況の把握や普及啓発に関する取り組みを行いました。

自然環境調査の実施 調査結果は88ページ～98ページ

調査期間:令和3年4月～令和4年3月

調査場所:武蔵台公園

調査人数:延べ136名

自然保護意識の普及・啓発に関するイベントの企画・運営(自然観察ウォーキングツアー、緑化講習会等)

府中環境まつり(自然体験コーナー)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(5) 市民花壇運営事業

公園など公共地において、市民参加による花壇づくりを進めることにより、まちに潤いと安らぎのある生活環境を作り出すため、登録した市民団体・グループに草花の苗を提供しました。

市民花壇...33か所(フラワーポッド76台、398.95㎡)

配付回数...2回(花苗4,016株)

春:1,730株(花苗 サルビア、マリーゴールド2種)

秋:2,286株(花苗 パンジー、ノースポール2種)

(6) 緑と花いっぱい運動推進事業

緑化講習会の開催や府中市水と緑のネットワークウォーキングマップの頒布を通して、環境保全意識の高揚に努めました。

緑の募金

学校、自治会、企業などから緑の募金への協力がありました。緑の募金還元事業として、学校等に花の種子や球根を配付し、身近な緑化活動を推進しました。

募金額 940,621円

種子...880袋(4種)(コスモス、アスター、松葉牡丹、百日草)

球根...5,455球(3種)(チューリップ、日本水仙、ヒヤシンス)

落ち葉の銀行事業

緑のリサイクルを積極的に進めるため、落ち葉の銀行事業を実施しました。登録した市民団体が公園や広場を清掃し、収集した落ち葉を、市が回収して放射能濃度測定を行い、暫定許容値以下であることを確認したうえで腐葉土にしています。

期 間:令和3年11月～令和4年1月 *回収日は月・木

登録団体:30団体32か所

回 収 数:1,298袋

自然環境調査結果 (草本類) (調査概要は87ページ)

外*外来種 内*国内種 移*国内移動種 む*むかご

調査月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
調査日		15	12	9	14	11	8	14	10	9	12	9	9				
科	属	種	外	内	移	花	実	花	実	花	実	花	実	花	実	花	実
センリョウ科	チャラン属	ヒトリシズカ	*														
センリョウ科	チャラン属	フタリシズカ	*			○			◆								
ドクダミ科	ドクダミ属	ドクダミ	*				○		○◆								
ドクダミ科	ドクダミ属	ヤエドクダミ	*														
ウマノスズクサ科	カンアオイ属	タマノカンアオイ	*														
ウマノスズクサ科	カンアオイ属	ランヨウアオイ	*			○	○										
サトイモ科	テンナンショウ属	ウラシマソウ	*														
サトイモ科	ハンゲ属	オオハンゲ	*				○										
サトイモ科	テンナンショウ属	ミミガタテンナンショウ	*														
サトイモ科	テンナンショウ属	ムサシアブミ	*			○	○		◆				◆				
ヤマノイモ科	ヤマノイモ属	オニドコロ	*					○	◆	○		◆	◆		◆	◆	
ヤマノイモ科	ヤマノイモ属	ヤマノイモ	*					○			む	む					
イヌサフラン科	ホウチャクソウ属	ホウチャクソウ	*				○										
サルトリイバラ科	サルトリイバラ属	シオデ	*														
サルトリイバラ科	サルトリイバラ属	タチシオデ	*														
ユリ科	ウバユリ属	ウバユリ	*						◆	◆	◆	◆	◆				
ユリ科	ユリ属	オニユリ	*					○									
ユリ科	ホトトギス属	タイワンホトトギス	*							◆	○	○◆	◆				
ユリ科	ユリ属	タカサゴユリ	*														
ユリ科	ホトトギス属	ホトトギス	*							◆	◆	◆	◆				
ユリ科	ホトトギス属	ヤマジノホトトギス	*														
ユリ科	ホトトギス属	ヤマホトトギス	*														
ユリ科	ユリ属	ヤマユリ	*					○		◆	◆						
ラン科	エビネ属	エビネ	*														
ラン科	キンラン属	キンラン	*			○	◆	◆			◆	◆			◆		
ラン科	キンラン属	ギンラン	*				◆										
ラン科	サイハイラン属	サイハイラン	*														
ラン科	キンラン属	ササバギンラン	*														
ラン科	シュンラン属	シュンラン	*			○											○
ラン科	シラン属	シラン	*														
ラン科	ツレサギソウ属	ツレサギソウ <small>(オオバノソウ)</small>	*														
ラン科	シュンラン属	マセラン	*								○◆	○	◆				
アヤメ科	アヤメ属	シャガ	*			○											
アヤメ科	ヒオウギスイセン属	ヒメヒオウギスイセン <small>(モントブレチア)</small>	*				○	○		◆							
ススキノキ科	ワスレグサ属	ノカンゾウ	*						○								
ヒガンバナ科	ヒガンバナ属	キツネノカミソリ	*					○	○◆								
ヒガンバナ科	スイセン属	スイセン	*														○
ヒガンバナ科	スイセン属	スイセンの仲間 <small>(ペーバーホワイト)</small>	*										○				
ヒガンバナ科	スノーフレック属	スノーフレック	*														
ヒガンバナ科	ヒガンバナ属	ナツズイセン	*					○		○							
ヒガンバナ科	ネギ属	ニラ	*														
ヒガンバナ科	ネギ属	ノビル	*			○											
ヒガンバナ科	ハナニラ属	ハナニラ	*			○											
ヒガンバナ科	ヒガンバナ属	ヒガンバナ	*														
キジカクシ科	アマドコロ属	アマドコロ	*			○											

調査月			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
調査日			15	12	9	14	11	8	14	10	9	12	9	9	
科	属	種	外	内	移	花	実	花	実	花	実	花	実	花	実
キジカクシ科	オルニトガラム属	オオアマナ(オ-ニソガラム)	*												
キジカクシ科	ギボウシ属	オオバギボウシ	*												
キジカクシ科	オモト属	オモト	*											*	
キジカクシ科	ジャノヒゲ属	ジャノヒゲ	*								*	*			
キジカクシ科	ツルボ属	ツルボ	*												
キジカクシ科	ジャノヒゲ属	ナガバジャノヒゲ	*								*	*	*	*	
キジカクシ科	ジャノヒゲ属	ノシラン	*												
キジカクシ科	ヤブラン属	ヒメヤブラン	*												
キジカクシ科	ヤブラン属	ヤブラン	*			*		o	*	o	*	o	*	*	*
ツユクサ科	ツユクサ属	ツユクサ	*			o	o	o	o	*	o	o			
ツユクサ科	ムラサキツユクサ属	ノハカタカラクサ(トキワツユクサ)	*												
ツユクサ科	ムラサキツユクサ属	ミドリハカタカラクサ	*			o	o								
ツユクサ科	ムラサキツユクサ属	ムラサキツユクサ	*								o				
ツユクサ科	ヤブミョウガ属	ヤブミョウガ	*					o	o	*	o	*	*	*	*
イグサ科	イグサ属	クサイ	*			o									
カヤツリグサ科	カヤツリグサ属	カヤツリグサ	*			o			o						
カヤツリグサ科	スゲ属	スゲの仲間	*												
カヤツリグサ科	スゲ属	ナキリスゲ	*							o	*	*	*	*	*
カヤツリグサ科	スゲ属	ヒカゲスゲ	*				*								
カヤツリグサ科	スゲ属	ヒゴクサ	*			*									
カヤツリグサ科	スゲ属	ヒメカンスゲ	*			*									
カヤツリグサ科	スゲ属	マスクサ	*			*									
カヤツリグサ科	スゲ属	ミヤマカンスゲ	*												
カヤツリグサ科	スゲ属	ヤブスゲ	*												
イネ科	エゾムギ属	アオカモジグサ	*				*								
イネ科	アワ属(エノコログサ属)	アキノエノコログサ	*					o	o	o					
イネ科	アシボソ属	アシボソ	*								*				
イネ科	イチゴツナギ属	イチゴツナギ	*												
イネ科	ヒエ属(三河イヌヒエ属)	イヌヒエ	*					o			*				
イネ科	スズメノチャキキ属	イヌムギ	*												
イネ科	ウラハグサ属	ウラハグサ	*												
イネ科	エノコログサ属	エノコログサ	*					*	o	o	*	*	*		
イネ科	イチゴツナギ属	オオイチゴツナギ	*												
イネ科	キビ属	オオクサキビ	*												
イネ科	イチゴツナギ属	オオスズメノカタビラ	*												
イネ科	オヒシバ属	オヒシバ	*					*			*				
イネ科	カゼクサ属	カゼクサ	*						o	*	*	*			
イネ科	カモガヤ属	カモガヤ(オーチャードグラス)	*				o								
イネ科	エゾムギ属	カモジグサ	*			*									
イネ科	カラスムギ属	カラスムギ	*				*								
イネ科	エノコログサ属	キンエノコ	*							o	*				
イネ科	カゼクサ属	コスズメガヤ	*					*							
イネ科	ヌカガ属	コヌカガ	*												
イネ科	ネズミガヤ属	コネズミガヤ	*								*				
イネ科	メヒシバ属	コメヒシバ	*												
イネ科	ササガヤ属	ササガヤ	*					o		o	*				
イネ科	スズメノヒエ属	シマスズメノヒエ	*												
イネ科	ススキ属	ススキ	*							o	*				
イネ科	イチゴツナギ属	スズメノカタビラ	*			*	o	*							
イネ科	スズメノヒエ属	スズメノヒエ	*												
イネ科	チカラシバ属	チカラシバ	*								*				
イネ科	チヂミザサ属	チヂミザサ(広)(含クチヂミザサ)	*							*	*	*			
イネ科	チョウセンガリヤス属	チョウセンガリヤス	*							*					
イネ科	ウシノケグサ属	トボシガラ	*			o	o								
イネ科	イチゴツナギ属	ナガハグサ	*												
イネ科	キビ属	ヌカキビ	*							*					
イネ科	ネズミノ属	ネズミノ	*												
イネ科	ヤマアワ属	ノガリヤス	*					o	o	*	*				
イネ科	ヒエ属(三河イヌヒエ属)	ヒメイヌヒエ	*								*				
イネ科	イチゴツナギ属	ミノイチゴツナギ	*			o	o								
イネ科	ネズミノ属	ムラサキネズミノ	*												
イネ科	メヒシバ属	メヒシバ	*					*	*	o	o	*	*		
イネ科	メリケンカルカヤ属	メリケンカルカヤ	*						*	*	*	*	*	*	*
イネ科	ヤマカモジグサ属	ヤマカモジグサ	*			o									
ゲシ科	タケニグサ属	タケニグサ	*						*						

調査月			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
調査日			15	12	9	14	11	8	14	10	9	12	9	9	
科	属	種	外	内	移	花	実	花	実	花	実	花	実	花	実
ケシ科	ケシ属	ナガミヒナゲシ	*												
ケシ科	キケマン属	ムラサキケマン	*			○	◆	○	◆						
メギ科	イカリソウ属	キバナイカリソウ	*												
メギ科	イカリソウ属	トキワイカリソウ	*												
キンボウゲ科	オダマキ属	オダマキの仲間	*												
キンボウゲ科	セツブンソウ属	セツブンソウ	*											○	◆
キンボウゲ科	オオヒエンソウ属	セリバヒエンソウ	*			○		○	◆	○					
キンボウゲ科	センニンソウ属	センニンソウ	*					○		◆	○	◆	○		
キンボウゲ科	イチリンソウ属	ニリンソウ	*												
キンボウゲ科	スハマソウ属	ミスミソウ	*												
キンボウゲ科	イチリンソウ属	ユキワリイチゲ	*											○	○
ベンケイソウ科	マンネングサ属	コモチマンネングサ	*												
ブドウ科	ヤブカラシ属	ヤブカラシ(ヤブガラシ)	*				○		○						
マメ科	シバハギ属	アレチヌスビトハギ	*							○	◆		◆		
マメ科	ダイズ属	ツルマメ	*												
マメ科	ヌスビトハギ属	ヌスビトハギ	*				○	◆	○	◆	○	◆	○	◆	◆
マメ科	ヌスビトハギ属	フジカンゾウ	*					○	◆	○	◆	◆	◆		◆
マメ科	ソラマメ属	ヤハズエンドウ(オラスノエンドウ)	*												
マメ科	ヤハズソウ属	ヤハズソウ	*												
マメ科	ヌスビトハギ属	ヤブハギ	*												
バラ科	キジムシロ属	キジムシロ	*												
バラ科	キンミズヒキ属	キンミズヒキ	*					○	◆	○	◆	○	◆	◆	
バラ科	ダイコンソウ属	ダイコンソウ	*												
バラ科	キンミズヒキ属	ヒメキンミズヒキ	*												
バラ科	キジムシロ属	ヘビイチゴ	*			◆									
バラ科	キジムシロ属	ミツバツチグサ	*			○	◆	○	◆						
バラ科	キジムシロ属	ヤブヘビイチゴ	*												
アサ科	カラハナソウ属	カナムグラ	*												
クワ科	クワクサ属	クワクサ	*												
イラクサ科	ミズ属	アオミズ	*												
イラクサ科	ヤブマオ属	ヤブマオ	*												
ウリ科	アマチャヅル属	アマチャヅル	*												
ウリ科	カラスウリ属	カラスウリ	*						◆						
シュウカイドウ科	シュウカイドウ属	シュウカイドウ	*												
カタバミ科	カタバミ属	イモカタバミ	*			○									
カタバミ科	カタバミ属	オウツチカタバミ	*			○	◆	○	◆			○	◆		
カタバミ科	カタバミ属	カタバミ	*			○									
カタバミ科	カタバミ属	カタバミ園芸種(オキザリストリアングラリス)	*			○									
カタバミ科	カタバミ属	ムラサキカタバミ	*			○		○							
トウダイグサ科	エノキグサ属	エノキグサ	*												
スミレ科	スミレ属	アメリカスミレサイシン(バビリアナケア)	*			○									
スミレ科	スミレ属	タチツボスミレ	*			○	◆	◆	◆						
スミレ科	スミレ属	ニオイスミレ(ヒオラ・オドラーク)	*												
オトギリソウ科	オトギリソウ属	オトギリソウ	*					○							
フウロソウ科	フウロソウ属	アメリカフウロ	*			◆									
アカバナ科	マツヨイグサ属	オオマツヨイグサ	*												
アカバナ科	ミズタマソウ属	ミズタマソウ	*												
アカバナ科	マツヨイグサ属	ユウゲショウ	*												
アオイ科	カラスノゴマ属	カラスノゴマ	*												
アブラナ科	イヌガラシ属	イヌガラシ	*												
アブラナ科	シヨカツサイ属	シヨカツサイ(オオアラセイトウ)	*			○	○								
タデ科	ギシギシ属	アレチギシギシ	*												
タデ科	イヌタデ属	イヌタデ	*					○	◆			◆			
タデ科	イヌタデ属	ハナタデ	*							○	◆	◆	◆		
タデ科	イヌタデ属	ヒメツルソバ	*												
タデ科	イヌタデ属	ミズヒキ	*				○	◆	○	◆	○	◆	○	◆	◆
ナデシコ科	ハコベ属	ウシハコベ	*												
ナデシコ科	ハコベ属	コハコベ	*			○	◆								
ナデシコ科	ツメクサ属	ツメクサ	*				○								
ナデシコ科	ハコベ属	ミドリハコベ(ハコベ)	*			○	◆	○							
ヒユ科	イノコヅチ属	イノコヅチ(ヒカゲイノコヅチ)	*			○									
ヒユ科	イノコヅチ属	ヒナタイノコヅチ	*					○		◆	◆	◆	◆	◆	◆
ヤマゴボウ科	ヤマゴボウ属	ヨウシュヤマゴボウ	*			○	○	◆	◆	○	◆	◆			
ハゼラン科	ハゼラン属	ハゼラン	*												
サクラソウ科	オオトラノオ属	コナスビ	*								○				

調査月			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
調査日			15	12	9	14	11	8	14	10	9	12	9	9	
科	属	種	外	内	移	花	実	花	実	花	実	花	実	花	実
アカネ科	ヘクソカズラ属	ヘクソカズラ	*			◆		○	○	◆	○	◆		◆	
アカネ科	ヤエムグラ属	ヤエムグラ	*												
キョウチクトウ科	ガガイモ属	ガガイモ	*						○						
ムラサキ科	キュウリグサ属	キュウリグサ	*												
ムラサキ科	ハナイバナ属	ハナイバナ	*												
ヒルガオ科	サツマイモ属	アサガオ	*	*											
ヒルガオ科	サツマイモ属	マルバアメリカアサガオ	*							○	◆				
ナス科	ナス属	アメリカイヌホオズキ	*					○					○	◆	
ナス科	ナス属	イヌホオズキ	*						○			◆			
ナス科	ナス属	ヒヨドリジョウゴ	*							◆	◆	◆	◆		
オオバコ科	クワガタソウ属	オオイヌノフグリ	*			○									
オオバコ科	オオバコ属	オオバコ	*			○	◆	○	◆	○	◆	◆	◆		
オオバコ科	クワガタソウ属	タチイヌノフグリ	*												
オオバコ科	ツタバウンラン属	ツタバウンラン	*												
ゴマノハグサ科	モウズイカ属	ピロードモウズイカ	*												
シソ科	アキギリ属	アキノタムラソウ	*												
シソ科	イヌコウジュ属	イヌコウジュ	*							○	◆	◆	◆		
シソ科	アキギリ属	キバナアキギリ	*												
シソ科	キランソウ属	キランソウ	*		○										
シソ科	シソ属	シソ	*	*											◆
シソ科	キランソウ属	ジュウニヒトエ	*												
シソ科	タツナミソウ属	シロバナタツナミソウ	*	*	○	○	◆	◆							
シソ科	ハッカ属	ハッカ	*					○	○						
シソ科	オドリコソウ属	ヒメオドリコソウ	*												
シソ科	イヌコウジュ属	ヒメジソ	*												
サギゴケ科	サギゴケ属	トキワハゼ	*			○									
ハエドクソウ科	ハエドクソウ属	ナガバハエドクソウ	*					○	◆	○	◆				
ハエドクソウ科	ハエドクソウ属	ハエドクソウ	*							○	◆	○	◆		
キツネノマゴ科	キツネノマゴ属	キツネノマゴ	*					○	○	○	◆	○	◆	○	◆
キキョウ科	ホタルブクロ属	ホタルブクロ	*			○	○	○							
キク科	タンポポ属	アイノコセイヨウタンポポ	*			○	◆								
キク科	センダングサ属	アイノコセンダングサ	*												
キク科	アキノゲシ属	アキノゲシ	*						○	◆					
キク科	アザミ属	アメリカオニアザミ	*			○									
キク科	センダングサ属	アメリカセンダングサ	*												
キク科	ノニガナ属	イワニガナ <small>(シシバリ)</small>	*		○	◆									
キク科	チチコグサモドキ属	ウラジロチチコグサ	*				○	◆		◆					
キク科	タンポポ属	エゾタンポポ	*												
キク科	イズハハコ属	オオアレチノギク	*							◆	◆				
キク科	オニタビラコ属	オニタビラコ	*		○	○	◆	○	◆		○	◆		○	◆
キク科	ノゲシ属	オニノゲシ	*		○	◆	○	△	○	◆					
キク科	ヤブタバコ属	ガンクビソウ	*						○	○					
キク科	シオン属	カントウヨメナ	*			○									
キク科	コウゾリナ属	コウゾリナ	*												
キク科	ヤブタビラコ属	コオニタビラコ	*		○	○	○								
キク科	センダングサ属	コセンダングサ	*							○	◆	○	◆	○	◆
キク科	ヤブタバコ属	コヤブタバコ	*						○	○	◆	◆			◆
キク科	ヤブタバコ属	サジガンクビソウ	*				○	○							
キク科	シオン属	シラセマギク	*						○	○	◆	○	◆		◆
キク科	シオン属	シロヨメナ	*						○	○		◆	◆		
キク科	アキノキリンソウ属	セイタカアワダチソウ	*						○	◆					
キク科	タンポポ属	セイヨウタンポポ	*		○	◆	○	○							
キク科	アザミ属	タイアザミ <small>(トネアザミ)</small>	*							○	◆	○	◆		◆
キク科	タケダグサ属	ダントロボロギク	*						○	○	◆				
キク科	チチコグサモドキ属	チチコグサモドキ	*												
キク科	ツワブキ属	ツワブキ	*							○	○			◆	
キク科	ニガナ属	ニガナ	*		○	○	◆	○							
キク科	ノゲシ属	ノゲシ	*			○	◆	○	○	○	◆	○	◆		
キク科	シオン属	ノコンギク	*							○	○				
キク科	アザミ属	ノハラアザミ	*					○							
キク科	ノブキ属	ノブキ	*					○	◆	○	◆	◆	○	◆	
キク科	ノボロギク属	ノボロギク	*												
キク科	コゴメギク属	ハキダメギク	*			○		○	○	○	○		○		
キク科	ハハコグサ属	ハハコグサ	*			○									
キク科	ムカシヨモギ属	ハルジオン	*		○	○	◆		○						

調査月			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
調査日			15	12	9	14	11	8	14	10	9	12	9	9			
科	属	種	外	内	移	花	実	花	実	花	実	花	実	花	実	花	実
キク科	ムカシヨモギ属	ヒメジョオン	*					○									
キク科	イズハハコ属	ヒメムカシヨモギ	*						◆		◆	○	◆		◆		
キク科	ヒヨドリバナ属	ヒヨドリバナ	*						○	◆	○	◆		◆			
キク科	ブタナ属	ブタナ	*			○	○										
キク科	ヘニバナゴロギク属	ヘニバナゴロギク	*					○	◆	○		◆		○			
キク科	ムカシヨモギ属	ヘラバヒメジョオン	*														
キク科	チチコグサモドキ属	ホソバノチチコグサモドキ(チチコグサ)	*														
キク科	アゼトウナ属	ヤクシソウ	*														
キク科	ヤブタバコ属	ヤブタバコ	*					○	○								
キク科	ヤブタバコ属	ヤブタバコ	*														
キク科	シオン属	ユウガギク	*														
キク科	ヨモギ属	ヨモギ	*														
キク科	キク属	リュウノウギク	*														
スイカズラ科	オミナエシ属	オトコエシ	*														
セリ科	シシウド属	アシタバ	*														
セリ科	ヤブジラミ属	オヤブジラミ	*		○	○	◆	◆									
セリ科	セリ属	セリ	*														
セリ科	カノツメソウ属	ヒカゲミツバ	*														
セリ科	ミツバ属	ミツバ	*					○									
セリ科	ヤブジラミ属	ヤブジラミ	*														
セリ科	ヤブニンジン属	ヤブニンジン	*		◆	◆											
新規観察種数				4	1	2	2	1	0	2	1	0	0	0	0		
2021年度観察種数				32	51	39	31	46	42	54	55	38	15	19	12		
2020年度観察種数				39	48	29	28	33	40	58	46	34	15	14	19		

自然環境調査結果 (シダ植物) (調査概要は87ページ)

調査月			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
調査日			15	12	9	14	11	8	14	10	9	12	9	9
科	属	種	胞子	胞子	胞子	胞子	胞子	胞子	胞子	胞子	胞子	胞子	胞子	胞子
ハナヤスリ科	ハナワラビ属	オオハナワラビ												
ハナヤスリ科	ハナワラビ属	フユノハナワラビ												
イノモトソウ科	イノモトソウ属	オオバノイノモトソウ												
ヒメシダ科	アミシダ属	ミソシダ												
ヒメシダ科	ヒメシダ属	ミドリヒメワラビ												
ヒメシダ科	ヒメシダ属	ミヤマワラビ												
イワデンダ科	ウラボシノコギリシダ属	イヌワラビ												
イワデンダ科	オオシケシダ属	シケシダ												
オシダ科	オシダ属	オクマワラビ												
オシダ科	ヤブソテツ属	オニヤブソテツ												
オシダ科	オシダ属	クマワラビ												
オシダ科	オシダ属	ベニシダ												
オシダ科	ヤブソテツ属	ヤブソテツ												
オシダ科	オシダ属	ヤマイタチシダ												
新規観察種数			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2021年度観察種数			1	2	2	2	3	3	3	2	3	2	1	4
2020年度観察種数			2	1	0	3	3	3	4	3	4	1	1	2

自然環境調査結果 (木本類) (調査概要は87ページ)

調査月			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
調査日			15	12	9	14	11	8	14	10	9	12	9	9			
科	属	種	外	内	移	花	実	花	実	花	実	花	実	花	実	花	実
マツ科	マツ属	アカマツ	*														◆
ヒノキ科	ヒノキ属	サワラ	*			○											
ヒノキ科	スギ属	スギ	*				◆				◆	◆	○				
ヒノキ科	ヒノキ属	ヒノキ	*														

調査月			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
調査日			15	12	9	14	11	8	14	10	9	12	9	9	
科	属	種	外	内	移	花	実	花	実	花	実	花	実	花	実
マツバサ科	サネカズラ属	サネカズラ(ビナンカズラ)	*												
モクレン科	モクレン属	コブシ	*												
クスノキ科	クロモジ属	クロモジ	*												
クスノキ科	シロダモ属	シロダモ	*						◆						
クスノキ科	クロモジ属	ヤマコウバシ	*												
サルトリイバラ科	サルトリイバラ属	サルトリイバラ	*												
ヤシ科	シュロ属	シュロ	*		○	○									
イネ科	メダケ属	アズマネザサ	*												
アケビ科	アケビ属	アケビ	*												
メギ科	ナンテン属	ナンテン	*					◆				◆	◆	◆	
メギ科	メギ属	ヒラギナンテン	*			◆									○
ブドウ科	ブドウ属	エビツル	*												
ブドウ科	ノブドウ属	ノブドウ	*				○	◆							
マメ科	ハギ属	ミヤギノハギ	*												
マメ科	ハギ属	ヤマハギ	*						○◆	○	○◆				
バラ科	ウワミズザクラ属	イヌザクラ	*												
バラ科	アズ属	ウメ園芸種	*		◆								○	○	○
バラ科	ウワミズザクラ属	ウワミズザクラ	*												
バラ科	カマツカ属	カマツカ	*												
バラ科	キイチゴ属	クサイチゴ	*		○◆										
バラ科	ボケ属	クサボケ	*												
バラ科	スグリウツギ属	コゴメウツギ	*		○	○									
バラ科	サクラ属	サクラの仲間(カスミザクラ)	*												
バラ科	サクラ属	サトザクラ(カンザン)	*		○										
バラ科	シロヤマブキ属	シロヤマブキ	*		○										
バラ科	サクラ属	ソメイヨシノ	*			○									
バラ科	サクラ属	ナワシロイチゴ	*			○									
バラ科	バラ属	ノイバラ	*			○				◆			◆		
バラ科	サクラ属	モミジイチゴ	*												
バラ科	ヤマブキ属	ヤエヤマブキ	*												
バラ科	サクラ属	ヤマザクラ	*												
バラ科	ヤマブキ属	ヤマブキ	*												
グミ科	グミ属	ツルグミ	*								○	○	○		
グミ科	グミ属	ナワシログミ	*												
ニレ科	ケヤキ属	ケヤキ	*												
アサ科	エノキ属	エノキ	*			◆								◆	
アサ科	ムクノキ属	ムクノキ	*												
クワ科	コウゾ属	ヒメコウゾ	*		○◆	○	○◆								
クワ科	クワ属	ヤマグワ	*		◆	◆									
ブナ科	コナラ属	クヌギ	*		○			◆	◆	◆	◆				
ブナ科	クリ属	クリ	*												
ブナ科	コナラ属	コナラ	*		○	○		◆	◆	◆	◆				
ブナ科	コナラ属	シラカシ	*							◆	◆				
カバノキ科	シデ属	アカシデ	*												
カバノキ科	シデ属	イヌシデ	*			○									◆
カバノキ科	シデ属	クマシデ	*			○	○	◆	◆			◆	◆	◆	◆
ニシキギ科	ニシキギ属	コマユミ	*		○	○◆				◆		◆			
ニシキギ科	ニシキギ属	ニシキギ	*		○	○◆				◆					
ニシキギ科	ニシキギ属	マサキ	*											◆	
ニシキギ科	ニシキギ属	マユミ	*		○					◆					
トウダイグサ科	アカメガシワ属	アカメガシワ	*												
ミツバウツギ科	ゴンズイ属	ゴンズイ	*		○				◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
ムクロジ科	カエデ属	イタヤカエデ	*												
ムクロジ科	カエデ属	オニイタヤ	*												
ミカン科	サンショウ属	サンショウ	*												
ニガキ科	ニガキ属	ニガキ	*												
ミズキ科	サンシュユ属	クマノミズキ	*												
ミズキ科	サンシュユ属	ミズキ	*				○								
ミズキ科	サンシュユ属	ヤマボウシ	*		○	○			◆					◆	
アジサイ科	アジサイ属	アジサイ	*												
アジサイ科	アジサイ属	エゾアジサイ	*												
アジサイ科	アジサイ属	ガクアジサイ	*												
アジサイ科	アジサイ属	ヤマアジサイ	*		○	○		◆		◆					
モッコク科	ヒサカキ属	ヒサカキ	*												
サクラソウ科	ヤブコウジ属	マンリョウ	*						◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
サクラソウ科	ヤブコウジ属	ヤブコウジ	*												
ツバキ科	ツバキ属	サザンカ	*												
ツバキ科	ツバキ属	シロバナヤブツバキ	*			◆									
ツバキ科	ツバキ属	チャノキ	*												
ツバキ科	ツバキ属	ツバキ園芸種(アキノヤマ)	*												○
ツバキ科	ツバキ属	ツバキ園芸種(半八重)	*												○
ツバキ科	ツバキ属	ヤブツバキ	*		○	◆			△	◆	◆		○	○	○
ハイノキ科	ハイノキ属	サワフタギ	*		○										
エゴノキ科	エゴノキ属	エゴノキ	*			○		◆	◆						
エゴノキ科	エゴノキ属	ハクウンボク	*			○									

目名	科名	種名	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	確認 月数
			日	15(木)	12(水)	9(水)	14(水)	13(金)	8(水)	14(木)	10(水)	9(木)	12(水)	9(水)	9(水)	
			天気	晴	晴	晴	雨	雨	曇	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
			気温	12.6	21.0	28.1	25.0	21.0	23.6	20.8	19.5	13.0	6.0	8.0	10.0	
カメムシ目	ツノカメムシ科	エサキモンキツノカメムシ														2
カメムシ目	カメムシ科	ウシカメムシ														1
カメムシ目	カメムシ科	キマダラカメムシ・脱皮殻														3
カメムシ目	カメムシ科	クサギカメムシ・幼態・卵														3
カメムシ目	カメムシ科	シラホシカメムシ														1
カメムシ目	カメムシ科	チャバネアオカメムシ・幼態														3
カメムシ目	カメムシ科	ナカボシカメムシ														1
カメムシ目	マルカメムシ科	マルカメムシ		○												2
カメムシ目	クヌギカメムシ科	クヌギカメムシ														1
チョウ目	ハマキガ科	クローバヒメハマキ														1
チョウ目	ヒゲナガ科	ホソオビヒゲナガ														2
チョウ目	セセリチョウ科	キマダラセセリ				○										2
チョウ目	セセリチョウ科	ダイミョウセセリ・幼態														1
チョウ目	シジミチョウ科	ツバメシジミ														1
チョウ目	シジミチョウ科	ムラサキシジミ										○				4
チョウ目	シジミチョウ科	ヤマトシジミ			○	○										6
チョウ目	シジミチョウ科	ヨツボシカメムシ														1
チョウ目	タテハチョウ科	アカボシゴマダラ・幼態														4
チョウ目	タテハチョウ科	ゴマダラチョウ・翅			*											1
チョウ目	タテハチョウ科	コムシジ		○												3
チョウ目	タテハチョウ科	サトキマダラヒカゲ														3
チョウ目	タテハチョウ科	ツマグロヒョウモン														1
チョウ目	タテハチョウ科	ヒカゲチョウ														3
チョウ目	タテハチョウ科	ヒメジャノメ														3
チョウ目	タテハチョウ科	ホシミスジ														1
チョウ目	タテハチョウ科	ルリタテハ・幼態														3
チョウ目	アゲハチョウ科	アゲハ(ナミアゲハ)														1
チョウ目	アゲハチョウ科	ジャコウアゲハ														2
チョウ目	シロチョウ科	キタキチョウ													○	4
チョウ目	シロチョウ科	モンキチョウ														2
チョウ目	シロチョウ科	モンシロチョウ													○	4
チョウ目	ミノガ科	オオミノガ・ミノ														1
チョウ目	ミノガ科	クロツヤミノガ・ミノ														2
チョウ目	ミノガ科	チャミノガ・ミノ														1
チョウ目	ミノガ科	ネグロミノガ・ミノ														5
チョウ目	イラガ科	アカイラガ・幼態														1
チョウ目	マダラガ科	キスジホソマダラ														1
チョウ目	マダラガ科	ホタルガ														1
チョウ目	シャクガ科	イチモンジフユナミシャク										○				1
チョウ目	シャクガ科	ウスイロトガリヒメシャク														1
チョウ目	シャクガ科	ウスキトガリヒメシャク														1
チョウ目	シャクガ科	クロスジフユエダシャク										○				1
チョウ目	シャクガ科	チャバネフユエダシャク・幼態														1
チョウ目	シャクガ科	ツマジロエダシャク														1
チョウ目	シャクガ科	ユウマダラエダシャク														1
チョウ目	カイコガ科	クワコ・幼態														1
チョウ目	ヤママユガ科	オオミズアオ・幼態														1
チョウ目	ヒトリガ科	ヨツボシホソバ														1
チョウ目	ドクガ科	キアシドクガ・蛹・幼態			○											3
チョウ目	ドクガ科	ヒメシロモンドクガ・幼態														1
チョウ目	ドクガ科	マイマイガ・幼態														1
チョウ目	ドクガ科	モンシロドクガ・幼態										○				2
チョウ目	ヤガ科	アケビコノハ														1
チョウ目	ヤガ科	オオウンモンクチバ														1
チョウ目	ヤガ科	シロフコガヤ														1
チョウ目	ヤガ科	ナミテンアツバ														1
チョウ目	ヤガ科	ハグルマトモエ														1
ハエ目	アシナガバエ科	アシナガバエ														2
ハエ目	フンバエ科	ヒメフンバエ										○	○			2
ハエ目	ベッコウバエ科	ベッコウバエ														1
ハエ目	アシナガバエ科	マダラホソアシナガバエ														1
ハエ目	ヤドリバエ科	ヤドリバエ														1
ハエ目	キモグリバエ科	ヤマギシモリノキモグリバエ										○				1
ハエ目	シギアブ科	ヤマトシギアブ		○												1
ハエ目	ガガンボ科	ミカドガガンボ														1

目名	科名	種名	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	確認 月数
			日	15(木)	12(水)	9(水)	14(水)	13(金)	8(水)	14(木)	10(水)	9(木)	12(水)	9(水)	9(水)	
			天気	晴	晴	晴	雨	雨	曇	晴	晴	晴	晴	晴	晴	
			気温	12.6	21.0	28.1	25.0	21.0	23.6	20.8	19.5	13.0	6.0	8.0	10.0	
ハエ目	ミズアブ科	アメリカミズアブ														1
ハエ目	ミズアブ科	エソホルリミズアブ														1
ハエ目	ミズアブ科	コウカアブ														1
ハエ目	ミズアブ科	ルリミズアブ														1
ハエ目	ムシヒキアブ科	サキグロムシヒキ			○											2
ハエ目	ムシヒキアブ科	トラフムシヒキ		○												1
ハエ目	ムシヒキアブ科	マカリケムシヒキ														1
ハエ目	ハナアブ科	アシブトハナアブ		○												4
ハエ目	ハナアブ科	クロヒラタアブ										○				1
ハエ目	ハナアブ科	スズキフタモンハナアブ														1
ハエ目	ハナアブ科	ナミホシヒラタアブ														1
ハエ目	ハナアブ科	ホソヒラタアブ		○	○	○						○		○	○	9
ハエ目	ミバエ科	クロホソスジハマダラミバエ										○				1
ハエ目	ミバエ科	ハルササハマダラミバエ		○												1
ハエ目	ミバエ科	ミスジミバエ											○			2
ハエ目	クロバエ科	オオクロバエ										○			○	3
ハエ目	クロバエ科	オビキンバエ														1
ハエ目	クロバエ科	キンバエ														4
ハエ目	クロバエ科	クロバエ										○				1
ハエ目	クロバエ科	ケブカクロバエ														1
ハエ目	クロバエ科	ミドリキンバエ		○								○				6
ハエ目	イエバエ科	イエバエ											○			1
ハエ目	ニクバエ科	センチニクバエ													○	5
コウチュウ目	ハンミョウ科	トウキョウヒメハンミョウ														1
コウチュウ目	コガネムシ科	シラホシハナムグリ														1
コウチュウ目	コガネムシ科	セマダラコガネ														1
コウチュウ目	コガネムシ科	マメコガネ														3
コウチュウ目	コメツキムシ科	アカアシオオクシコメツキ														1
コウチュウ目	コメツキムシ科	アカヒゲヒラタコメツキ														1
コウチュウ目	コメツキムシ科	クロツヤクシコメツキ			○											1
コウチュウ目	コメツキムシ科	コメツキムシ														1
コウチュウ目	コメツキムシ科	サビキコリ														1
コウチュウ目	テントウムシ科	アカホシテントウ														1
コウチュウ目	テントウムシ科	カメノコテントウ														1
コウチュウ目	テントウムシ科	トホシテントウ			○											2
コウチュウ目	テントウムシ科	ナミテントウ・蛹・幼態										○				7
コウチュウ目	テントウムシ科	ム・アシロホシ														1
コウチュウ目	アカハネムシ科	ヒメアカハネムシ														1
コウチュウ目	カミキリムシ科	アトジロサビカミキリ														1
コウチュウ目	カミキリムシ科	シナノクロフカミキリ														1
コウチュウ目	ハムシ科	イチモンジカメノコハムシ・蛹・幼態		○												7
コウチュウ目	ハムシ科	キイロクビナガハムシ														1
コウチュウ目	ハムシ科	クロウリハムシ			○											4
コウチュウ目	ハムシ科	クワハムシ		○												1
コウチュウ目	ハムシ科	セモンジンガサハムシ														1
コウチュウ目	ハムシ科	ルリハムシ														1
コウチュウ目	オトシブミ科	エゴノツルクビオトシブミ														1
コウチュウ目	オトシブミ科	カシノオトシブミ														1
コウチュウ目	ゾウムシ科	クリアアナキゾウムシ														1
コウチュウ目	ゾウムシ科	シロコブゾウムシ														1
コウチュウ目	チョッキリゾウムシ科	ハイイロチョッキリ・卵														1
ハチ目	ヒメバチ科	シロスジヒメバチ		○												1
ハチ目	ヒラタハバチ科	バラヒラタハバチ														1
ハチ目	ミフシハバチ科	チュウレンジバチ														1
ハチ目	ミフシハバチ科	ニホンチュウレンジ			○											1
ハチ目	ハバチ科	オオクロハバチ		○												1
ハチ目	ハバチ科	オスグロハバチ														1
ハチ目	ハバチ科	セグロカブラハバチ		○		○										4
ハチ目	ハバチ科	ニホンカブラハバチ														1
ハチ目	ハバチ科	ルリチュウレンジ														1
ハチ目	スズメバチ科	オオスズメバチ														5
ハチ目	スズメバチ科	キイロスズメバチ														1
ハチ目	スズメバチ科	コガタスズメバチ														1
ハチ目	スズメバチ科	ヒメスズメバチ														1
ハチ目	ツチバチ科	キンケハラナガツチバチ														2
ハチ目	ツチバチ科	ヒメハラナガツチバチ														1

レッドリスト表示について

名称欄に東京都レッドリストのカテゴリー表示を行った。カテゴリー表示の条件を以下に示す。

2010年版 東京都レッドリスト

対象地域 北多摩の評価による

カテゴリー名称	表示	基本概念
絶滅危惧 A類	CR	ごく近い将来における野生で絶滅の危険性が極めて高いもの
絶滅危惧 B類	EN	A類ほどではないが、ごく近い将来における野生で絶滅の危険性の高いもの
絶滅危惧 類	VU	現在の状況をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧 類」のランクに移行することが確実と考えられるもの
準絶滅危惧	NT	現時点での絶滅危険度は小さいが、生育・生息条件の変化によっては「絶滅危惧」としての上位ランクに移行する要素を有するもの

環境を考える

1 環境学習・環境啓発

現在の環境問題は、生産や流通などの活動が原因とされる産業型公害に加え、地球温暖化などに見られるように市民の日常生活も原因となっています。したがって、私たち一人ひとりが環境に対する理解を深め、生活の中で取り組んでいくことが重要となります。市では、環境学習講座を修了された方々と意見交換を行いながら、環境学習講座を実施しています。

(1) 環境学習

ア 府中かんきょう塾2021

平成13年にエコ・リーダー養成講座としてスタートしました。現在では府中かんきょう塾として、講座修了生による企画・運営で進められています。令和3年度は全5回の連続講座、親子かんきょう塾を3回実施しました。講座等参加者数:延べ195人

全5回の連続講座

回	日 時 参加人数	講座名	内 容	講 師	会場等
1	6月26日(土) 9:30~12:00 24人	開講式、 座学講座 自然散策	開講式 講演「武蔵台緑地 の植物保全につ いて」 散策「武蔵台緑地 の植物の観察」	市環境政策課係長 白木 康弘 氏 武蔵台緑地保全ボラ ンティア代表 三宅 昭 氏	武蔵台文化セン ター、武蔵台緑 地
2	10月2日(土) 10:00~12:00 25人	座学講座	講演「多摩川 冬鳥 の陣」	郷土の森博物館 学 芸員 中村 武史 氏	郷土の森博物 館
3	10月23日(土) 13:00~15:00 25人	座学講座	講演「生物多様性 と野生動物問題」	東京農工大学教授 小池 伸介 氏	府中駅北第2庁 舎3階会議室
4	11月13日(土) 13:00~15:00 28人	座学講座	講演「青年海外協 力隊員が語る環境 教育のリアル」	元 JOCV 隊員 浦林 貴子 氏	府中駅北第2庁 舎3階会議室
5	12月11日(土) 13:00~16:00 27人	座学講座、 閉講式	講演「地球温暖化 に対する様々な考 え方について」 閉講式	元常盤大学講師 表 伸一郎 氏	府中駅北第2庁 舎3階会議室

親子かんきょう塾

回	日 時 参加人数	講座名	内 容	講 師	会場等
1	11月27日(土) 10:00～12:00 11人	親子でエコ クッキング	自分たちで作った 野菜をエコに配慮し た調理を体験する	料理専門家 女池 和子 氏	是政文化センタ ー料理講習室
2	12月26日(日) 10:00～12:00 27人	森キッズ浅 間山 ドング リde森づくり (1回目)	ナラ枯れの浅間山 にドングリから苗木 を育て山に戻す	西武・武蔵野パートナ ーズ パークレンジャ 他	都立浅間山公 園
3	1月10日(祝) 10:00～12:00 28人	森キッズ浅 間山 ドング リde森づくり (2回目)	ナラ枯れの浅間山 にドングリから苗木 を育て山に戻す	西武・武蔵野パートナ ーズ パークレンジャ 他	都立浅間山公 園

(2) 環境調査・市民調査

ア 市民による酸性雨調査

平成2年度から、市民の方々の協力により、酸性雨の簡易測定を実施しています。測定結果だけでなく、独自の実験や研究結果なども寄せられています。酸性雨の測定を通して、大気汚染さらには地球環境問題を身近で考える場とするとともに、データを記録し、自動測定機では得られない市内全体の状況を把握しています。

日 時	テーマ (学習方法)	内 容	会場等
8月～9月	酸性雨調査期間	雨を採取しpHと降水量を測定	参加者自宅 等

調査参加者数：4人(調査結果は18・19ページ)

イ 市民ボランティア調査

市民の方々の協力により環境調査を実施することで、より多くの方が環境に興味を持つきっかけづくりの場を提供し、さらにはフィールドワークを通して市民ボランティアを育成しています。また、得られたデータは、市の環境施策に活用するための基礎データとして、記録しています。この調査は、地域の環境に根ざした環境調査プログラムとして、市内で環境活動を行っている「特定非営利活動法人 府中かんきょう市民の会」に委託し実施しています。

実施回数、参加人数は、調査項目により異なりますが、令和3年度は延回数で21回、延参加人数は79人となりました。

(ア) 西府崖線生態系調査(魚類・昆虫・野鳥等)

魚類等調査 今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

昆虫等調査 調査結果は102ページ

調査日:令和3年5月15日、令和3年9月6日

調査場所:西府町1丁目(府中崖線付近一帯)

参加人数:17名

調査内容:西府町付近の府中崖線一帯に生息する昆虫等の調査

野鳥調査 調査結果103ページ

調査日:令和3年12月4日、令和4年2月7日

調査場所:西府町1丁目(府中崖線付近一帯)

参加人数:18名

調査内容:西府町付近の府中崖線一帯に生息する野鳥の調査

西府崖線昆虫類調査結果 (調査概要は101ページ)

種類	令和3年度(5月15日)			令和3年度(9月6日)		
	番号	昆虫名	計	番号	昆虫名	計
蝶・ガ類	1	モンシロチョウ	1種	1	イチモンジセセリ	11種
				2	スズメガ	
				3	アゲハチョウ	
				4	ヤマトシジミ	
				5	ベニシジミ	
				6	アオスジアゲハ	
				7	サトキマダラヒカゲ	
				8	カノコガ	
				9	チャドクガ(幼虫)	
				10	ウスキトガリヒメシャク(白色)	
				11	イラガの繭	
甲虫類	1	キイロテントウムシ(二星)	2種	1	アカボシテントウ(二星)	3種
	2	キイロテントウムシ(七星)		2	キボシカミキリ	
				3	アオドウガネ	
ハチ類	1	アジサイハバチ(幼虫)	1種	1	ツチバチ	2種
				2	スズメバチ	
アブ・ハエ類	1	アブ	2種	1	シオヤアブ	2種
	2	ハエ		2	ハエ	
セミ・カメムシ類	1	アメンボ	1種	1	アメンボ	4種
				2	アブラゼミ	
				3	チャバネアオカメムシ	
				4	ツマグロオオヨコバイ	
バッタ類				1	ショウリョウバッタモドキ	2種
				2	コウロギ	
トンボ類	1	ハグロトンボ類のヤゴ	1種	1	ハグロトンボ	4種
				2	コノシメトンボ	
				3	ミヤマアカネ	
				4	マユタテアカネ	
カマキリ類						
その他	1	ササグモ		1	ジョロウグモ	
	2	トカゲ(15cm強)		2	ダンゴムシ	
	3	シマヘビ(1.5m程、20cm弱)		3	アメリカザリガニ	
	4	サワガニ(7cm位)		4	サワガニ	
	5	カタツムリ(5mm程)		5	カタツムリ	
	6	ザリガニ(10cm程)				
合計	6類 8種		8種	7類 28種		28種

西府崖線野鳥調査結果 (調査概要は101ページ)

番号	科名	鳥名	令和3年12月4日			令和4年2月7日		
			直視認	鳴き声	確認	直視認	鳴き声	確認
1	カモ科	カルガモ				○		○
2	ハト科	キジバト	○		○	○		○
3	タカ科	トビ				○		○
4	キツツキ科	コゲラ	○		○			
5	モズ科	モズ				○		○
6	カラス科	オナガ	○		○	○		○
		ハシボソガラス	○		○	○		○
		ハシブトガラス	○		○	○		○
7	シジュウカラ科	シジュウカラ	○		○	○	○	
8	ヒヨドリ科	ヒヨドリ	○		○	○	○	
9	ウグイス科	ウグイス		○	○			
10	メジロ科	メジロ	○		○	○		○
11	ムクドリ科	ムクドリ				○		○
8	ヒタキ科	シロハラ	○		○			
		ツグミ				○		○
		ジョウビタキ				○		○
9	スズメ科	スズメ	○		○	○	○	
10	セキレイ科	ハクセキレイ				○		○
11	アトリ科	カワラヒワ				○		○
		シメ				○		○

他直視/外来種:カワラバト

(イ) 西府町湧水調査

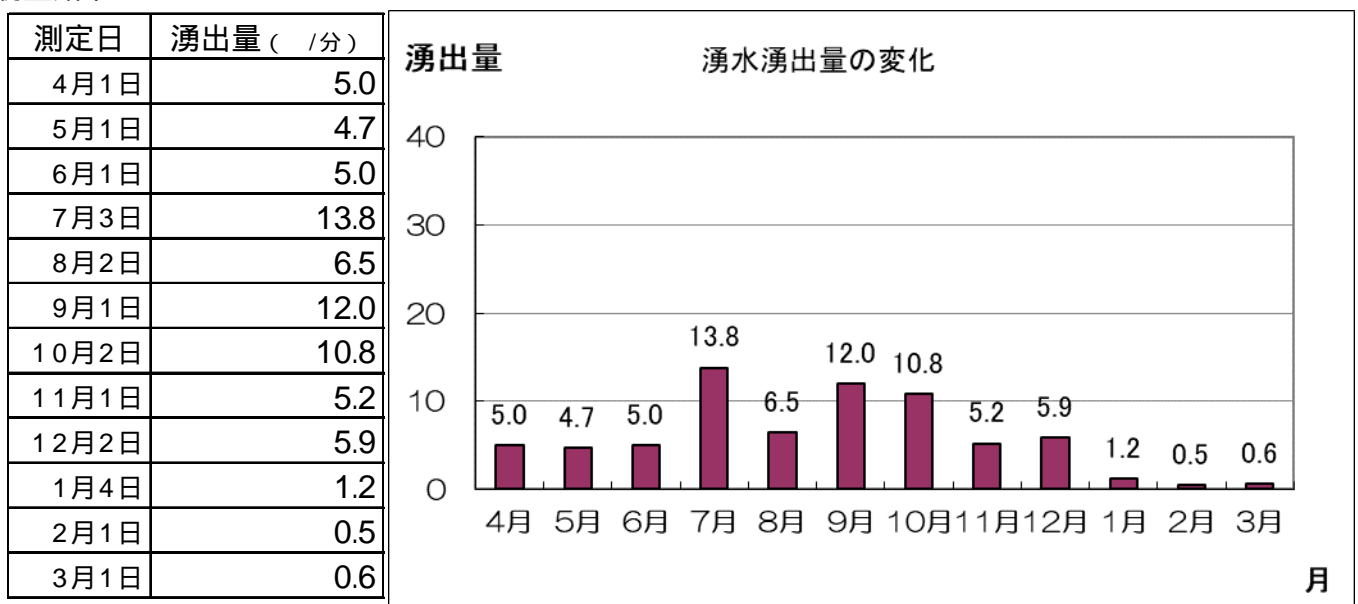
調査期間:令和3年4月～令和4年3月(通年)

調査場所:西府町湧水

参加人数:延べ 34名

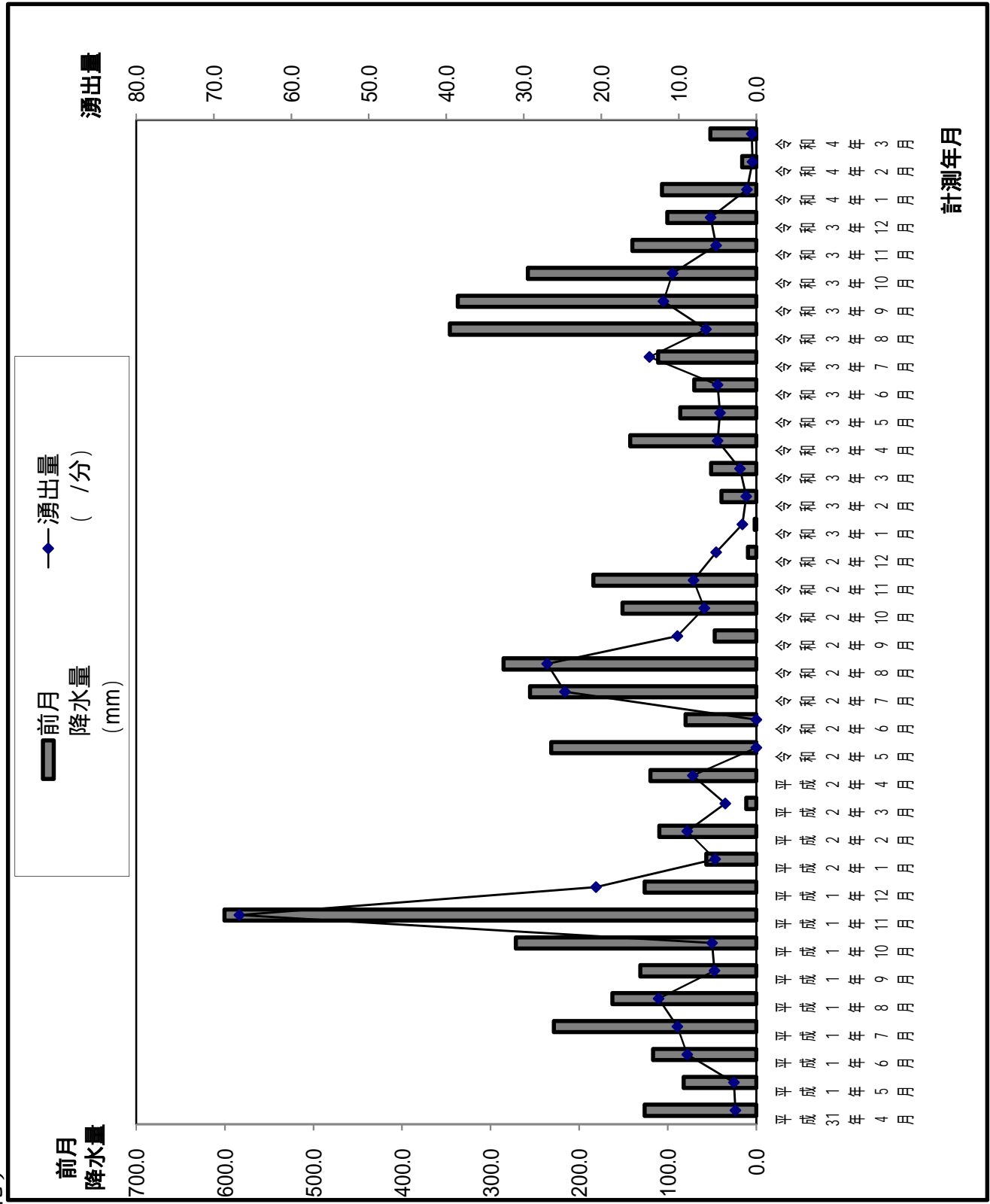
調査内容:湧水量、水質の通年データ測定調査

調査結果



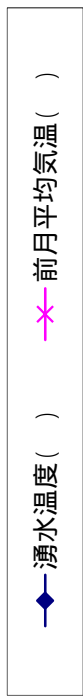
湧出量と前月降水量（経年変化）

測定年月	湧出量 (/分)	前月 降水量 (mm)
令和31年4月	2.7	126.0
令和1年5月	2.9	82.0
令和1年6月	8.9	116.5
令和1年7月	10.2	228.5
令和1年8月	12.6	162.5
令和1年9月	5.4	131.0
令和1年10月	5.7	271.5
令和1年11月	66.7	600.5
令和1年12月	20.7	126.0
令和2年1月	5.3	56.5
令和2年2月	8.9	109.5
令和2年3月	4.0	11.5
令和2年4月	8.2	119.5
令和2年5月	-	231.5
令和2年6月	-	80.0
令和2年7月	24.7	255.5
令和2年8月	27.0	285.5
令和2年9月	10.2	47.0
令和2年10月	6.7	151.0
令和2年11月	8.1	184.0
令和2年12月	5.2	9.5
令和3年1月	1.8	2.0
令和3年2月	1.3	39.5
令和3年3月	2.1	51.0
令和3年4月	5.0	142.5
令和3年5月	4.7	86.0
令和3年6月	5.0	70.0
令和3年7月	13.8	111.0
令和3年8月	6.5	346.0
令和3年9月	12.0	337.0
令和3年10月	10.8	258.0
令和3年11月	5.2	140.0
令和3年12月	5.9	100.5
令和4年1月	1.2	106.5
令和4年2月	0.5	16.0
令和4年3月	0.6	52.0

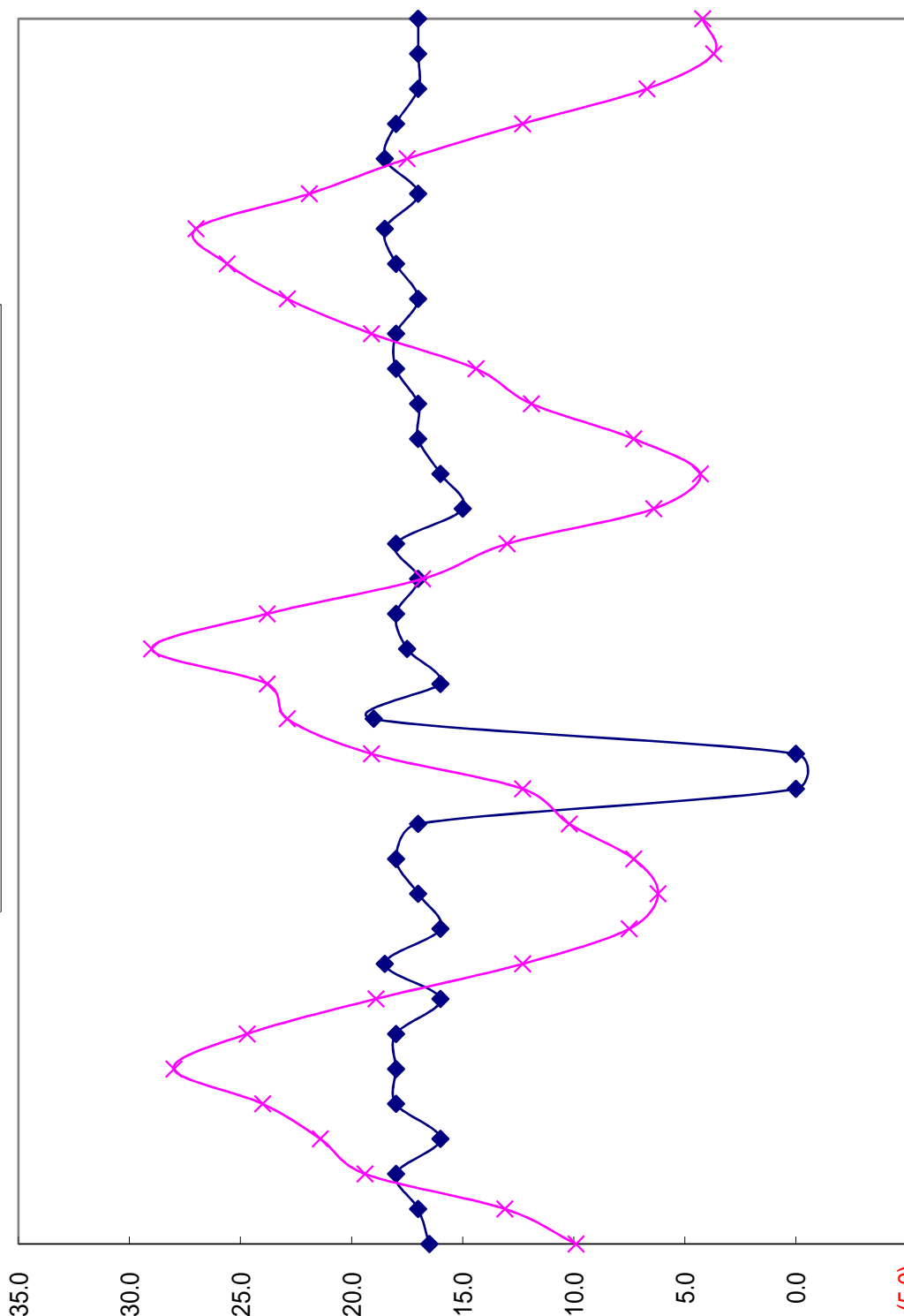


湧水温度と前月平均気温(経年変化)

計測年月	湧水温度 ()	前月平均 気温()
平成31年4月	16.5	9.9
令和1年5月	17.0	13.1
令和1年6月	18.0	19.4
令和1年7月	16.0	21.4
令和1年8月	18.0	24.0
令和1年9月	18.0	28.0
令和1年10月	18.0	24.7
令和1年11月	16.0	18.9
令和1年12月	18.5	12.3
令和2年1月	16.0	7.5
令和2年2月	17.0	6.2
令和2年3月	18.0	7.3
令和2年4月	17.0	10.2
令和2年5月	-	12.3
令和2年6月	-	19.1
令和2年7月	19.0	22.9
令和2年8月	16.0	23.8
令和2年9月	17.5	29.0
令和2年10月	18.0	23.8
令和2年11月	17.0	16.8
令和2年12月	18.0	13.0
令和3年1月	15.0	6.4
令和3年2月	16.0	4.3
令和3年3月	17.0	7.3
令和3年4月	17.0	11.9
令和3年5月	18.0	14.4
令和3年6月	18.0	19.1
令和3年7月	17.0	22.9
令和3年8月	18.0	25.6
令和3年9月	18.5	27.0
令和3年10月	17.0	21.9
令和3年11月	18.5	17.5
令和3年12月	18.0	12.3
令和4年1月	17.0	6.7
令和4年2月	17.0	3.7
令和4年3月	17.0	4.2



温度



(5.0)

平成31年4月
平成1年5月
平成1年6月
平成1年7月
平成1年8月
平成1年9月
平成1年10月
平成1年11月
平成1年12月
平成2年1月
平成2年2月
平成2年3月
平成2年4月
平成2年5月
平成2年6月
平成2年7月
平成2年8月
平成2年9月
平成2年10月
平成2年11月
平成2年12月
令和1年1月
令和1年2月
令和1年3月
令和1年4月
令和1年5月
令和1年6月
令和1年7月
令和1年8月
令和1年9月
令和1年10月
令和1年11月
令和1年12月
令和2年1月
令和2年2月
令和2年3月
令和2年4月
令和2年5月
令和2年6月
令和2年7月
令和2年8月
令和2年9月
令和2年10月
令和2年11月
令和2年12月
令和3年1月
令和3年2月
令和3年3月
令和3年4月
令和3年5月
令和3年6月
令和3年7月
令和3年8月
令和3年9月
令和3年10月
令和3年11月
令和3年12月
令和4年1月
令和4年2月
令和4年3月

計測年月

(ウ) 田んぼの学校

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(エ) 大気汚染(NO₂)の調査

調査期間:令和3年6月～令和4年3月

NO₂調査(カプセル方式):6月、9月、12月、3月

参加人数:延べ10名

調査内容:カプセル方式で市内20か所の交差点付近の濃度を測定

また、交差点の車の通過台数は、因果関係が確認できず中止中

『天谷式カプセル』によるNO₂測定結果経年表(測定者:府中かんきょう市民の会)

カプセル	カプセル設置場所 (ランドマーク)	月	測定結果(ppm)				
			29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
1	栄町3-8 府中街道・学園通り 刑務所角	6	0.032	0.032	0.022	0.016	0.022
		9	0.025	0.035	0.028	0.013	0.035
		12	0.038	0.032	0.019	0.032	0.025
		3	0.022	0.025	-	0.019	0.022
2	若松町4-8 新小金井街道・美術館通り 明大グランド西	6	0.035	0.044	0.019	0.016	0.013
		9	0.025	0.038	0.032	0.016	0.022
		12	0.047	0.041	0.019	0.035	0.028
		3	0.013	0.025	-	0.019	-
3	若松町2-12 新小金井街道・甲州街道 若松町二	6	0.044	-	0.028	0.016	-
		9	0.038	-	0.035	0.022	0.028
		12	0.057	0.028	-	0.047	0.022
		3	0.035	0.028	-	-	-
4	緑町1-1 小金井街道・甲州街道 小金井街道入口	6	0.041	0.032	-	0.022	0.019
		9	0.035	-	0.022	0.022	-
		12	0.038	0.022	-	0.050	0.019
		3	0.035	0.025	-	0.025	-
5	栄町1-4 国分寺街道・東八 栄町交番前	6	0.024	0.019	0.019	0.022	0.013
		9	0.025	0.028	0.022	0.016	0.028
		12	0.041	0.022	0.025	0.044	0.032
		3	0.047	0.016	-	0.025	-
6	白糸台3-40 朝日町通り・甲州街道 白糸台三	6	0.038	0.047	0.041	0.019	0.019
		9	0.019	0.025	0.038	0.019	0.032
		12	0.025	0.050	0.019	0.057	0.019
		3	0.038	0.025	-	0.025	0.025
7	押立町1-39 白糸台通り・しみず下通り 車返団地	6	0.039	0.035	0.038	0.019	0.016
		9	0.025	0.041	0.032	0.016	0.028
		12	0.035	0.035	0.013	0.054	0.022
		3	0.032	0.032	-	0.019	-
8	是政5-18 府中街道・多摩川通り 是政橋北	6	0.025	0.022	0.013	0.022	0.006
		9	0.022	0.032	0.019	0.013	0.028
		12	0.032	0.028	0.016	0.050	0.028
		3	0.016	0.022	-	0.025	-
9	寿町3-1 府中街道・甲州街道 寿町三	6	0.074	0.047	0.038	0.019	0.032
		9	0.044	0.047	0.044	0.025	0.028
		12	0.054	-	0.025	0.050	0.022
		3	0.025	0.032	-	0.032	0.032

カプセル	カプセル設置場所 (ランドマーク)	月	測定結果(ppm)				
			29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
10	住吉町4-10 鎌倉街道・四谷通り 中河原駅北	6	0.019	0.038	0.022	0.022	0.006
		9	0.032	0.041	0.038	0.025	0.022
		12	0.044	0.041	0.022	0.047	0.032
		3	0.028	0.032	-	0.025	0.032
11	日野バイパス・甲州街道 国立インター入口	6	0.060	0.044	0.032	0.022	0.019
		9	0.044	0.050	0.044	0.025	0.028
		12	0.057	0.041	0.028	0.057	0.016
		3	0.025	0.035	-	0.028	0.028
12	本宿町2-22 新府中街道・甲州街道 本宿交番前	6	0.057	0.069	0.025	0.035	0.016
		9	0.060	0.060	0.054	0.025	0.028
		12	0.063	0.044	0.038	0.054	0.041
		3	0.022	0.041	-	0.035	0.028
13	西原町1-17 東八・新府中街道 西原町一	6	0.066	0.054	0.047	0.032	0.013
		9	0.047	0.054	0.063	0.032	0.025
		12	0.054	0.038	0.044	0.054	0.038
		3	0.066	0.035	-	0.038	0.028
14	浅間山北側住宅	6	0.006	0.041	0.013	0.016	0.003
		9	0.013	0.016	0.013	0.013	0.019
		12	0.041	0.022	0.016	0.032	0.009
		3	0.013	0.019	-	0.013	-
15	清水が丘2-49 新小金井街道・清水下通り 清水が丘二丁目	6	0.035	0.025	0.019	0.019	0.006
		9	0.025	0.028	0.019	0.006	0.028
		12	0.032	0.028	0.019	0.032	0.022
		3	0.019	0.025	-	0.022	-
16	本宿町1-51 新府中街道 本宿トンネル内	6	0.079	0.066	0.044	0.041	0.063
		9	0.085	0.079	0.069	0.032	0.041
		12	0.063	0.082	0.085	0.063	0.069
		3	0.054	0.066	-	0.060	0.047
17	住吉町2-30 鎌倉街道・多摩川通り 関戸橋北	6	0.030	0.050	0.016	0.025	0.038
		9	0.035	0.041	0.032	0.025	0.032
		12	0.047	0.041	0.025	0.050	0.022
		3	0.032	0.035	-	0.032	0.032
18	四谷3-40 野猿街道・いずみ大通り 四谷体育館東	6	0.039	0.044	-	0.022	0.009
		9	0.035	0.044	0.041	0.022	0.028
		12	0.041	0.035	0.032	0.044	0.019
		3	0.041	0.032	-	0.028	0.028
19	宮西町2-13 府中街道・旧甲州街道 府中市役所前	6	0.041	0.050	0.019	0.022	0.013
		9	0.032	0.041	0.032	0.028	0.032
		12	0.047	0.035	0.025	0.038	0.025
		3	0.035	0.057	-	0.032	0.035
20	武蔵台3-5 新府中街道・多喜窪通り (根岸病院北西角)	6	0.022	0.041	0.025	0.016	0.006
		9	0.028	0.038	0.032	0.025	0.032
		12	0.044	0.025	0.032	0.035	0.022
		3	0.032	0.019	-	0.025	-

観測地点については見直しを行い20箇所に整理した。各観測地点の場所に変更はない。

環境啓発事業

府中環境まつり

「府中環境まつり」は、効果的かつ総合的に環境の保全に関する理解を深めていただくため、これ

まで開催していた「グリーンフェスティバル」、「環境フェスタ」、「リサイクルフェスタ」を統合したイベントです。

環境月間である6月に、地球温暖化防止、自然保護、ごみ減量や3R推進など、環境について楽しみながら学び考えることができるイベントとして開催していますが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

環境啓発ポスターコンクール

市民の環境への意識高揚を図るため、市内小中学校児童及び生徒を中心にポスターコンクールを実施しました。

表彰式

日時:令和3年12月15日(水)午後4時30分から午後5時

会場:東庁舎3階市長公室

応募作品数	266
入賞作品数	12

最優秀賞

古川 凜さん(中学2年生)

2 環境保全活動センター

(1) 設置の経緯

府中市環境保全活動センターの設置等については、平成15年に策定された府中市環境基本計画に初めて明記されたほか、平成18年3月には、府中市環境基本計画に基づき、市民や事業者及び行政が相互に意見交換し、環境基本計画の進捗状況や計画を推進するための方策について検討するため、府中市環境推進協議会が設置されました。

同協議会ではこの中で、市民や事業者及び行政が、環境基本計画及び環境行動指針を推進するとともに、各主体が環境基本計画を実践するための枠組みとして、環境活動の場を設置する必要があると、平成20年3月に市長へ「環境保全活動の支援センターのあり方について」提言しております。

また、平成23年3月に策定された府中市地球温暖化対策地域推進計画の中でも、個別施策等各般にわたり活動センターの役割が期待されていました。

この流れを受け、平成23年度予算に活動センター設立に係る経費を計上するとともに、府中駅北第2庁舎7階に約20㎡の事務室を確保した後、同年7月に活動センターの管理運営規則及び運営委員会に関する要綱等を協議するため、「府中市環境保全活動センター開設準備に関する懇談会」が設置されました。

こうした中で、平成23年12月1日に府中市環境保全活動センターを開設し、環境保全に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、市民等が行う環境保全活動の支援を開始しました。

(2) 令和3年度の動き

センター事業を検討するための組織である検討調整会を6回開催する中で、センターの設置目的に沿った独自の各種事業を実施しました。

また、センターからの情報発信面では、センターのホームページを活用し、情報発信を行うとともに、会報「かんきょう活動センターだより」を発行し、市民への環境情報の提供とセンターの活動内容の周知に努めました。

この外、センターのサポーター登録団体である企業主催の環境フォーラムの後援等を行いました。

なお、センターの事業活動を担う令和3年度末のサポーター登録数は、個人80人、事業者等が14団体となっております。

(3) 令和3年度活動実績

事業等	参加者数等	実施月
来館者数	406人	通年
空間放射線量測定器の貸出し	0件	通年 (57ページ再掲)
「かんきょう活動センターだより」の発行	4回	4月、7月、10月、1月
府中かんきょう塾	129人	6月、10月(2回)、11月、12月
親子かんきょう塾	66人	11月、12月、1月
打ち水日和(打ち水よろず相談所)	32人	8月
かんきょう塾 特別公開講演会	中止	

3 地球温暖化対策

地球温暖化とは、温室効果ガスの過度な蓄積より、地球の平均気温が長期的に上昇することです。温室効果ガスが全くないと今の地球の気温は維持できませんが、過度に蓄積すると気温が上昇し過ぎ、地球の気候を大きく変化させ、自然生態系などに深刻な問題を与えます。

国際的動向として、気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、先進国と途上国を含むすべての国が参加し、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制すると同時に、気候変動に脆弱な島しょ国に配慮し、1.5℃未満に抑えるよう努力するという目標を明記したパリ協定が採択されました。日本においては、令和2年10月の第203回臨時国会の所信表明演説において、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言され、令和3年4月の米国主催による気候サミットで「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減すること」が表明されました。

市では、府中市職員エコ・アクションプランを中心とした環境マネジメントシステムに基づいた環境負荷低減対策をより積極的に推進するため、ISOが定めたISO14001を平成14年に取得しました。その後、平成30年1月16日付けで、ISO14001の規格に適合していることを自らの責任で決定する「自己適合宣言」を行いました。また、市の取組みを年1回「府中市エコ・レポート」として、公表しています。なお、市民のCO₂削減活動を支援するため、エコハウス設備設置補助金事業を実施しています。

このような中、府中市でも脱炭素社会に向けた取組をさらに推進するため、令和3年11月24日に2050年CO₂(二酸化炭素)実質排出ゼロを目指すゼロカーボンシティを表明しました。また、令和3年12月10日に「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すため、市内の大規模事業者や大学と「府中市における2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた協働に関する地域協定」を締結しました。今後は、この協定に基づき、産学官の協働によるゼロカーボンシティの実現に向けた取組を進めてまいります。

用語説明

ヒートアイランド現象

都市部の気温が郊外部に比べて高くなる現象をいいます。原因として、大量の熱エネルギーを発生させる都市においては、土が露出した地面が少ないため、水の気化による気温の低下が妨げられることがあげられます。また、等温線を描くと都心部を中心とした「熱(=ヒート)」による「島(=アイランド)」のように見えるため、こう呼ばれています。

温室効果ガス

太陽から地球に降り注ぐ(波長の短い)光は素通りさせますが、地球から宇宙に逃げる(波長の長い)赤外線(熱線)は吸収するため、地球の温度を上昇させる働きのあるガスのことをいいます。

京都議定書及び地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質が指定されています。

ISO

「国際標準化機構(International Organization for Standardization)」の呼称です。スイスのジュネーブに本部を置く非政府組織(NGO)で、工業製品やサービスなどの国際的な規格の制定や標準化を目的として設立された国際機関です。

ISO14001

ISOが定めた環境に配慮するための仕組みを定めたシステムの規格です。PDCAサイクル(計画 実施 点検 見直し 計画のサイクル)を回すことで環境負荷低減行動の進行管理を行い、継続的な改善を進めます。

市職員の取組項目

府中市職員エコ・アクションプランは平成13年3月に策定され、市職員はこのプランに基づいて省エネルギー、省資源、ごみ減量などに努めています。平成28年3月には第4次府中市職員エコ・アクションプランを策定し、温室効果ガス排出量削減のために、施設における取組を重点的に、より一層の環境負荷低減行動を実践していきます。

【取組内容】

1 共通の取組

(1) 日常の取組項目

全職員を対象とするものであり、市の事務事業の実施に伴う環境負荷低減行動のほか、日常生活でも自主的、積極的に取り組みます。

(2) 課独自の取組項目

各課で1項目以上の取組項目を挙げて実施します。

環境負荷低減に関するものであれば、各課の状況により、予算の必要性の有無、取組内容の大小、環境貢献などにかかわらず実施できます。

2 施設等での取組

市の施設においては、照明器具や空調設備の見直しを行い、施設の建て替えや改修時に省エネルギー型の設備の導入を進めます。また、日常取組項目の中から、各施設の特性に応じて、特に重点を置いて取り組む項目を示し、定期的に職員によるチェックを行います。

3 推進事務局の取組

推進事務局は、環境問題全般や日常的に実践できる具体的な環境負荷低減行動等のテーマを扱った職員向けの説明会や研修会を実施するなど、様々な手段で職員等へ意識啓発を行います。

4 公共工事の取組

公共工事については、業者に委託して実施する工事であっても、環境への負荷や影響をなるべく抑えて実施するよう指導または要請します。

(1) エコハウス設備設置助成事業

地球温暖化防止対策の一環として、個人住宅の環境に配慮した住宅設備設置費用の一部を助成することにより、自然エネルギーの有効活用の促進をするため、平成17年11月9日付で「府中市エコハウス設備設置補助金交付要綱」を施行し、実施しています。(令和3年度実施概要)

対象設備	補助率
太陽光発電システム	1kWあたり2万円で上限10万円
太陽熱高度利用システム	2万円
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器	1万5千円
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	2万5千円
雨水浸透施設	標準工事費又は設置に要する費用を比較して少ない方の5割で上限10万円
雨水貯留槽	本体と架台の購入に要する費用の1/4で上限1万円
家庭用蓄電池システム	1kWhあたり2万円で上限10万円
既設窓の断熱改修	設置に要する費用の1/5で上限10万円

年度別交付件数推移

対象設備	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	計
住宅用太陽光発電システム	9	17	6	17	44	89	173	253	163	140	112	75	72	61	40	43	45	1,359
太陽熱高度利用システム	0	0	3	0	3	5	2	2	3	5	4	5	0	0	2	0	0	34
潜熱回収型給湯器	10	126	90	47	17	43												333
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器	6	56	38	38	22	54	20	12	33	28	33	28	27	21	15	11	12	454
ガスエンジン給湯器	0	0	5	8	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0				17
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	0	0	0	0	0	1	33	36	107	135	183	168	142	167	51	47	38	1,108
雨水浸透施設	1	3	0	0	0	3	3	0	1	0	2	3	2	2	4	0	1	25
雨水貯留槽	2	0	2	0	3	4	15	12	13	6	5	3	5	3	0	1	2	76
家庭用蓄電池システム															52	59	62	173
既設窓の断熱改修															23	20	16	59

対象設備ごとのCO₂排出削減量

対 象 設 備	CO ₂ 排出削減量 (kg-CO ₂ /年)	
	令和3年度	平成17年度から令和3年度までの累積
住宅用太陽光発電システム	93,084	2,253,265
太陽熱高度利用システム	0	14,280
二酸化炭素冷媒ヒートポンプ給湯器	6,000	227,000
家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	43,700	1,274,200
既設窓の断熱改修	34,304	123,450
合 計	177,088	3,892,195

住宅用太陽光発電システムのCO₂排出削減量算定における排出係数:0.382(東京都環境局「再エネクレジット算定ガイドライン」より)

参考資料

「東京ソーラー屋根台帳」(ポテンシャルのシミュレーション方法)、東京都環境局「再エネクレジット算定ガイドライン」、JISC8907:2005「太陽光発電システムの発電電力量推定方法」、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)日射量データベース閲覧システム、環境省「ヒートアイランド現象による環境影響等に関する調査業務報告書」

なお、平成17年度から令和3年度までの累積CO₂排出削減量である3,892,195kg-CO₂/年は、一般家庭1世帯あたりの年間CO₂排出量が約4,150kg-CO₂であるため、約937世帯分のCO₂排出量に相当します。

参考資料

温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ(1990～2018年度) 確報値」

(2) カーボンオフセット

ア カーボンオフセットとは

地球温暖化は、人間の諸活動の中で排出される二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスによって引き起こされ、人類の生存基盤や自然の生態系にも悪影響を及ぼすに至りました。そこで、温室効果ガスの排出量を減らすための国際的な取組みが行われ、平成9年(1997年)の京都議定書では、我が国に6%の削減の目標が定められました。今、国を挙げての低炭素社会の構築に向けた行動・実践が求められています。

このような中で、注目を集めているのが、「カーボンオフセット」です。カーボンは「二酸化炭素」、オフセットは「埋め合わせる」という意味を表わします。まず、諸活動の中で排出をしている二酸化炭素などの温室効果ガスの量を認識(見える化)し、削減努力を行うことが必要です。そして、どうしても削減できない部分を、他の場所でのクリーンエネルギーの導入や二酸化炭素を吸収する森林整備など、排出削減、吸収プロジェクトに投資を行い、それによってもたらされる温室効果ガスの排出削減量や二酸化炭素吸収量で、削減しきれなかった部分を埋め合わせる、これがカーボンオフセットです。

イ 姉妹都市佐久穂町とのカーボンオフセット事業の実施状況

平成23年7月26日に姉妹都市である長野県佐久穂町と締結した「府中市と佐久穂町との地球環境保全のための連携に関する協定」、「長野県の森林の里親促進事業森林整備協定」に基

づき、平成27年度までの5年間、市の家庭ごみなどの市指定有料袋の焼却をはじめとする市民生活から排出されるCO₂相当量の一部を、佐久穂町において森林整備を実施することで相殺させるカーボンオフセット事業を行いました。今後もカーボンオフセット事業を継続するため、平成28年3月7日に第2期協定を締結しました。

令和3年度については、新たに佐久穂町の町有林23.01ヘクタールを植林し、二酸化炭素吸収量は15.9t-CO₂/年となりました。また、平成29年度から令和2年度までに間伐・植林した83.71ヘクタールについて、令和3年度も68.3t-CO₂/年の二酸化炭素吸収量が認められたため、合わせて84.2t-CO₂/年の二酸化炭素吸収量について、令和4年3月16日に長野県から「森林の里親促進事業」CO₂吸収量認証書を受け取りました。

森林整備面積及び二酸化炭素吸収量

	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
森林整備面積 (ha)	16.79	17.31	21.60	20.4	21.01	20.70	23.01
二酸化炭素吸収量対象面積 (ha)	96.59	94.04	98.39	75.41	76.10	80.32	83.71
二酸化炭素吸収量 (t-CO ₂ /年)	311.7	296.0	276.5	221.4	186.0	110.8	84.2

(3) 森林間伐体験事業

地球温暖化防止対策の一環として、森林を整備することの大切さを知ってもらうため、姉妹都市佐久穂町で、市内の小中学生を対象とした森林間伐体験事業を平成23年度から実施しています。今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

府中市の温室効果ガス排出量の推移

[単位:1000t-CO2eq]

ガス種	基準年	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
二酸化炭素 CO ₂	917	917	960	986	957	1023	981	981	1,034	1,030	1,044	1,064	1,052	1,179	1,222	1,111	1,103	1,024	1,118	1,084	1,034	1,041	1,093	1,156	1,145	1,085	1,024	997	1,005	979	929	
メタン CH ₄	2	2	2	2	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
一酸化二窒素 N ₂ O	9	9	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	9	9	8	8	8	8	7	7	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	
ハイドロフルオロカーボン類 HFCs	3						3	5	6	7	7	8	9	10	10	10	10	8	23	27	31	34	38	42	57	62	69	75	85	89	93	
パーフルオロカーボン類 PFCs	2						2	2	3	3	3	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
六ふっ化硫黄 SF ₆	2						2	2	3	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
三ふっ化窒素 NF ₃	0																															
合計	936	928	972	998	968	1,035	1,000	1,002	1,057	1,053	1,065	1,084	1,073	1,200	1,242	1,131	1,123	1,042	1,150	1,120	1,073	1,083	1,139	1,207	1,210	1,155	1,102	1,079	1,098	1,076	1,030	

ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、及び六ふっ化硫黄については、基準年度を1995年としているため、1994年以前の値は算定していない。

三ふっ化窒素については、2013年実績から算定の対象となったため、2012年以前の値は算定していない。(基準年度は1995年)

部門別二酸化炭素排出量の推移

[単位: 1000t-CO₂]

部門	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
農業・水産業	2	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2
建設業	43	41	38	39	48	28	27	37	21	20	18	19	39	23	15	8	10	33	17	19	24	25	21	24	19	12	13	20	15	9
製造業	230	234	224	192	217	204	202	219	222	234	218	212	213	211	182	152	142	152	152	137	152	178	202	206	195	174	185	172	166	159
産業部門計	274	277	264	233	268	234	231	259	246	257	239	234	255	237	200	163	155	189	172	158	179	206	226	233	217	188	201	195	184	170
家庭	212	223	231	231	236	236	226	222	224	235	244	243	276	304	276	299	271	312	301	296	310	334	362	363	342	325	324	333	312	303
業務	176	185	201	203	221	215	212	223	226	229	255	249	306	362	331	380	329	373	370	343	334	336	360	346	325	317	287	297	305	277
民生部門計	388	407	431	434	457	451	438	446	450	464	499	492	583	665	608	679	600	685	672	640	643	670	722	709	667	643	611	630	616	580
自動車	232	251	264	264	272	274	288	301	302	296	300	297	300	293	279	235	230	217	208	208	200	194	183	177	177	169	159	157	155	155
鉄道	12	13	14	14	15	14	13	13	12	12	12	12	14	17	14	14	13	16	15	14	14	17	20	20	19	18	18	17	17	17
運輸部門計	244	264	278	278	287	288	301	314	314	308	312	309	314	309	294	249	243	233	223	222	214	211	202	196	195	188	177	175	172	172
廃棄物部門	12	12	13	12	12	8	11	16	20	15	14	16	27	10	10	12	26	11	17	14	5	6	5	7	5	6	8	5	7	7
合計	917	960	986	957	1,023	981	981	1,034	1,030	1,044	1,064	1,052	1,179	1,222	1,111	1,103	1,024	1,118	1,084	1,034	1,041	1,093	1,156	1,145	1,085	997	1,005	979	929	929

工場・指定作業場の設置状況

1 工場数

(各年度末現在)

	業種	年度							
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
市所管分	食料品製造業	52	51	51	49	51	51	50	49
	飲料製造業	2	2	2	2	2	2	2	2
	繊維工業	4	4	4	4	4	4	4	4
	衣服・繊維製品製造業								
	木材・木製品製造業	28	28	27	27	20	20	20	19
	家具・装備品製造業	14	14	14	14	14	13	14	14
	紙加工品製造業	3	3	3	3	3	3	2	2
	出版・印刷業	18	18	17	16	12	12	13	12
	化学工業	2	2	2	2	2	2	2	2
	舗装材料製造業							2	2
	プラスチック製品製造業	11	11	11	11	7	7	7	7
	ゴム製品製造業	2	2	2	2	1	1	1	1
	皮革製品製造業								
	石油・石炭製品製造業	2	2	2	2	2	2	2	2
	窯業・土石製品製造業	17	17	17	17	17	17	17	16
	非鉄金属製品製造業	2	2	2	2	2	2	2	2
	金属製品製造業	53	54	54	54	36	36	35	35
	一般機械器具製造業	27	25	24	24	16	16	16	16
	電気機械器具製造業	66	64	64	62	38	38	38	38
	輸送用機械器具製造業	19	19	18	17	15	15	14	14
	精密機械器具製造業	16	16	16	15	9	9	13	13
	その他の製造業	7	7	7	6	11	5	1	1
	電気・ガス	4	4	4	4	4	4	4	4
	自動車整備業	113	112	113	108	81	80	80	81
	クリーニング業	19	20	21	19	18	18	18	17
	廃棄物処理業	5	4	4	3	3	3	3	3
その他の業種	9	9	9	7	8	15	14	14	
合計(事業所総数)	495	490	488	470	376	375	374	370	
留保分	飲料製造業	1	1	1	1	1	0		
	一般機械器具製造業								
	電気機械器具製造業	2	2	2	2	2	1	1	1
	合計(事業所総数)	3	3	3	3	3	1	1	1

2 指定作業場数

(各年度末現在)

	業種	年度							
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
市所管分	自動車駐車場	384	387	381	407	404	417	424	428
	自動車ターミナル	11	12	12	12	11	14	14	14
	ガソリンスタンド(ガス)	23	22	22	21	19	16	19	19
	自動車洗車場	6	6	6	6	6	7	6	6
	ウエストスクラップ処理場	1	1	1	1	1	1	1	1
	廃棄物の積替え場所	6	6	6	7	7	7	7	8
	材料置場	69	69	69	71	70	70	72	72
	畜舎	2	2	2	3	3	3	3	3
	めん類製造所	2	2	2	2	2	2	2	2
	豆腐又は煮豆製造所	4	4	4	4	4	4	4	4
	洗濯施設を有する事業場	61	61	61	63	45	45	47	47
	ガスタービンディーゼル機関 ガス機関、ガソリン機関	1	1	1	1	2	1	2	2
	暖房用熱風炉・ボイラー	44	43	43	43	32	39	38	38
	焼却炉を有する事業場	7	7	7	8	8	8	7	7
	設備用揚水施設を有する事業場							2	2
	病院	1	2	2	2	2	2	2	2
	地下水揚水施設	1	1	1	3	4	2	5	6
	水道施設、工業用水道施設	1	1	1	1	1	1	1	1
	科学技術に関する研究等を行う 事業所		1	1	1	2	2	2	2
合計(事業所総数)	624	628	622	656	623	641	658	664	
留保分	下水処理場	1	1	1	1	1	0	0	0
	合計(事業所総数)	1	1	1	1	1	0	0	0

これらの工場・指定作業場は東京都環境確保条例別表第1及び同第2(条例第2条第7・8項)に規定されているものです。

該当する工場・指定作業場を新たに設置する場合、設備の変更をする場合は事前に府中市へ届け出ることが義務付けられています。

同一事業所において複数の業種に該当する場合があります、各業種の合計と事業所総数は必ずしも一致しません。

府中市の環境の歴史

昭和	29年 (1954)	府中市制施行
	33年 (1958)	二枚橋塵芥焼却場の操業開始
	35年 (1960)	新市庁舎完成
	36年 (1961)	ラジオ・テレビ雑音防止協力を設置
	42年 (1967)	緑の箱を試験的に設置
	44年 (1969)	衛生課公害係を設置
	45年 (1970)	衛生課から環境整備課に名称変更 市の自然調査を実施 市内で光化学スモッグ被害が初めて発生する 大気汚染濃度の測定を開始 東京都公害防止条例が委任される 市内大工場(6企業)と公害防止協定を締結 市内の産米中にカドミウムを検出 府中保健所がカドミウム住民検診を実施 府中市公害対策本部要綱を制定
	46年 (1971)	水質分析室を設置 大気汚染測定車による測定開始
	47年 (1972)	「府中市自然環境の保全および育成に関する条例」制定 「府中市中高層建築物に関する指導要綱」制定 「府中市開発行為に関する指導要綱」制定 「府中市公害防止資金融資措置要綱」制定 光化学スモッグ対策で酸素吸入器を配備 樹木調査と樹木保存奨励制度発足 自然環境市民会議が発足
	48年 (1973)	府中市に東京都の大気監視測定局を設置 「府中市公害防止要綱」制定
	49年 (1974)	立川段丘崖の一部を市が買収 市内大手企業(8企業)と緑化協定締結 府中市が引き続きカドミウム住民検診を実施 環境整備課から自然環境課に名称変更
	51年 (1976)	第1回多摩川清掃市民運動始まる 市民花壇第1号を朝日町に設置 四谷清掃工場が稼働
	54年 (1979)	第1回府中をきれいにする市民運動始まる 緑のマスタープランが完成 資源再生利用補助金制度が発足
	55年 (1980)	公共施設での有リン洗剤を使用中止
	56年 (1981)	ホタルの養殖成功
	57年 (1982)	市内水道用井戸からトリクロロエチレンを検出
	58年 (1983)	自然環境課から環境保全課に名称変更
	59年 (1984)	市内事業所(26か所)と環境保全協定を締結 三多摩地域廃棄物広域処分場が開設 四谷小、第八中でイネ科の植物による花粉症が発生 デポジット・リファイル・システムの導入
	61年 (1986)	環境測定車「おおぞら号」が稼働
	62年 (1988)	市が「緑の都市賞」(主催(財)都市緑化基金、読売新聞社)を受賞
平成	2年 (1990)	押立町、武蔵台に大気汚染測定局を設置 「建築物等の工事に伴うアスベスト飛散防止対策指導要綱」 制定に伴い、市に委託される 市民による酸性雨調査を実施
	3年 (1991)	教育センターに酸性雨自動測定機を設置 「ふちゅうグリーンフェスティバル91」を開催 東京農工大学と酸性雨共同研究を実施 東京都より大気汚染同時通報受信装置37台を移管される 大気汚染同時通報受信装置15台を購入
	4年 (1992)	四谷に大気汚染測定局を設置 第1回ラブリバー多摩川実施 飼い犬、飼い猫の去勢・不妊手術費の一部助成制度開始
	5年 (1993)	朝日町に大気汚染測定局を設置 雨水浸透施設70基を市内に設置
平成	6年 (1994)	雨水浸透施設88基を市内に設置 地下水のばっ気処理装置を設置し浄化開始
	7年 (1995)	雨水浸透施設設置助成制度開始

11年 (1999)	「府中市環境基本条例」制定 府中市環境審議会設置 大気汚染測定車を購入 府中市緑の基本計画策定
12年 (2000)	府中市環境基本計画素案検討会設置
13年 (2001)	府中市職員エコ・アクションプラン策定
14年 (2002)	ISO14001の認証の取得(府中市役所本庁舎、府中駅北第2庁舎、府中市立中央図書館) 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費の一部助成制度開始
15年 (2003)	府中市環境基本計画策定 「府中市まちの環境美化条例」制定
16年 (2004)	府中市環境行動指針策定
17年 (2005)	ISO14001の認証を更新 府中市エコハウス設備設置助成制度開始(同時に、雨水浸透施設設置助成交付要綱廃止)
18年 (2006)	第1回「府中環境フェスタ」の実施 府中市環境推進協議会設置 第2次府中市職員エコ・アクションプラン策定
19年 (2007)	「リサイクル&環境フェスタ」(第2回環境フェスタ)の実施
20年 (2008)	ISO14001の認証を更新 環境保全課から環境政策課に名称変更 お灌湧水復活事業で、雨水浸透施設109基を市内に設置(公園に8基) 西府駅北公衆トイレ設置
21年 (2009)	「～あきかん～第1回府中エコ博」の実施 府中市緑の基本計画2009策定
22年 (2010)	庁用車として電気自動車(愛称:エコちゅう)を導入 第1回市民セミナー「地域で考える～飼い主のいない猫」の実施
23年 (2011)	府中市地球温暖化対策地域推進計画策定 ISO14001の認証を更新 第3次府中市職員エコ・アクションプラン策定 組織改正によって環境政策課に自然保護係が編入される テレビ放送が地上波デジタル方式に完全移行 府中市環境保全活動センターを開設 東日本大震災に伴う放射能測定 姉妹都市佐久穂町とのカーボンオフセット事業の実施
24年 (2012)	自動車騒音常時監視等が権限移譲により業務開始 「府中環境まつり」の実施
25年 (2013)	テレビ送信を東京タワーから東京スカイツリーに全面移行 環境安全部から生活環境部に名称変更
26年 (2014)	第2次府中市環境基本計画策定、府中市環境行動指針策定 ISO14001の認証を更新
27年 (2015)	府中市生物多様性地域戦略の策定 環境保全活動センター担当副主幹の配置
28年 (2016)	第4次府中市職員エコ・アクションプラン策定 環境マネジメントシステムの大幅改定 府中市エコ・ハンドブック作成 府中市空家等対策協議会設置
29年 (2017)	府中市地球温暖化対策地域推進計画の中間見直し ISO14001の認証を更新 府中市シルバー人材センターと「空家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結
30年 (2018)	自立型ソーラースタンドを3基設置(多磨駅1基、府中郷土の森博物館2基) ISO14001規格の適合を自らの責任で決定する「自己適合宣言」を実施 府中市空家等対策計画策定 府中駅西公衆トイレ(だれでもトイレ)設置 大気汚染測定車を購入 押立町、四谷の大気汚染測定局を廃止
31年/令和元年 (2019)	東京都宅地建物取引業協会府中稲城支部と「路上違反屋外広告物の除却に関する協定」を締結
令和 2年 (2020)	府中市緑の基本計画2020策定 武蔵台緑地 植生管理ガイドラインの発行 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各種事業の中止・縮小を行う 府中市武蔵台浄水所の原水から有機フッ素化合物「PFOS」及び「PFOA」を検出
令和 3年 (2021)	ゼロカーボンシティ表明 市内大手企業4社(東芝、サントリー、NEC、キューピー)及び東京農工大学と「府中市における2050年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた協働に関する地域協定」を締結
令和 4年 (2022)	第2次府中市空家等対策計画策定

府中の環境

発行日/令和4年9月 編集・発行/府中市生活環境部環境政策課
〒183 - 8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地
電 話 (042)364 - 4111(代表)、(042)335 - 4195(直通)
F A X (042)361 - 0078
ホームページ <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/>
Eメールアドレス kankyo01@city.fuchu.tokyo.jp

